

第2次 柳川市総合計画
前期基本計画

第2次 柳川市

総

合

計

画

前期基本計画

まち・ひと・しごと 創生総合戦略

2017
2024

水と人と
まちが輝く
柳川

福岡県柳川市



はじめに

本市は、平成17年3月21日の1市2町合併から「第1次柳川市総合計画」の将来像である「生きがいと活力に満ち自然と共生する住み良いまち」の実現を目指して、様々な施策に取り組むとともに、新市の均衡ある発展と一体感の醸成に努めてまいりました。

しかし一方で、我が国は平成20年をピークに急激な人口減少時代に突入しています。このため、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指して、国や地方自治体で平成26年12月からまち・ひと・しごと地方創生の取り組みが進められています。

本市でも、将来にわたり地域の活力を維持していくための戦略として「柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定し、この度、その総合戦略を包括した8年間のビジョンを示す「第2次柳川市総合計画」を策定したところです。

柳川には、全国でも類のない伝統文化や独特な景観があります。本市に住む人が郷土に誇りと愛着を持ち、安心して子育てや暮らしに幸せを感じるような「ふるさとづくり」や「ひとづくり」に取り組んでまいります。また、本市の豊かな農水産物や観光など地域の特徴や強みを十分に活かし、若者が地元に着定して将来にわたり安定した地域社会を支えることのできる「しごとづくり」や「まちづくり」にも取り組んでまいります。

時代の変化に伴いまちづくりの課題も多様化していくと思いますが、市民の皆様とともに考え、協働していくことで地域の活力を維持し、自然と調和のとれた「水と人とまちが輝く柳川」を目指してまいりたいと考えています。

最後に、この計画の策定にあたってご尽力いただいた柳川市総合計画審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後も定期的に検証を行いながら柳川市の将来像を実現していく所存でありますので、市民の皆様のご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成29年6月
柳川市長

金子 健次





目次

第1編 序論

第1章 総合計画の策定にあたって 002

1 計画策定の趣旨 002

2 計画策定の基本方針 002

3 計画策定の位置づけと役割 003

4 計画の構成と期間 003

第2章 柳川市のあゆみと特性 005

1 あゆみ 005

2 特性 007

第3章 柳川市を取り巻く社会動向 010

第4章 柳川市の現況と主要な課題 012

第2編 基本構想

第1章 柳川市の将来像 026

第2章 将来フレーム 028

第3章 土地利用構想 030

第4章 施策の大綱 032

第3編 前期基本計画

施策の体系図 044

第1章 柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つ
ふるさとづくり 046

1 地域資源に対する誇りとこだわりの醸成 046

2 郷土愛とおもてなしの心の醸成 050

3 文化芸術・スポーツに触れる機会の創造 054

4 人権が尊重される社会の形成 059

第2章 若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに
幸せを感じるひとづくり 062

1 遊んで学べる子育て応援 062

2 結婚・出産応援 072

3 手ごろな住まい応援 075

4 就業や女性の再就職応援 077

第3章 水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつける
まちづくり 080

1 住みたい柳川転入者支援 080

2 水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり 083

3 誇りとこだわりのある柳川暮らしの情報発信 087

4 掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上 090

5 魅力ある居住環境と道路交通網の整備 092

6 健康寿命の延伸と誰もが安心して暮らせる保健福祉体制の充実 095

7 広域連携によるまちづくり 102

8 快適な暮らしができる生活基盤の整備 104

9 安全、安心のまちづくり 109



第4章 柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

1 柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援

2 起業支援や個店の商品力強化による商業の活性化

3 強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上

4 ブランド確立による稼ぐ農漁業への転換

5 産業の後継者づくり

6 大学・地元高校等との連携

7 柳川の特長を活かした舞台の整備

114

114

118

121

125

133

136

138

第4編 前期基本計画を進めるにあたって

1 住民とともに進めるまちづくり

2 持続可能な財政基盤の確立

3 柔軟な組織機構改革

144

147

150

資料編

柳川市総合計画条例

柳川市附属機関の設置に関する条例

柳川市総合計画審議会規則

柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会要綱

柳川市総合計画審議会（柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会）委員名簿

諮問書

答申書

計画策定の経緯

154

156

161

163

165

166

167

168

柳川市民憲章

柳川市は、矢部川と筑後川がおりなす広大な平野と先人たちの熱い思いで造られた干拓地や掘割、それに豊饒な有明海の恩恵に浴してきたまちです。人々は、歴史と伝統を継承し、詩人北原白秋に代表されるようなすぐれた文化を育んできました。

わたくしたちは、このふるさとを愛し、力を合わせ、豊かな住みよい柳川を築くために、ここに市民憲章を定めます。

- 1 美しい水と緑を愛し、自然を大切にするまちにします。
- 1 教育と伝統を重んじ、文化の香り高いまちにします。
- 1 人権を尊重し秩序をまもり、感謝と思いやりのあるまちにします。
- 1 健康で楽しく働き、生きがいの持てるまちにします。
- 1 幸せな家庭をつくり、高齢者と子供を大切にするまちにします。



市の木 「柳」



市の花 「藤」



市の花 「花しょうぶ」

第 1 編

序論

- 第1章 総合計画の策定にあたって
- 第2章 柳川市のあゆみと特性
- 第3章 柳川市を取り巻く社会動向
- 第4章 柳川市の現況と主要な課題

第1章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで平成19年度から平成28年度までの「第1次柳川市総合計画」をまちづくりの指針として行政運営を行ってきましたが、地方分権改革の一環として、平成23年5月の地方自治法の改正により、総合計画の策定義務がなくなりました。

しかし、本市では社会経済情勢の変化や本市を取り巻く背景を踏まえ、長期的展望にたった、地域の特色を活かしたまちづくりを進めるための指針が必要と考え、「第2次柳川市総合計画」を策定することにしました。

計画の策定にあたっては、平成27年度に策定した人口減少への対応と地方創生を目的とした緊急的取り組みである「柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を総合計画の前期基本計画として位置付け、総合戦略を包括した総合計画として策定します。

2 計画策定の基本方針

(1) 市民とともに進める計画づくり

時代の変化に伴いまちづくりの課題が多様化しているため、市民と行政がともに考え、ともに実行できる計画を策定します。

(2) 地域の特性や強みを活かした計画づくり

社会経済活動が大きく変化する時代の中で埋没しないために、本市の特性や強みを活かした計画を策定します。

(3) 成果を重視した戦略的な計画づくり

持続可能な行財政基盤の確立に向けて、経営的な視点で「選択と集中」による効果的な施策の展開を図るために PDCA サイクルを取り入れた計画を策定します。

3 計画の位置づけと役割

総合計画は、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位計画であり、今後のまちづくりの方向性と目標を示すものです。また、平成27年度に策定した「柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包括した計画とします。

4 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画、アクションプランで構成し、平成29年度を初年度として平成36（2024）年度を目標年次とします。

■第2次総合計画の構成と期間

西 暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
平 成	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
基本構想	8 年間							
基本計画	3 年間（前期計画）			5 年間（後期計画）				
KPI と アクション プランで 進捗管理	KPI	KPI	KPI	KPI	KPI	KPI	KPI	KPI

※ K P I とは重要業績評価指標のことで、施策を実施した結果、住民等にもたらす便益に係る数値のこと。

基本構想

基本構想は、長期的展望の中で目指すべきまちの将来像とこれを実現するための施策の基本的方向を示すものです。基本構想の期間は平成29年度を初年度として平成36（2024）年度までの8年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想に示された施策の基本的方向に基づいて、取り組むべき施策を具体的に示し、それらを組織的・体系的に進めるために定めるものです。基本

第2章 柳川市のあゆみと特性

1 あゆみ

本市は、九州山地から有明海に注ぐ筑後川と矢部川とがつくる筑後平野の西南端に位置しています。今から約6千年前の縄文時代中期には地球規模の温暖化により海岸線は現在の海拔10m程のラインまで移動し、柳川市の周辺地域は海の底に沈みました。その後、気候が冷涼化すると海面は後退し、再び陸地化して、この地方には約2200年前の弥生時代中期から人が住みはじめました。

定住した人々は、湿地を開拓するために溝を掘り、その土を盛り上げて、水稻耕作に必要な灌漑と排水、生活用水の確保を担う水路網を徐々に形成していきました。市内外に残る条里の遺構や地名は古代、中世から現在まで引き継がれる土地の歴史を物語っており、縦横に走る水路は柳川地方の景観を特徴づけています。

「柳川」という地名は、すでに鎌倉時代の史料にあらわれており、戦国時代に領主蒲池氏が柳川城を造り、この地方の中心となります。その後、豊臣秀吉の九州国割により、立花宗茂が入封しますが、関ヶ原の戦いで西軍につき、改易されてしまいます。一方、関ヶ原の戦いの功績により田中吉政が、慶長6（1601）年に筑後国一円を与えられ、柳川城に入りました。田中吉政は、城郭の修築をはじめ道路や掘割の整備、慶長本土居の築堤を手掛けるなど、現在の城下町「柳川」の原型はこの頃に整備されました。田中家は2代で断絶し、元和6（1620）年、立花宗茂が筑後柳川10万9600石余の大名として再封されました。立花家の治政期にも治水・干拓事業は引き継がれ、2000町に及ぶ干拓地の造成など、今日に伝えられている地域の社会的、物的環境の基礎が整えられました。この間、城下町柳川は、南筑後地方の政治、経済、文化の中心地として栄えました。

明治4（1871）年の廃藩置県により旧柳川藩は柳河県となりましたが、同年11月、筑後一円をあわせて三潞県となり明治9（1876）年に、三潞県は福岡県に合併されました。明治22（1889）年には町村の大合併が行われ、現在の柳川市域に関しては、山門郡内に柳河町、城内村、沖端村、西宮永村、東宮永村、両開村、塩塚村、鷹尾村、有明村、川北村、川辺村、垂見村、宮の内村の1町12村が、三潞郡内に浜武村、久間田村、蒲池村の3村が誕生しました。また、塩塚村、鷹尾村、有明村は更に明治40（1907）年に合併して大和村に、川北村、川辺村、垂見村、宮の内村が合併し

計画の期間は、平成27年度に策定した「柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間と合わせるため、平成29年度から平成31（2019）年度までの3年間で前期計画とし、平成32（2020）年度から平成36（2024）年度までの5年間で後期計画とします。

ただし、国の動向や急激な社会経済の変化により計画を見直すことがあります。

アクションプラン

基本計画に定められた施策を実現するためにアクションプランを策定します。「アクションプラン」は、基本計画に定められた施策を具体的事業に落とし込み、実施年度とKPIを示したものです。

アクションプランに掲げられた施策や事業は、毎年KPIを用いたPDCAサイクルにより、事業の妥当性や有効性などを市民とともに評価し、改善を加えながら、翌年度の予算編成に反映させることで実行性を確保します。

■PDCA サイクル



（２）面積・地質

本市は、総面積77.15km²となっており、地目別に見ると宅地が17.6%、耕地が52.5%、その他の地目が29.9%となっています。

また、本市の大部分は、古くから開拓・干拓された大小規模の干拓地が魚鱗状に広がる海面干拓地帯です。標高は0～約6mの平坦な低地となっており、0°から3°の緩やかな傾斜で有明海に向かって広がっています。

有明海は干満差日本一で大潮時には6mに達し、干潮時には広大な干潟が現れます。

地層は砂、粘土、礫（れき）からなる沖積層で、表土以下10数メートルには、極めて軟弱で含水比の高い「有明粘土層」が分布しています。

（３）気候

本市は筑後平野に位置し、内陸型気候区に属しますが、水深の浅い有明海沿岸部に面しているため、寒暖の差は比較的少なく温暖です。また、降雨量は平均的な数値となっています。

平成28年の年間平均気温は、17.4℃、年間降雨量は2,251.5mm（消防本部調べ）です。

（４）独特な景観

本市の北部では、海岸線が後退し陸地化が始まった約2200年前の弥生時代中期から古代にかけて次第に湿地帯が開拓され、中世には荘園経営の基で耕地化が一層進みました。一部の水路は、戦国時代から江戸時代にかけて城下町の建設とともに掘り替えられて、城を守る掘割が造られました。

国内最大の干潟を有する有明海は、干満差が大きく干拓に適しており、市南部は、中



縄文・弥生時代の海岸線
（「ミュージアム九州」第12巻第2号を参考として作成）

世から戦後までに開かれた大小規模の干拓地が海に向かって魚鱗状に広がる海面干拓地帯です。また、感潮河川の最下流に位置し、市全域が平坦な地形で元々水が十分にある地域ではありませんでしたが、先人の知恵と技術によって、市全域に縦横に水路が巡る独特の景観が築かれてきました。

掘割は、昔は飲料用水や資材運搬などにも利用され、現在も農業用水として本市の産業を支えているほか、防火用水としても利用されています。また、城下町の掘割は、川下りコースとして観光にも活用されています。

掘割は、大雨の際に雨水を一時遊ばせて河川に大量の水が流れ出すのを軽減して内水氾濫を防ぐ「遊水機能」や雨水をためて干害を防ぐ「貯水機能」、地盤沈下を防ぐ「地下水涵養機能」、水生生物や微生物の力で汚れを分解する「浄化機能」を今でも果たしています。

このように、先人たちが土地を切り拓き、豊かな水を確保して広大な農地を創り出し、自然と共生してきた結果、本市を特徴づける水と緑の風景が生み出されました。また、有明海の干拓堤防から対岸に見える多良岳に沈む夕日は、日本三大夕日の一つとも呼ばれています。

わたしたちは、これらの貴重な水辺景観を次世代に引き継ぐため、景観保全や水質浄化に努めていかなければなりません。

第3章 柳川市を取り巻く社会動向

（1）人口減少と地方創生の取り組み

我が国の総人口は平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）の推計によると、平成60（2048）年に9,913万人と1億人を割り込み、平成72（2060）年には8,674万人まで減少すると見込まれています。このため、国においては、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指して「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に策定し、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現」、「地域の特性に即した課題解決」を基本的視点とした地方創生に関する取り組みを推進しています。本市においても、平成27年10月に「柳川市人口ビジョン」と「柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少への対応と地域の特性を活かしたまちづくりを目指して、4つの基本目標を掲げ施策の展開を図っています。

（2）安全で安心なまちづくり

平成24年7月の九州北部豪雨による河川の氾濫や平成28年4月の熊本地震の発生など、近年においては全国各地で地震や台風、局地的な集中豪雨による洪水、土砂災害など様々な自然災害が発生しています。また、高齢者による交通事故の増加や、巧妙化した詐欺や犯罪の発生など、身近な生活での不安要素が増大しています。

これらの状況を踏まえ、本市においても市民一人ひとりの防災意識を高め、危機管理体制の充実を図るとともに、地域や関係機関と連携した防犯活動の推進、高齢者の見守り活動など、従来に比べより高い水準での安全で安心なまちづくりが求められています。

（3）観光立国実現に向けたインバウンド対策

平成18年12月の観光立国推進基本法の成立を受け、平成27年6月に観光立国実現に向けたアクションプランが決定されました。経済波及効果の大きい観光は、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化、雇用機会の増大などの効果が期待されています。

また、平成32（2020）年に開催される東京オリンピック・パラリンピックによる

外国人観光客の増加も見込まれます。こうした好機をとらえ、本市においても、地域が一丸となって個性あふれる観光地域をつくり上げ、その魅力を自ら積極的に発信していくことで、広く観光客を呼び込み、地域の経済効果を高めるインバウンド[※]対策の充実が求められます。

（4）ICTの効果的な利活用

情報通信網の進展により、ICT[※]（情報通信技術）の利活用は、防災・防犯、医療や教育、地域経済の活性化など様々な分野に必要なものとなっています。

本市は、平成25年12月に市内全域に光通信網の整備を行い、市民や企業が高速で快適な光通信サービスを楽しむことができ、それによって新たなビジネスの創出やマーケットの拡大、働き方、生活活動の変化に対応できるICT基盤を整えました。今後、個人情報の保護対策や情報セキュリティ対策を徹底するとともに、多様な分野におけるICTの効果的な利活用の促進が求められます。

（5）行財政改革の推進と地域協働によるまちづくり

地方公共団体は厳しい財政状況や地域経済の状況などを背景に、簡素で効率的な行財政システムを構築し、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなどの行財政改革を市民との対話の中で取り組むことが求められています。

また、地方分権社会においては、行政主導のまちづくりから地域住民が主役となり、地域の課題を自ら考え、行動する、行政と市民が対等な立場で協働するまちづくりも求められています。本市では、平成27年12月に策定した「第3次行財政改革大綱」に基づき、市民とともに進めるまちづくりと次世代につなぐ行財政基盤の確立が求められています。

※インバウンドとは、海外から日本へ来る観光客を指す外来語のこと。

※ICTとは、「Information and Communication Technology」の略。情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。

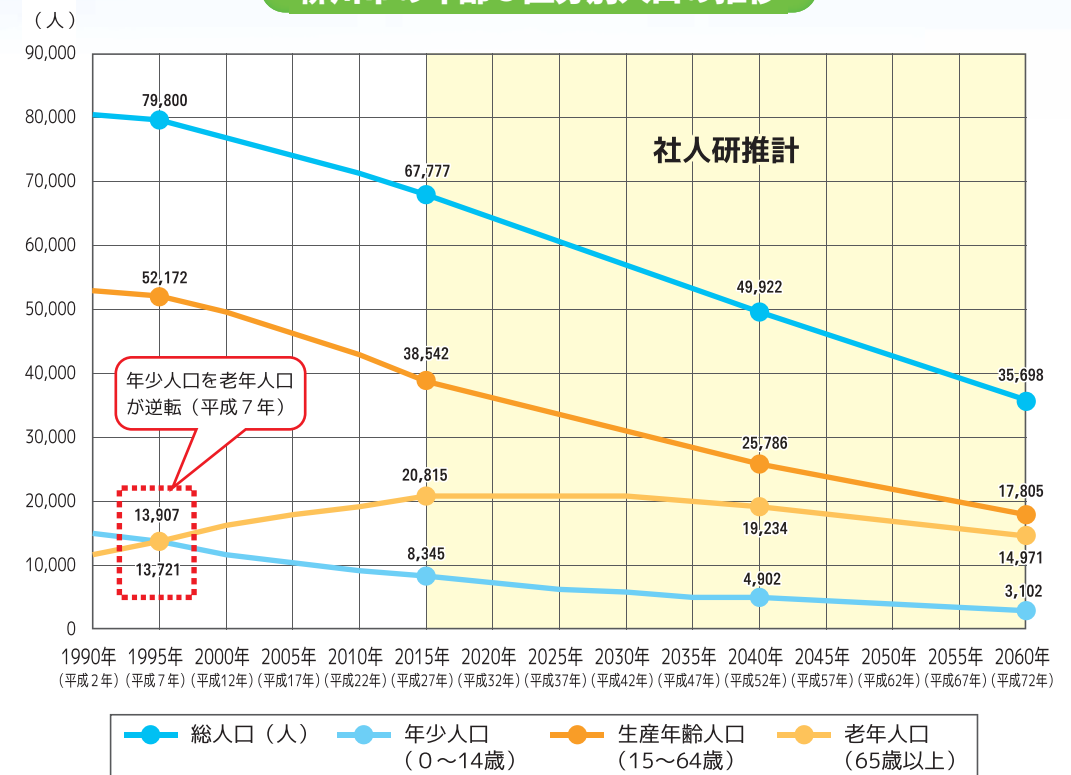
第4章 柳川市の現況と主要な課題

(1) 生産年齢人口の減少への対応

本市の人口を「年少人口（0～14歳）」、「生産年齢人口（15～64歳）」、「老年人口（65歳以上）」の3区分に分けてその推移を見ると、平成7（1995）年において、老年人口が年少人口を逆転しました。社人研によると、今後全層で減少していくと推計されていますが、特に生産年齢人口の減少の傾きが最も大きく、平成72（2060）年には、17,805人（平成27年から20,737人の減少）となります。

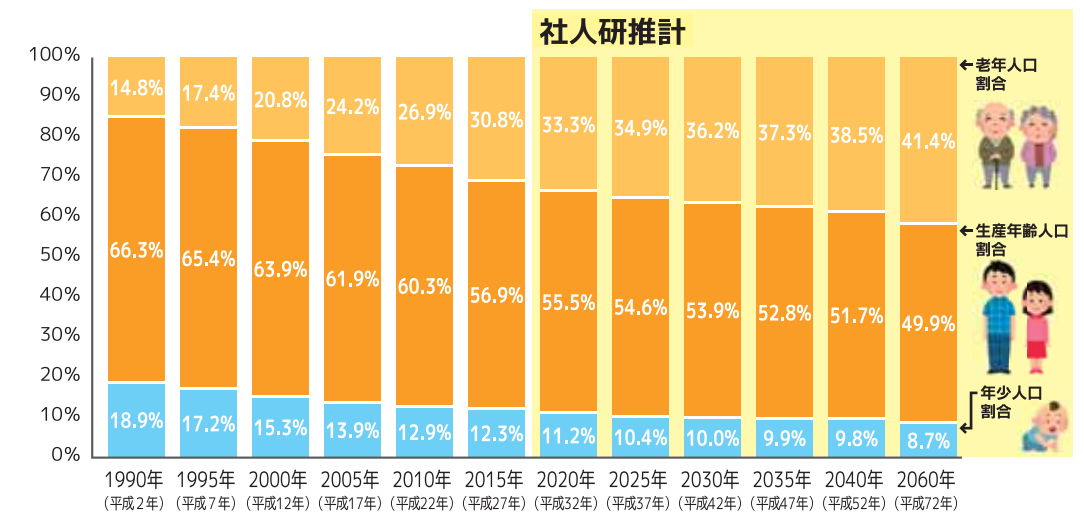
人口の割合は、平成27年では年少人口12.3%、生産年齢人口56.9%、老年人口30.8%ですが、平成72（2060）年には、年少人口8.7%、生産年齢人口49.9%、老年人口41.4%となり、10人のうち4.1人が65歳以上になると推計され、生産年齢人口1.2人で1人の老年人口を支えることとなります。このことは、高齢者を支える働き手世代の労働力人口の減少につながるため、今後は少子化対策の強化や出産・育児で職場を離れる女性の再就職支援を行うとともに、元気な高齢者の活用も進めていく必要があります。

柳川市の年齢3区分別人口の推移



資料：2015年までは国勢調査、2020年以降は社人研推計

柳川市の年齢3区分別人口割合の推移

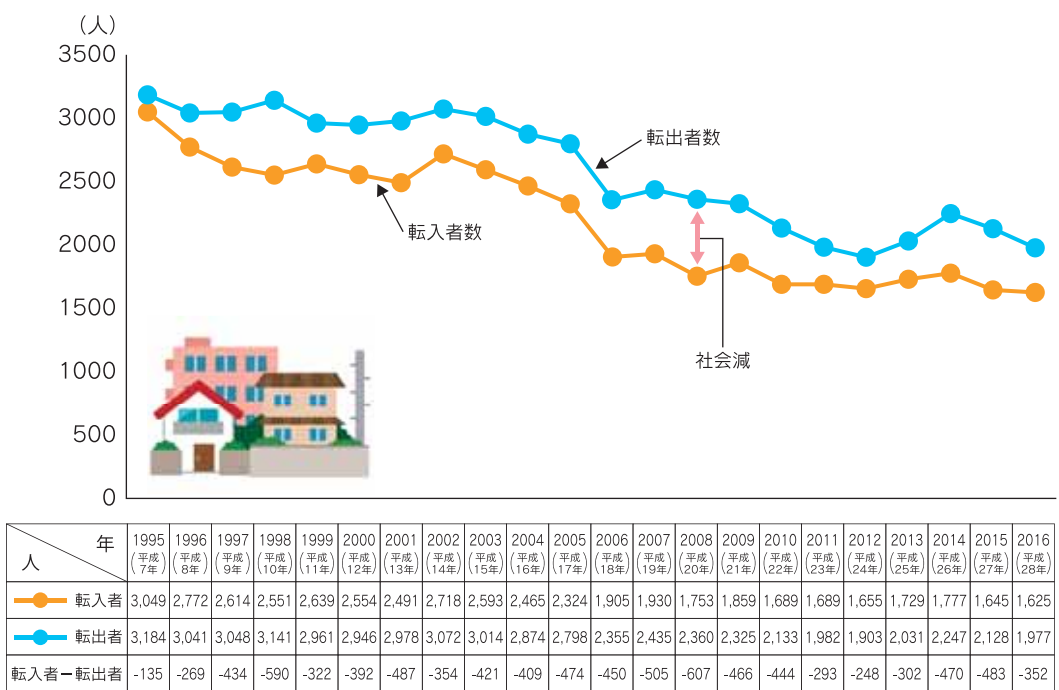


資料：2015年までは国勢調査、2020年以降は社人研推計

(2) 転出抑制と転入促進への対応

本市の人口減少の理由として、出生者数より死亡者数が多い「自然動態による減少」と本市への転入者より市外への転出者が多い「社会動態による減少」の2つの要因があります。人口の社会動態の推移をみると、一貫して転出者数が転入者数を上回り、社会減が一定数発生しています。その規模は、平成25年で302人の社会減(転出超過)となっており、内訳をみると、県内(通勤通学率5%圏外※：福岡市など)への移動数が最も多く、248人の転出超過となっています。

社会動態の推移



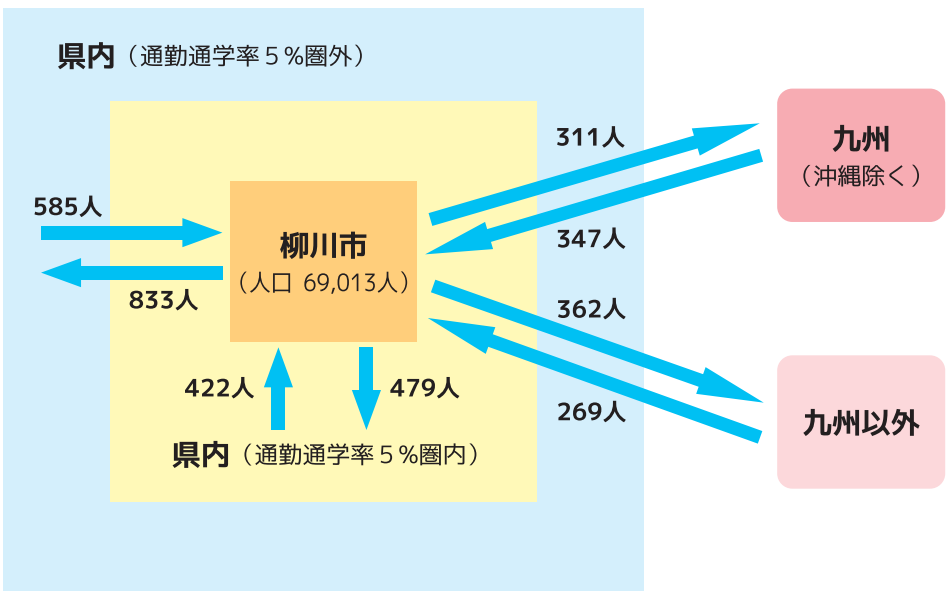
資料：毎月人口移動調査

※通勤通学率5%圏外とは、柳川市からの通勤通学率が5%を超える久留米市、大川市、大牟田市以外の地域のこと。

転入・転出と純移動数(平成25年)

	転入者	転出者	転入者－転出者
県内(通勤通学率5%圏内)	422	479	－57
県内(通勤通学率5%圏外)	585	833	－248
県外(九州)	347	311	36
県外(九州以外)	269	362	－93
合 計	1,623	1,985	－362

※九州…沖縄を除く



「毎月人口移動調査」には外国への移動が含まれるが、「住民基本台帳人口移動報告」には外国への移動が含まれないため、数値は一致しない。

資料：住民基本台帳人口移動報告

今後は転出者の多い福岡都市圏への公共交通の利便性向上や筑後圏域における交通アクセスの向上など人口の定住化に向けた都市基盤の充実が求められています。また、本市への転入促進を図るために本市の歴史・文化・風土などの魅力をPRするとともに、住環境や子育て環境など生活全般の幅広い情報の発信が求められています。

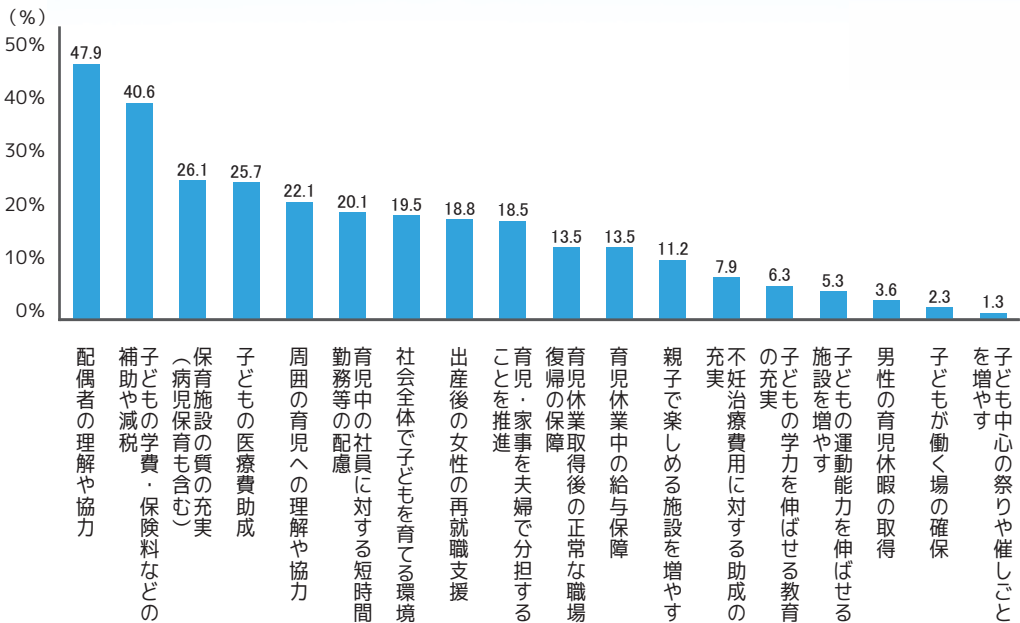
(3) 社会全体で行う子育て支援への対応

平成27年8月に実施した市民（女性）アンケートで、子どもを産み育てるために効果的な対策を尋ねたところ、全体では「子どもの学費・保険料などの補助や減税」や「保育施設の質の充実（病児保育も含む）」、「子どもの医療費助成」などの回答と、「配偶者の理解や協力」や「周囲の育児への理解や協力」、「社会全体で子どもを育てる環境」などの回答が多くあります。

年齢別では20～24歳で「周囲の育児への理解や協力」や「育児休業取得後の正常な職場復帰の保障」、「育児中の社員に対する短時間勤務等の配慮」、「育児休業中の給与保障」などの、出産後も働き続けるための対策が効果的と考えている人が多くなっている一方、年齢が高くなるほど「育児・家事を夫婦で分担することを推進」や「親子で楽しめる施設を増やす」が多くなっています。

未婚婚別では、結婚しているで「子どもの学費・保険料などの補助や減税」や「子どもの医療費助成」などの具体的な子育て支援策についての回答が多くなっている一方、結婚していないでは「周囲の育児への理解や協力」や「育児休業取得後の正常な職場復帰の保障」、「育児休業中の給与保障」などの、出産後も働き続けるための対策が効果的と考えている人が多くなっています。このことから、子どもを安心して産み育てるためには、子どもの医療費助成や保育施設の充実など経済的な支援と併せて、配偶者の理解や協力、周囲の育児への理解や協力、職場での育児に対する理解や協力など社会全体での子育て支援が求められています。

問 結婚や子育て経験の有無に関わらず、子どもを産み育てるためには、どのような対策が効果的だと思いますか。あなたが特に効果があると思うものを3つまで選んでください。



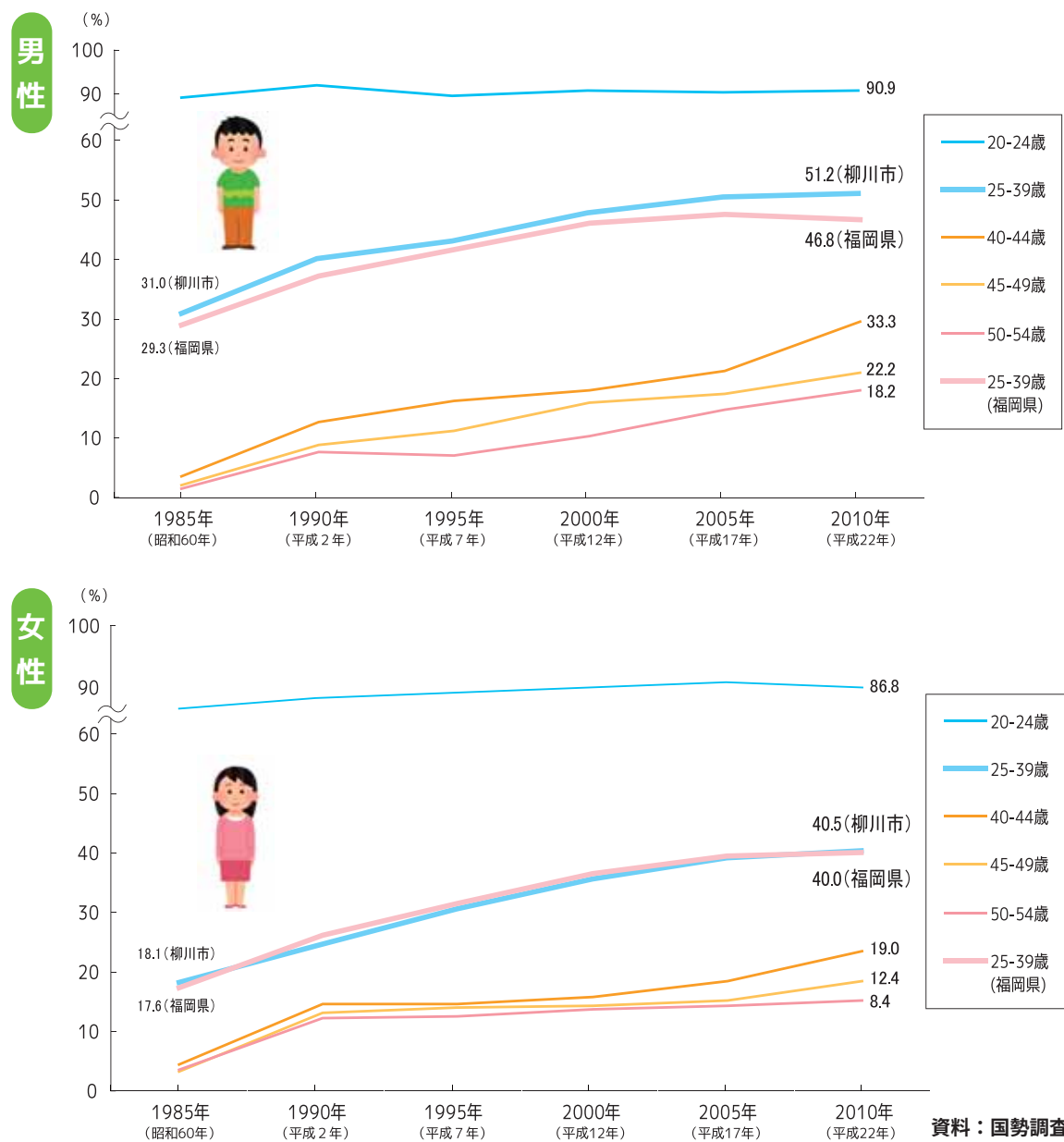
上段：件数 下段：構成比(%)		調査数	配偶者の理解や協力	子どもの学費・保険料などの補助や減税	保育施設の質の充実（病児保育も含む）	子どもの医療費助成	周囲の育児への理解や協力	育児中の社員に対する短時間勤務等の配慮	社会全体で子どもを育てる環境	出産後の女性の再就職支援	育児・家事を夫婦で分担することを推進	育児休業取得後の正常な職場復帰の保障	育児休業中の給与保障	親子で楽しめる施設を増やす	不妊治療費用に対する助成の充実	子どもの学力を伸ばせる教育の充実	子どもの運動能力を伸ばせる施設を増やす	男性の育児休暇の取得	子どもが働く場の確保	子ども中心の祭りや催しを増やす	その他	無回答
全 体		303	145	123	79	78	67	61	59	57	56	41	41	34	24	19	16	11	7	4	4	2
		100	47.9	40.6	26.1	25.7	22.1	20.1	19.5	18.8	18.5	13.5	13.5	11.2	7.9	6.3	5.3	3.6	2.3	1.3	1.3	0.7
年 齢 別	20～24歳	56	22	18	15	7	20	14	13	9	7	15	12	—	1	1	3	4	—	—	—	—
		100	39.3	32.1	26.8	12.5	35.7	25.0	23.2	16.1	12.5	26.8	21.4	—	1.8	1.8	5.4	7.1	—	—	—	—
	25～29歳	78	41	34	21	23	18	19	18	16	13	8	8	7	8	3	5	2	2	1	—	1
		100	52.6	43.6	26.9	29.5	23.1	24.4	23.1	20.5	16.7	10.3	10.3	9.0	10.3	3.8	6.4	2.6	2.6	1.3	—	1.3
	30～34歳	74	38	27	19	16	12	15	13	14	13	7	10	15	6	3	2	1	—	—	4	1
		100	51.4	36.5	25.7	21.6	16.2	20.3	17.6	18.9	17.6	9.5	13.5	20.3	8.1	4.1	2.7	1.4	—	—	5.4	1.4
	35～39歳	95	44	44	24	32	17	13	15	18	23	11	11	12	9	12	6	4	5	3	—	—
		100	46.3	46.3	25.3	33.7	17.9	13.7	15.8	18.9	24.2	11.6	11.6	12.6	9.5	12.6	6.3	4.2	5.3	3.2	—	—
未 既 婚 別	結婚している	157	77	71	48	57	25	27	24	29	30	10	12	21	13	10	9	3	4	2	3	1
		100	49.0	45.2	30.6	36.3	15.9	17.2	15.3	18.5	19.1	6.4	7.6	13.4	8.3	6.4	5.7	1.9	2.5	1.3	1.9	0.6
	結婚していない	146	68	52	31	21	42	34	35	28	26	31	29	13	11	9	7	8	3	2	1	1
		100	46.6	35.6	21.2	14.4	28.8	23.3	24.0	19.2	17.8	21.2	19.9	8.9	7.5	6.2	4.8	5.5	2.1	1.4	0.7	0.7

(4) 未婚化・晩婚化への対応

本市における男女の未婚率の推移を見ると、男女ともに近年になるほどすべての年代で未婚率が上昇する傾向にあります。

25～39歳の未婚率を福岡県と比較すると、女性はほぼ同率ですが、男性は平成22年では福岡県を4.4%上回っており、未婚率が比較的高くなっています。今後はこのような未婚化・晩婚化を改善するために、独身男女の結婚につながるような出会い応援や相談、サポートの充実も求められています。

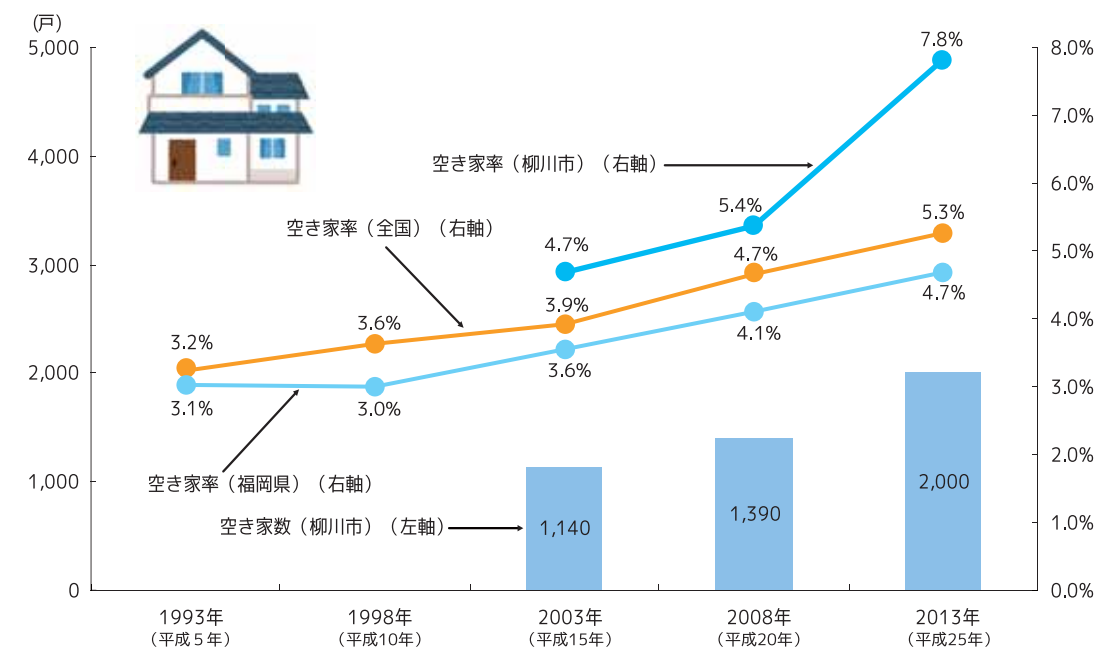
柳川市の年齢階級別未婚率



(5) 空き家増加に伴う生活環境の悪影響への対応

本市の空き家率（賃貸用・売却用・2次的住宅【別荘等】を控除）は、国や県を上回る水準で上昇し、平成25年では7.8%と国や県と比べても高い水準となっています。これは本市がもともと持ち家率が高かったところに、核家族化の進展による一人暮らし世帯の増加や人口減少に伴って、戸建ての空き家が急速に増えてきていることが要因と考えられます。空き家は私有財産であるため、その所有者等が自己の責任において自主的に管理することが原則ですが、様々な事情から適正な管理ができない状況もあることから、実情に応じて必要な措置や対策を講じていくことも求められています。

空き家率の推移



空き家については、賃貸用・売却用・2次的住宅(別荘等)を控除している。

空き家率=空き家数/住宅総数

1998年(平成10年)以前の市町村単位のデータは無し

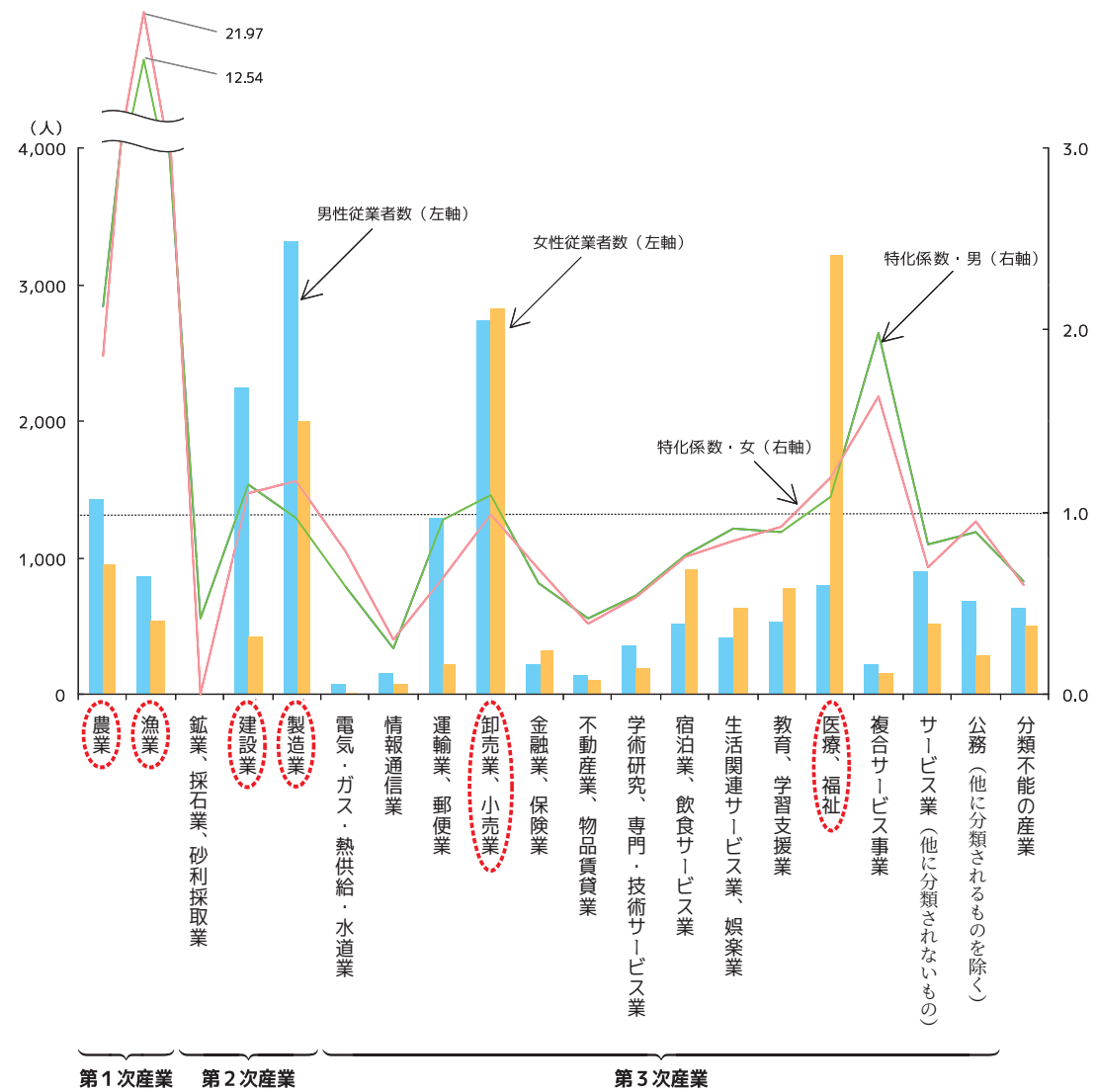
資料：土地・住宅統計調査

（6）第1次産業の担い手確保への対応

産業大分類別人口をみると、男性従業者数が多いのは、製造業、卸売業・小売業、建設業の順となっています。女性従業者数が多いのは、医療・福祉、卸売業・小売業、製造業の順となっています。

また、本市の特徴である農業や漁業などの従業者の割合が全国と比べて高くなっている一方で、卸売業・小売業や医療・福祉を除く第3次産業については低くなっています。

柳川市の産業大分類別人口（男女別）（平成22年）

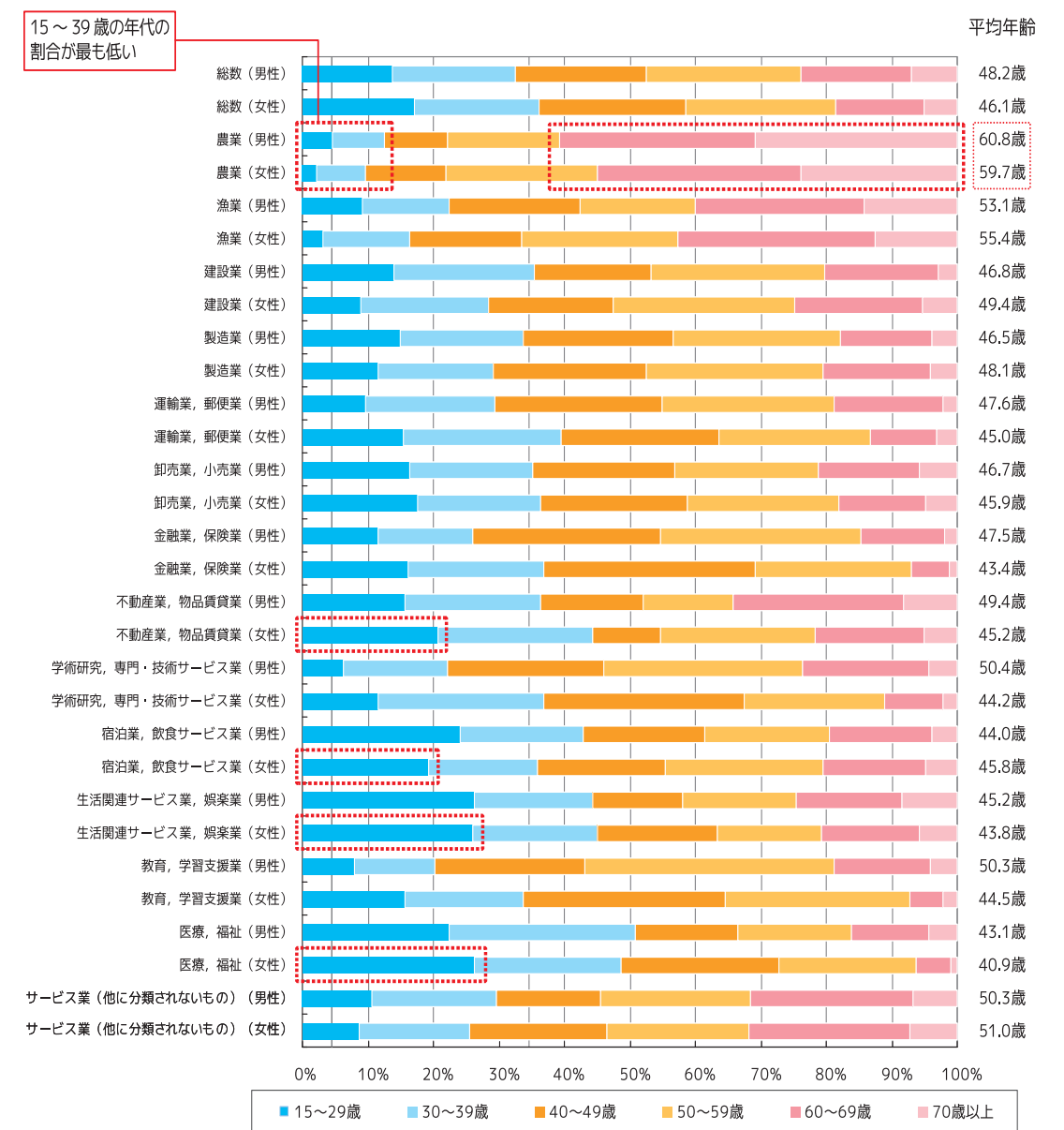


特化係数とは、ある産業の従業者比率を全国の従業者比率で基準化したもの。全国平均は1.0。例えば2.0であれば、全国の構成比の2倍の集積があることを意味する。

資料：国勢調査

年齢階級別産業人口割合をみると、医療・福祉、生活関連サービス業・娯楽業、宿泊業・飲食サービス業、不動産業・物品賃貸業においては、15～29歳の女性の就業者数が多くなっています。しかし、本市の強みであった、農業、漁業では、15～39歳の年代の割合が他の産業と比較して極端に低く、高齢化している状況です。特に、農業では5割以上が、60歳以上となっています。今後は第1次産業の担い手の確保と育成が求められています。

柳川市の年齢階級別産業人口割合（平成22年）



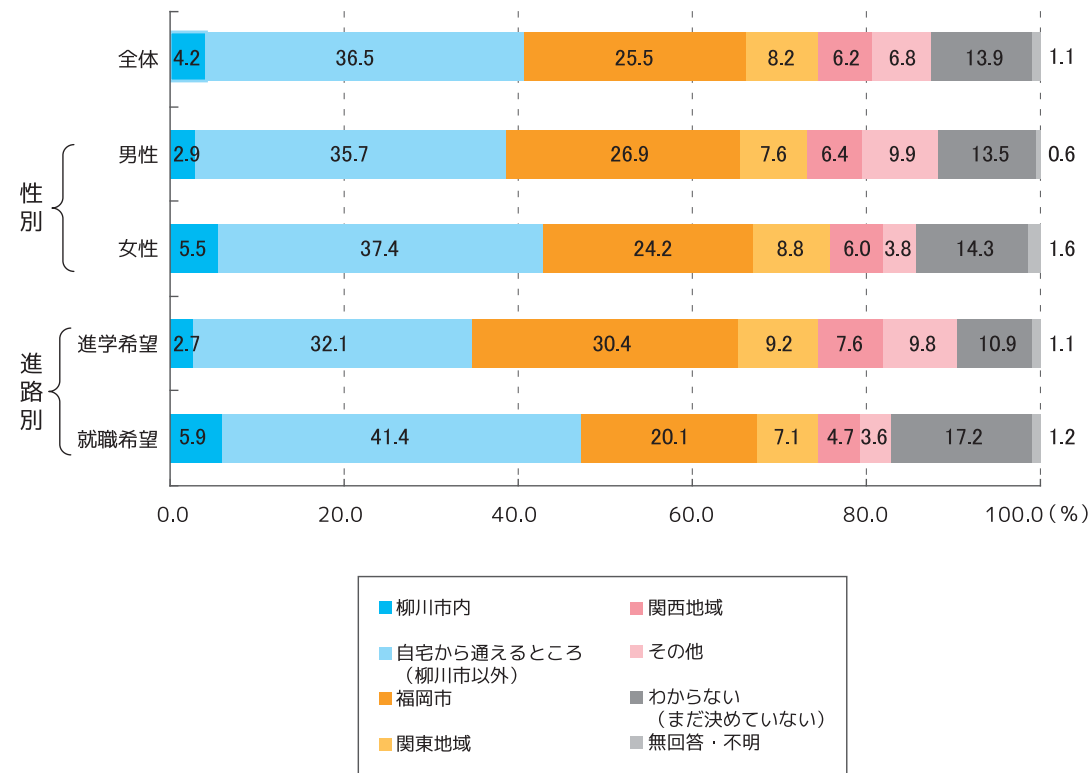
資料：国勢調査

（7）若者の定住意向への対応

平成27年7月に実施した高校生アンケートの結果では、進学や就職を希望する地域を尋ねたところ、全体では「自宅から通えるところ」が最も多く36.5%、次に「福岡市」が25.5%となっており、「柳川市内」は4.2%にとどまっています。

進路別では「進学希望者」の30.4%が「福岡市」となっている一方、「就職希望者」では41.4%が「自宅から通えるところ」となっています。

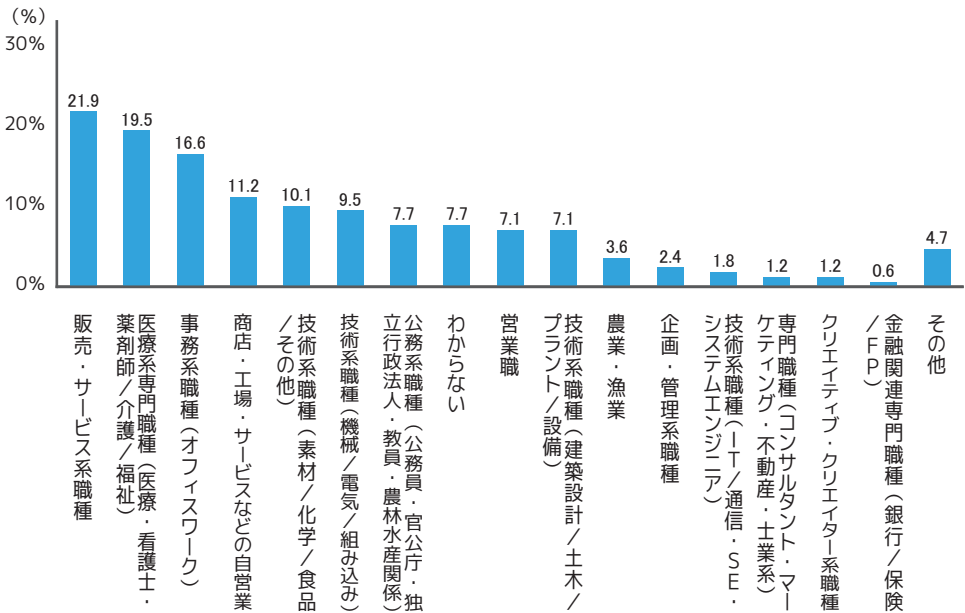
問 あなたの現在の気持ちとして、進学や就職を希望する地域はどこですか？



就職希望者に対して希望する職業・職種について尋ねたところ、全体では「販売・サービス系職種」が21.9%、「医療系専門職種 (医療・看護師・薬剤師／介護／福祉)」が19.5%、「事務系職種 (オフィスワーク)」が16.6%などとなっています。

性別で見ると男性は「技術系職種 (機械／電気／組み込み)」、「販売・サービス系職種」、「技術系職種 (建築設計／土木／プラント／設備)」、女性は「医療系専門職種 (医療・看護師・薬剤師／介護／福祉)」、「販売・サービス系職種」、「事務系職種 (オフィスワーク)」が多くなっています。

問 あなたの現在の気持ちとして、希望する職業・職種はなんですか？

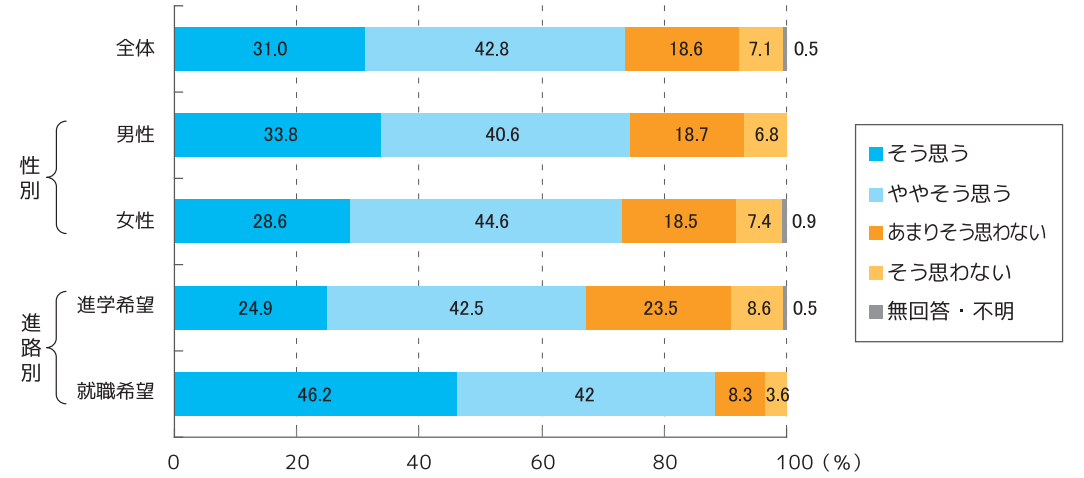


上段：件数 下段：構成比(%)		調査数	販売・サービス系職種	医療系専門職種（医療・看護師・薬剤師／介護／福祉）	事務系職種（オフィスワーク）	商店・工場・サービスなどの自営業	技術系職種（素材／化学／食品／その他）	技術系職種（機械／電気／組み込み）	公務系職種（公務員・官公庁・独立行政法人・教員・農林水産関係）	わからない	営業職	技術系職種（建築設計／土木／プラント／設備）	農業・漁業	企画・管理系職種	システムエンジニア	クリエイティブ・クリエイター系職種	専門職種（コンサルタント・マーケティング・不動産・土業系）	技術系職種（IT／通信・SE・システムエンジニア）	金融関連専門職種（銀行／保険／FP）	その他	無回答
		169 100	37 21.9	33 19.5	28 16.6	19 11.2	17 10.1	16 9.5	13 7.7	13 7.7	12 7.1	12 7.1	6 3.6	4 2.4	3 1.8	2 1.2	2 1.2	1 0.6	8 4.7	11 6.5	
性別	男性	71 100	11 15.5	4 5.6	4 5.6	10 14.1	8 11.3	15 21.1	7 9.9	8 11.3	7 9.9	11 15.5	5 7.0	2 2.8	3 4.2	1 1.4	— —	5 7.0	2 2.8		
	女性	98 100	26 26.5	29 29.6	24 24.5	9 9.2	9 9.2	1 1.0	6 6.1	5 5.1	5 5.1	1 1.0	1 1.0	2 2.0	— —	2 2.0	1 1.0	1 1.0	3 3.1	9 9.2	

また、進学や就職などで地元を離れた場合でも将来は戻ってきたいか尋ねたところ、全体では「そう思う」、「ややそう思う」が合計で73.8%と、「あまりそう思わない」、「そう思わない」を合わせた25.7%を大きく上回っています。

進路別で見ると「進学希望者」で「そう思う」が24.9%と「就職希望者（46.2%）」を大きく下回り、「あまりそう思わない」が23.5%と、「就職希望者（8.3%）」を大きく上回っています。

問 あなたは、進学や就職などで自分の地元を離れることがあっても、将来は、また戻ってきたいと思いますか？



上段：件数 下段：構成比(%)		調査数	そう思う	ややそう思う	あまりそう 思わない	そう思わない	無回答・不明
全	体	603	187	258	112	43	3
		100	31.0	42.8	18.6	7.1	0.5
性 別	男 性	278	94	113	52	19	—
		100	33.8	40.6	18.7	6.8	—
	女 性	325	93	145	60	24	3
		100	28.6	44.6	18.5	7.4	0.9
進 路 別	進 学 希 望	405	101	172	95	35	2
		100	24.9	42.5	23.5	8.6	0.5
	就 職 希 望	169	78	71	14	6	—
		100	46.2	42.0	8.3	3.6	—

今後は、若者が希望する職種へのマッチングや地元企業への就業機会の確保を図るとともに、進学や就職を機に一旦市外へ転出する若者にも将来地元に戻ってこられるような取り組みやしごとづくりが求められています。

また、子どもの頃から柳川の歴史や文化、祭りなどに触れる機会を増やし、地元への愛着や誇りを育て、郷土愛を醸成する取り組みも必要です。

第2編

基本構想

- 第1章 柳川市の将来像
- 第2章 将来フレーム
- 第3章 土地利用構想
- 第4章 施策の大綱

第1章 柳川市の将来像

本市は、掘割とともにまちが形成され、肥沃な大地と有明海を育ててきました。その独特な掘割風景は詩聖・北原白秋の詩歌の母体ともなり、水郷柳河（すいきょうやながわ[※]）として国の名勝指定を受けました。この歴史的な文化遺産である掘割をまちづくりに活かしながら良好なかたちで後世に守り育てていくことを目指します。

また、本市に暮らす人々が柳川の歴史や文化、風土に誇りと愛着を持ち、いきいきと個性を輝かせながら主体的にまちづくりにかかわることを目指します。

まちが輝くためには、そこに暮らす人々が水郷柳川の風情や快適さを実感しながら、夢や希望が叶えられる活力ある産業に支えられるしごとづくりが必要です。柳川の特長を活かした地域資源や産物を磨きあげ、多くの人々を惹きつけることで輝くまちを目指します。

このようなことから、目指すべきまちの将来像を次のように定めます。

水と人とまちが輝く 柳川



※柳川市では「水郷」を「すいごう」と読みますが、平成27年に国指定名勝の指定を受けた「水郷柳河」については「すいきょうやながわ」と読みます。

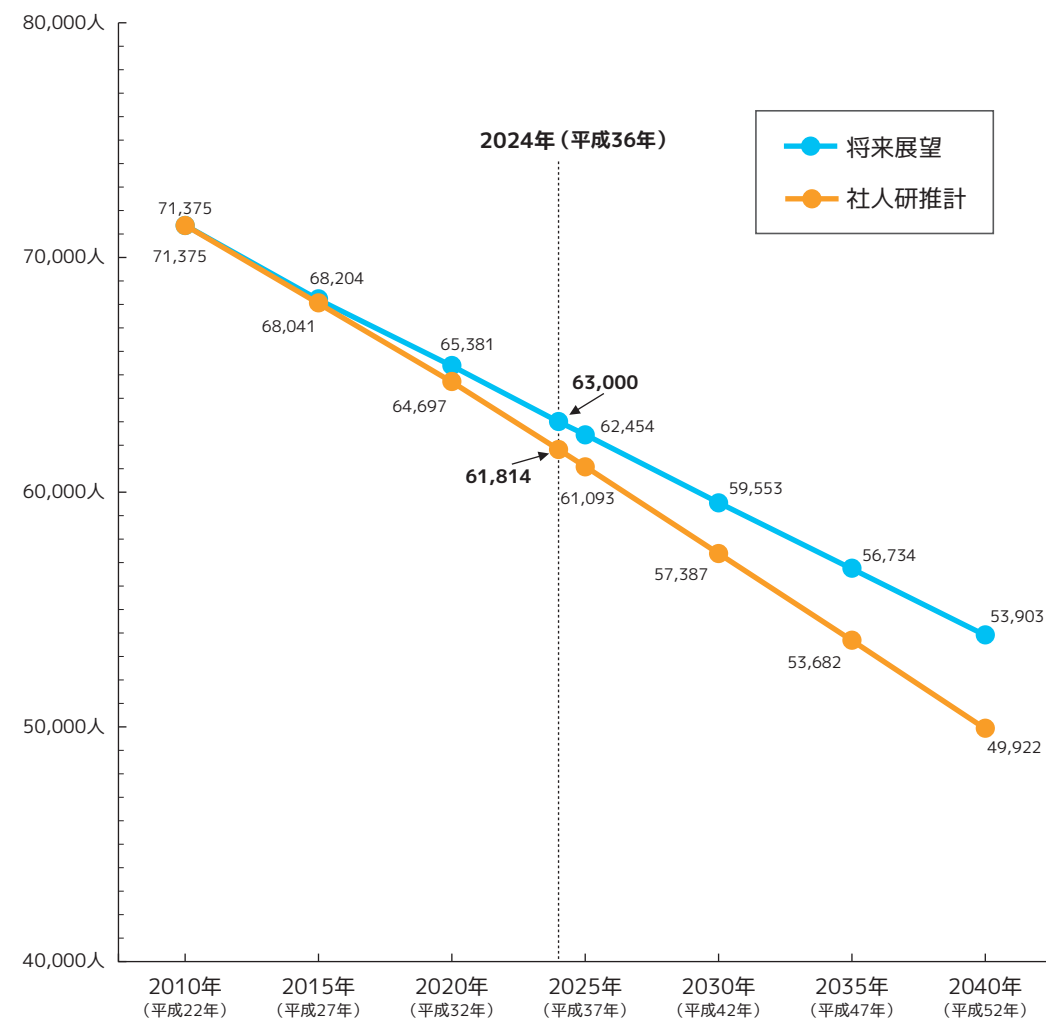
第2章 将来フレーム

平成27年度に策定した「柳川市人口ビジョン」に基づき、平成36年（2024年）の目標人口を「63,000人」とします（社人研の推計では61,814人）。

この目標が達成できれば、本市の人口は2015年（平成27年）の67,777人から、2040年（平成52年）には53,903人、2060年（平成72年）には43,444人という結果になります。

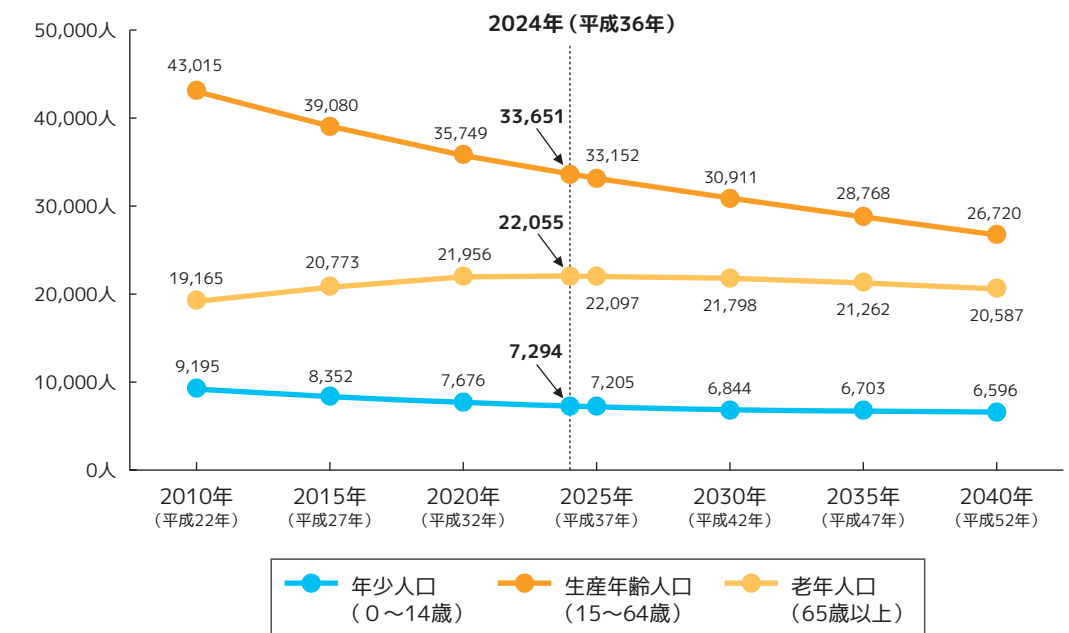
全く施策を行わない場合の推計（社人研推計）と比較すると、2040年（平成52年）で3,981人、2060年（平成72年）で7,746人の増加となり、施策に一定の効果があることがわかります。

将来展望（柳川市の人口ビジョンによる）

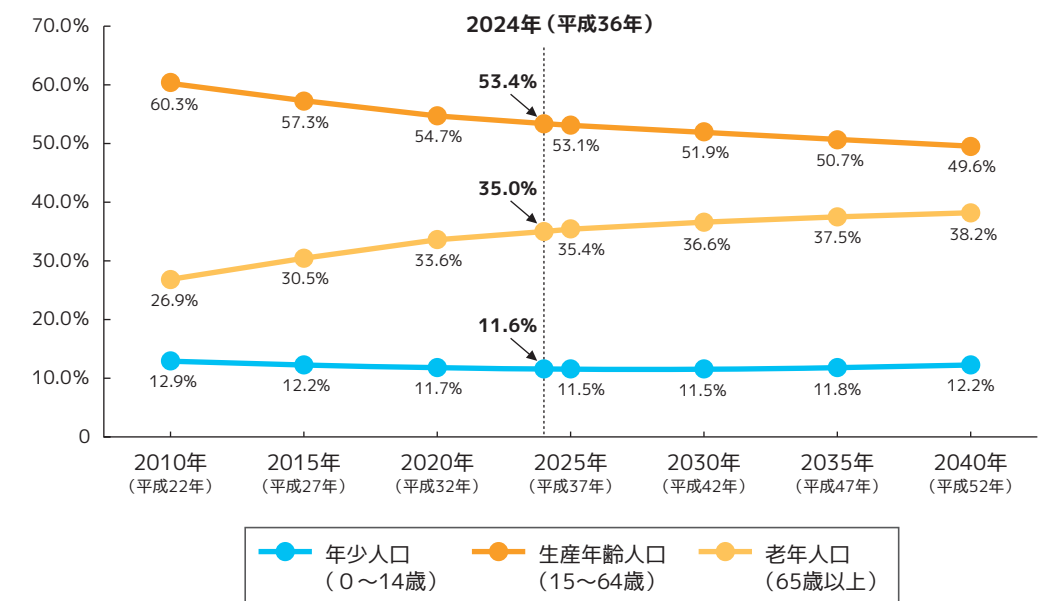


目標人口を年齢の区分に分けると、平成36年（2024年）には「年少人口（0～14歳）」は「7,294人（11.6%）」、「生産年齢人口（15～64歳）」は「33,651人（53.4%）」、「老年人口（65歳以上）」は「22,055人（35.0%）」となります。

将来展望（年齢3区分別人口の推移）



将来展望（年齢3区分別人口比率の推移）



第3章 土地利用構想

土地は限られた資源であるとともに、現在から将来にわたって市民生活や生産などのあらゆる活動の基盤となるものです。本計画では本市の地理的条件や自然環境、土地利用の現状を踏まえながら、長期的視点に立ち、地域の活力が維持・向上するように計画的な土地利用の方針を定めます。

ただし、情勢の変化により他の土地利用が必要となる場合は、周辺の用途などへの影響を小さくするよう配慮しながら見直しを図っていきます。

○都市的土地利用を行う地域

住宅用地、商業用地、工業用地などに使用するための都市的土地利用地域は、都市計画用途地域を含む都市計画用途ゾーンや交通軸[※]上の地域とします。

交通軸上の西鉄天神大牟田線の駅周辺や広域的に地域間を結ぶ高規格道路や主要地方道などの沿線地域については、雇用の創出や地域振興を視野に入れ、効果的かつ適切な土地利用を図ります。

○農漁業的土地利用を行う地域

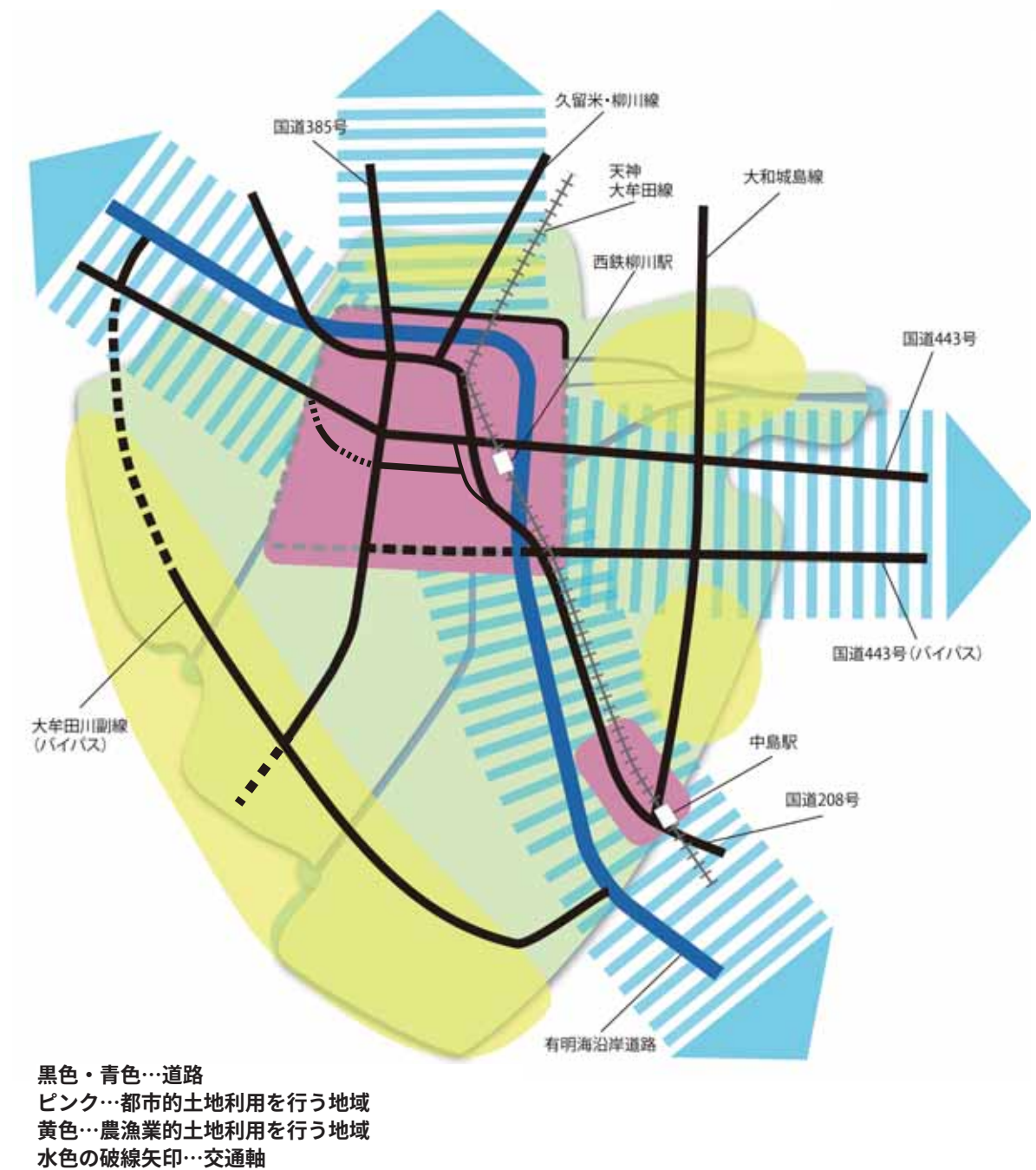
農業振興地域内農振農用地やその周辺地域は、都市的土地利用を行う地域を除き、田園ゾーンとして、農業的土地利用を図ります。また、有明海沿岸については、漁業振興の場としても活用を図ります。

この地域では、食料生産の場、水や緑や土とのふれあいの場、自然や農漁業を介した人々の交流の場として、営農環境の整備・改善を進めるとともに、自然環境の大切さを伝える農漁業体験や学習環境の整備なども含めた土地利用を図ります。

一方、集落内では、水と緑に囲まれた各地区の特性を活かし、生活の場として快適性、利便性などを高め、集落機能の維持や生産物の流通環境の向上に努めることにより、多世代にわたって定住できる環境を視野に、効果的かつ適切な土地利用を図ります。

※交通軸とは、市民の生活を支える住居、店舗・飲食店等の商業、事務所等の業務などの都市的機能の集積地区やそれらをつなぐ道路・鉄道の有機的、広域的なつながりのこと。

〔土地利用構想イメージ図〕



第4章 施策の大綱

政策目標1

柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり

一人でも多くの市民が「柳川が好き！」と胸を張って言えるように、また柳川に愛着や誇りを持ち、共感を呼ぶ柳川を自慢する活動を起こし、発信していく人が増えるような取り組みを進めます。

1 地域資源に対する誇りとこだわりの醸成

魅力的で住み良いまちの実現のためには、地域力の向上が不可欠です。そのため、地域コミュニティが充実するとともに、地域活動が活発化し、自分たちの地域は自分たちでつくる自主的・主体的なまちづくりが行われる地域づくりを目指します。

また、多様な市民が行政に参画できるよう、それぞれの立場で適切な役割分担とパートナーシップを確立し、NPOやボランティア団体などとも連携しながら、協働してまちづくりを進めます。

さらに、生涯学習の推進や啓発、活動の場や機会の提供に努めるとともに、市民一人ひとりの自主的・主体的な学習活動を支援しながら、人材の育成に努めます。

2 郷土愛とおもてなしの心の醸成

老若男女が柳川の暮らし全般に関わり、地域の歴史や文化を正しく認識することで、郷土を愛する心を醸成する取り組みを進めます。また、柳川から転出した人に対して、郷土を思い出し、いずれは郷土である柳川に戻るきっかけづくりになるような施策を進めます。

また、国内外から柳川を訪れる人に、「柳川に行ってよかった、また行きたい。」と思ってもらい、柳川のファンになってもらうよう、市民を挙げて「おもてなしの心日本一」のまちを目指します。

3 文化芸術・スポーツに触れる機会の創造

本市の文化・芸術の拠点施設となる市民文化会館の整備を進めるとともに、市民が文化芸術に触れ合う機会を充実させることで、日常的に様々な文化芸術活動ができる環境を整えていきます。また、古くから郷土に受け継がれている伝統芸能や風習、文化財の保存と活用を図り、柳川の文化を学び親しむ機会の拡充に努めます。

さらに、市民のレクリエーション活動とスポーツの活性化を目指して、環境の充実を進め、市民が目的や体力に応じて参加できる、地域スポーツ活動の仕組みをつくっていきます。

4 人権が尊重される社会の形成

すべての人が人として等しく尊重され、平等に社会に参画できるよう、あらゆる人権問題に対して市民の意識を高めるとともに、学校や地域などでの人権教育・啓発に積極的に取り組み、差別のない、人権を尊重するまちづくりを進めます。

また、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野で参画する機会が確保され、共に責任を分かちあう社会の実現を目指すため、男女共同参画の取り組みを促進し、推進体制の強化を図ります。

政策目標2

若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり

柳川に住む若い世代が子育てや暮らしやすさを実感しながら、将来も住み続けられるよう、環境整備に取り組みます。

1 遊んで学べる子育て応援

子育てをめぐる環境が大きく変化する中、幼児教育、保育、子育て支援の質・量両面の拡充を図るために、教育・保育の受け皿の確保や身近な子育て支援サービスの充実に努めます。また、誰もが安心して子育てができ、一人ひとりの子どもが、笑顔でいきいきと健やかに成長できるように、子育て支援の取り組みを積極的に進めるとともに、安心して遊べる場の充実に努めます。

さらに、学校教育において、児童生徒数の減少や時代の流れに応じた対策に努めます。また、地域とも連携しながら本市ならではの自然や伝統文化、産業資源などの強みを活かし、子どもたちが将来への夢や希望を抱き、本市に誇りや愛着を持つ人材の育成を進めます。

2 結婚・出産応援

若い世代が希望どおり結婚し、安心して妊娠・出産・子育てができるような社会環境づくりに努めます。そのため、市民の結婚観や家族観の醸成を促し、結婚につながる環境の創出を図るとともに、より効果的な事業の推進を図ります。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応して総合的相談支援をワンストップで提供できる体制整備を図るとともに、妊娠、出産、子育ての各段階に応じたきめ細かな支援を総合的に進めます。

3 手ごろな住まい応援

若い世代が安心して働き、職住近接によって子育てや家庭の団欒などを楽しむ時間的ゆとりのある生活を実現するために、通勤・通学の時間短縮を鉄道・バス事業者へ働きかけるなど、通勤・通学しやすい環境の整備や支援を進めます。また、子育て世帯や市内企業への就職者など、若い世代の住まいに関する負担軽減や環境の充実などの支援に努めます。

4 就業や女性の再就職応援

若者が夢を持ち、女性の創意工夫が活かされ、高齢者等の新しいチャレンジを受け入れることのできる「働きやすさ」「暮らしやすさ」を実現することが、すべての市民が幸せに暮らせる社会につながります。そのため、市出身学生の地元就職によるUターンや地元在住学生の本市定着を促進するための事業を進めます。また、妊娠・出産などを契機に一旦離職した女性の活躍の場を後押しするために、関係機関と連携しながら再就職を支援します。

政策目標 3

水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり

市民自らが柳川の魅力を発信することで市民の満足度を高めるとともに、市外に住む多くの人が柳川の魅力に惹きつけられ、市内への定住者の増加という好循環につながるよう、柳川の特徴を活かした情報発信や転入者支援、健康寿命の延伸につながる取り組みを行っていきます。

1 住みたい柳川転入者支援

本市を生活の場として選ぶ人を増やして定住化を図るため、「柳川市に住みたい」という移住の希望を持つ人に対して、求められる情報の発信やサポート体制の充実を図ります。

2 水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり

本市は、市域に掘割が縦横にめぐって他のまちにはない景観が形づくられており、それが人々を惹きつける大きな魅力となっています。

そのため、市内を掘割がめぐる本市独特の情緒ある水郷景観の保護に努めていきます。特に、国指定名勝「水郷柳河（すいきょうやながわ）」に指定された地域及び柳川市景観計画の景観重要地区については、その周知を図り、風景を後世に残していくよう努めます。

また、水利団体との連携や、水利施設の適切な操作により水量の確保を図るとともに、水質浄化のため、生活排水が直接掘割に流入しないよう、合併浄化槽や下水道による汚水処理にするなど、市民への意識啓発を図りながら、良好な水環境の維持に努めます。

3 誇りとこだわりのある柳川暮らしの情報発信

本市には、史跡やまちなみ、掘割、祭りなどの文化遺産や、戦国武将、文学者をはじめとした偉人を輩出してきた風土、肥沃な土地や有明海からとれる多様な農水産物など、他に誇れる魅力があります。これら恵まれた資源を活かし、魅力ある地元産品や生活利便性などの地域イメージを情報発信し、本市を生活の場として選んでもらえるよう働きかけを行うとともに、本市のイメージアップにつながる情報の発信に努めます。

4 掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上

本市の市民生活の中で、掘割は独特の景観や癒やしの空間を与えているとともに、時には祭りや行事イベントの舞台としても活用されています。この掘割の良さを、誇りを持って市外の人に伝えられるように、市民自らが掘割に親しむ機会を増やすことで市民満足度の向上に努めます。

5 魅力ある居住環境と道路交通網の整備

市民が居住しやすい良好な環境づくりのため、都市機能の充実した安全で利便性の高い市街地づくりを推進します。

また、市街地内やその周辺において幹線道路や集落内道路の整備を進め、交通利便性の向上に努めるとともに、市内の道路の維持補修、改良など道路環境の充実を図ります。

6 健康寿命の延伸と誰もが安心して暮らせる保健福祉体制の充実

超高齢社会を迎え、誰もが生きがいを持って生活できるよう、社会参加の仕組みづくりを進めるとともに、地域や社会で高齢者や障害者などを支えていく支えあいのまちづくりを目指します。

また、健康で安心した生活を送るため、疾病予防や社会保障、医療体制の充実を図るとともに、誰もが幸福に暮らせるよう、福祉体制の充実に努めます。

7 広域連携によるまちづくり

国、県との連携が必要なもの、周辺自治体と広域的取り組みが求められるものなどについては、国、県、関係自治体等と連携を強化し事業の実現を図っていきます。

8 快適な暮らしができる生活基盤の整備

市民生活に関わりの深いインフラである上水道やごみ処理施設などの整備を計画的に進めていきます。

上水道については、安定的な供給と水質の保全、管路の計画的な更新に努めるとともに、安定した経営の継続を図ります。

ごみ処理については、みやま市と共同で新しいごみ処理施設の建設を計画的に進めるとともに、ごみの排出量を抑制し、循環型社会の実現を目指します。

また、社会問題となっている周辺の地域住民に悪影響を及ぼす恐れのある空き家については、適正な管理を所有者にお願いするなど空き家対策の推進を図ります。

9 安全、安心のまちづくり

市民が安全で安心した暮らしが送れるよう、自主防災組織の指導・育成等、防災対策の推進に取り組むとともに、災害や犯罪、交通事故から市民を守るための取り組みを進めます。

消費者保護については、市民が詐欺や悪質な商法の被害に遭わないよう、事例の情報提供や相談の受け付け、消費者問題の基礎知識の普及啓発を図ります。

また、災害や火災、救急など、非常の場合の対処方法の周知を図るとともに、資機材の充実・整備に努めます。

防犯・交通安全については、警察をはじめとした関係機関・団体と連携し、防犯・交通安全意識の普及啓発に努めていきます。

政策目標 4

柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

柳川市民の"誇り"と"愛着"によって地域の資源が磨き上げられ、強いブランド力を持って柳川市の魅力を発信し、「稼ぐ力」に結びつくよう、地域資源を活用した産業競争力の強化と後継者づくりに取り組みます。

1 柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援

雇用の場の確保のため、地場企業の育成と企業誘致を推進します。地場企業に対して経営相談や販路拡大、商品開発など事業拡大に向けた支援を進めます。また、企業誘致では、外部の企業が進出しやすい環境づくりを行い、積極的に誘致活動を行っています。

また、場所や時間にしばられない働き方など新たな働き方を想定した取り組みの充実に努めます。

個々の産業振興策に合わせて、それぞれの産業や異業種、地元高校、大学が連携し、新たなビジネスチャンスの開発や拡大を目指し、雇用と事業の拡大を進めます。

さらに、有機的に連携できる流通拠点や産業全体を売り込む販売拠点づくりに努めます。

2 起業支援や個店の商品力強化による商業の活性化

事業者の創意工夫による魅力ある商店街の育成や空き店舗などを有効活用した起業などの支援により、商業の活性化を進めます。また、魅力ある個店づくりを支援し、出店しやすい環境整備や開業後の経営や商品力強化などに対して関係機関等の連携による相談体制の充実に努めます。

加えて、市内の消費を喚起する施策により、市外の消費も取り込み、地場企業の活性化を図ります。

3 強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上

国内外のターゲット層への確実で効果的な情報発信を行い観光客の誘致に努めます。

既存の観光資源だけではなく新たな資源の発掘や地域資源を活かした商品開発、体験メニューの開発、広域での回遊ルートの開発を推進し、滞在力を強化することで観光消費額の増大や波及効果の拡大に努めます。

また、観光客の満足度を高めるため、ワンストップで対応できる組織づくりや観光資源の磨き上げを進めます。

4 ブランド確立による稼ぐ農漁業への転換

稼ぐ農漁業への転換を図るため、生産基盤の整備充実や経営体の法人化・協業化、また、生産量の安定化対策を推進し、作業の省力化や生産効率の向上を進めます。

生産物の高付加価値化のため、ブランド化や6次産業化による加工品の開発を進め、消費者が求める商品づくりを行います。また、直売やネット販売、輸出など流通販売の拡大を促進し、所得向上につなげます。

さらに、食育やツーリズムなどを通して、第1次産業への理解と普及啓発を進め、産地としての認知向上につながる情報発信を行っていきます。

5 産業の後継者づくり

次代を担う新規就労者等を確保するため、就業相談や就業体験の整備、給付金などの支援メニューの周知を行います。また、協業化や法人化などの経営体の組織化を行い、受け入れ態勢の充実に努めます。

さらに、後継者を育成するため、経営相談や働きやすい環境づくりなどを行い、若い世代が魅力を感じ、就業しやすい産業の場づくりを促進します。

6 大学・地元高校等との連携

就職や産業、スポーツなど本市の地域課題を解決するため、大学や地元高校などの学校、金融機関などとの連携を強化し、地域の活性化につなげます。

また、学校の誘致等も検討し、新たな経済活動の促進や若者世代の定住化に努めます。

7 柳川の特長を活かした舞台の整備

優良な農地保全区域と都市機能の充実した市街地区域の区分を明確化し、適正で計画的な土地利用を進めます。

市街地については、都市計画マスタープランに基づき、積極的に開発を促進し、中心市街地における賑わいとコミュニティの活性化を進めます。

また、公共交通機関については、駅周辺環境整備やネットワークの強化を進め、交通結節点である駅や主要施設・地域を結ぶ交通手段の維持・確保に努めます。

第3編

前期基本計画

- 第1章 柳川の歴史・文化・風土に誇りとこだわりを持つふるさとづくり
- 第2章 若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり
- 第3章 水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり
- 第4章 柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

体系図

将来像

政策目標

施策目標

「水と人とまちが輝く柳川」

政策目標 1

柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり

数値目標

柳川市に愛着や誇りを感じる市民の割合 86%⇒90%
転出者数 2,087人⇒1,966人
転出超過を平成26年度実績から半減させる 404人⇒158人

政策目標 2

若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり

数値目標

合計特殊出生率※ 1.49人⇒1.49人
※合計特殊出生率…一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数

政策目標 3

水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり

数値目標

転入者数 1,683人⇒1,887人

政策目標 4

柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

数値目標

市内総生産額 1,949億円1,700万円⇒1,983億3,100万円
市内の法人登録数 1,284法人⇒1,300法人

- (1) 地域資源に対する誇りとこだわりの醸成
- (2) 郷土愛とおもてなしの心の醸成
- (3) 文化芸術・スポーツに触れる機会の創造
- (4) 人権が尊重される社会の形成

- (1) 遊んで学べる子育て応援
- (2) 結婚・出産応援
- (3) 手ごろな住まい応援
- (4) 就業や女性の再就職応援

- (1) 住みたい柳川転入者支援
- (2) 水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり
- (3) 誇りとこだわりのある柳川暮らしの情報発信
- (4) 掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上
- (5) 魅力ある居住環境と道路交通網の整備
- (6) 健康寿命の延伸と誰もが安心して暮らせる保健福祉体制の充実
- (7) 広域連携によるまちづくり
- (8) 快適な暮らしができる生活基盤の整備
- (9) 安全、安心のまちづくり

- (1) 柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援
- (2) 起業支援や個店の商品力強化による商業の活性化
- (3) 強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上
- (4) ブランド確立による稼ぐ農漁業への転換
- (5) 産業の後継者づくり
- (6) 大学・地元高校等との連携
- (7) 柳川の特長を活かした舞台の整備

前期基本計画を進めるにあたって

- (1) 住民とともに進めるまちづくり
- (2) 持続可能な財政基盤の確立
- (3) 柔軟な組織機構改革

重要業績評価指標（KPI）は、施策を実施した結果、住民等にもたらす便益に係る数値のことです。そのため、「評価指標（どういった目標値をとるのか）」、「基準値（平成27年度の数値）」、「目標値（平成31年度の数値）」を定め、毎年度、数値を確認することで、その施策が客観的に進捗しているかを検証するものです。この指標は、政策ごと及び全施策に定めています。成果検証にあたっては、あらかじめ設定した目標値を達成できたかどうかだけでなく、達成した成果が上位目標に対し、どの程度貢献しているか、また、仮に達成しなかった場合でも、要因を考察し、改善策を立案して、より効果的な事業を推進していくことになります。

第1章 柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり

数値目標

柳川市に愛着や誇りを感じる市民の割合 86%⇒90%
 転出者数 2,087人⇒1,966人
 転出超過を平成26年度実績から半減させる 404人⇒158人

1 地域資源に対する誇りとこだわりの醸成

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
自治会等自治組織加入率	93 (%)	93 (%)
各種行政委員会等で新たな委員となった人の数	268 (人)	1,500 (人：累計)
コミュニティセンター利用者数	160,128 (人)	200,000 (人)
社会教育等団体登録数	355 (団体)	370 (団体)
図書資料の貸出冊数	360,391 (冊)	363,000 (冊)

現況と課題

○人口の流動化や核家族化、少子化などの変化を受けて、地域との関係をつくらない人や自治会等自治組織への未加入世帯が年々増え、自治会等自治組織への加入率は平成22年度の95.8%から平成27年度は93.8%へ減少しました。

○一方で、余暇時間の増大などに伴い、様々な活動を通して地域社会を取り巻く多くの課題に取り組んでいこうという意識も高まっており、こうした地域課題に自主的に取り組む場として、地域コミュニティ活動はますます重要なものになってきています。そのため、行政では手の届かない地域課題を自発的に社会貢献活動として行う各種ボランティア団体等による柔軟な活動が求められています。

○地域づくりの担い手が高齢化の傾向にあり、若い人がコミュニティ活動を敬遠しがちなため、後進が育ちにくい状況にあります。

○本市には、コミュニティセンターなど多様なコミュニティ施設があり、これらの施設を利用して、行政区や公民館、婦人会、老人クラブ、子ども会などが中心となり、運動会や地域の祭りなどのスポーツ・レクリエーション、子どもと高齢者などとの世代間交流などが行われています。

○これからの社会変化に対応したまちづくりを進めていくためには、従来より行っている市内の各種団体との意見交換だけではなく、これまで行政に対して発言する機会が少なかった若者や学生、女性をターゲットにして、今まで以上に市民の声が反映できる市民参加の条件整備を推進し、市民と行政との適切な役割分担とパートナーシップが重要になってきています。

○市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、「市民協働のまちづくり事業」を平成21年度から実施し、協働によるまちづくりに関する事業に自主的かつ主体的に取り組む団体に対し、3年間の補助金を交付しています。しかし、事業が始まった頃に比べ、応募件数が少なくなっているため、協働の担い手となるボランティア団体や NPO 団体への情報提供、市民への活動 PR などを行い、現状に応じた市民協働によるまちづくりを進めなければなりません。

○柳川総合保健福祉センター内のボランティアセンターは、主に市内のボランティア活動を希望する人とボランティアを求める人や組織とのマッチングを行っています。また、市内には、17の NPO 法人（特定非営利活動法人）が認証を受け活動しています。NPO の活動は、公共サービスの一翼を担うものであるため、NPO と行政の協働・連携は、今後ますます重要になってきます。

○本市では、生涯学習センター及び各校区コミュニティセンター等施設や図書館、総合保健福祉センターが生涯学習の場となっており、様々な学習ニーズに対応した機会の充実を図っているところですが、今後も市民のニーズに応じた生涯学習の場づくりが必要となっています。

○現在、公民館では自主的に運営している各種学級での講座や研修などが開催されており、地域活動の拠点として、また生涯学習の場として重要な役割を担っています。平成27年度までで市内18か所に活動拠点となるコミュニティセンターが整備されたものの、公民館の組織や運営形態が館によって異なっており、運営形態の統一が求められています。

○図書館は、日常生活の中で気軽に利用できる市民の自主的な学習の場として重要な役割を果たしています。本市では、これまで利用者へのサービス向上のため開館時間の延長やホームページでの書籍貸借状況の検索などを行ってきましたが、平成25年度から平成27年度の3年間で、貸出冊数、登録者数ともに約16%減少しています。今後は利用者等を増やすため、電子書籍の導入も検討しなければなりません。

○また、図書館の利用サービスを向上させるためには図書館職員の果たす役割は大きく、図書館と資料に関する知識と技術のみならず、利用者に適切なサービスを提供できる資質と能力が求められます。

施策の方向性

●地域コミュニティの必要性の醸成（総務課）

- ①市民へのまちづくりに関する講習会や講演会を開催し、地域活動に参加する人材の育成を図ります。
- ②地域コミュニティの役割・機能を明確化し、住民主導のまちづくりを進めます。
- ③自治会等自治組織による未加入者対策の取り組みを支援します。

●多様な市民が行政に参画できる機会の増大（総務課）

- ①様々な市民の意見を反映した行政運営を行うため、各種行政委員会へ多様な人材の登用を推進します。
- ②市民と行政によるワークショップを開催し、地域の自治に対する市民と職員の一体感の醸成を図ります。
- ③協働してまちづくりに取り組む担い手として、ボランティア団体やNPO団体との連携を密にし、現状に沿った新たな市民協働のまちづくり事業を検討、実施していきます。

- ④ボランティアセンターを拠点とした、自主的に活動している各種団体やサークルへの支援を行うとともに、活動の充実、指導者の発掘・育成を目指します。

●生涯学習活動の場づくりの推進（生涯学習課）

- ①公民館の組織や運営形態を統一し、機能・活動の充実を推進します。
- ②各種行事の案内や、生涯学習に関する人材バンク、社会教育団体の情報発信など、市民のニーズに対応した情報収集・発信体制づくりを進めます。
- ③各種文化講座を開催し、市民の学習機会の拡充を図ります。

●図書館機能の充実（図書館）

- ①本・雑誌・視聴覚資料の貸出、予約、リクエストサービスの充実や、迅速なレファレンスサービスなどの情報提供の充実を図り、サービス向上を推進します。
- ②電子書籍市場や国などの動向を注視しながら、電子書籍の導入を検討します。



城内たるみこし

2 郷土愛とおもてなしの心の醸成

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
堀と道クリーンアップ大作戦の参加者数	2,100 (人)	2,200 (人)
出前講座依頼数	33 (件)	40 (件)
研修会等を受講後、郷土愛が高まったと感じる人の割合	70 (%)	80 (%)
地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある小学生の割合	39.4 (%)	42.5 (%)
地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある中学生の割合	27.5 (%)	31.2 (%)
おもてなしが良かったと感じる人の割合	67.5 (%)	75.0 (%)
おもてなしなら柳川隊 (個人)	317 (人)	600 (人)
おもてなしなら柳川隊 (団体)	135 (団体)	180 (団体)
やさしい日本語リーダー養成講座参加者数	－ (人)	200 (人：累計)
やさしい日本語リーダー養成講座満足度	－ (%)	90.0 (%)
柳川観光コンシェルジュ	－ (人)	100 (人)
ボランティアガイド受け入れ件数	138 (件)	250 (件)
柳川ワイファイ応援隊加入施設数	28 (件)	100 (件)

現況と課題

○本市では、掘割への愛護精神を高めるとともに、本市を訪れる観光客への歓迎の気持ちを表すために、毎年、城堀の水落ちの時期に合わせて、市と道守柳川ネットワークとの共催で「柳川」堀と道「クリーンアップ大作戦」を実施しています。また、夏の早朝一斉清掃の実施や11月に行われる「白秋祭水上パレード」前の道守活動、さらには柳川市クリーン連合会でも大和・三橋地区での一斉清掃やリパークリーン活動など、各地区で積極的な清掃活動が行われています。今後も掘割を愛護し、大切にすることを育むために市民とともに行う清掃活動等が求められます。

○本市は、詩歌や童謡で知られる詩人北原白秋をはじめ多くの文学者を輩出しました。また、田中吉政や立花宗茂などの歴史上の人物や、第十代横綱雲龍久吉に代表される様々な分野で活躍した郷土にゆかりが深い偉人がいます。先人達の偉業と生き方に学び、新しい市民文化の創造に寄与するため、郷土の偉人の掘り起こしと市民の手で行なわれている顕彰活動への支援を図り、活動の継承と幅広い層の市民への普及を行なっていきます。このため、各種講座や講演会、展覧会などの開催を継続し、市民に幅広く郷土の歴史や文化を周知し、郷土に対する誇りとこだわりを醸成することが必要です。

○小・中学校では、北原白秋をはじめとした郷土の偉人20人を紹介する「やながわ人物伝」、子どもたちに柳川が生んだ偉人の言葉を紹介した「心に響く素読集やながわ」、柳川の自然や地理、歴史を学ぶ環境教育副読本「やながわ」などの活用により、豊かな心と郷土を愛する心を育む取り組みを行っています。

○また、おもてなしの心を育む取り組みとして、各小・中学校でのあいさつ運動については、学校だより等を通じ地域や保護者などへの啓発を進めるとともに、月ごとに目標項目を設定するなどの取り組みを行っています。

○本市では、平成25年度に「おもてなし柳川市民会議」と「おもてなしの心日本一プロジェクトチーム」を発足し、市民を挙げて「おもてなしの心日本一」のまちを目指し活動を進めています。平成26年度には、市民挙げての輪を広げることと、おもてなし活動の浸透を図ることを重点目標に、「おもてなしなら柳川隊」を設立しました。平成28年12月31日現在の登録数は、個人371、団体135となっています。今後は、「おもてなしの心日本一」の実現に向け「できる人が、できることから」を念頭に、あいさつ運動や親切運動などを自主的に行うことが必要です。

○また、本市の魅力をより正確に観光客に伝えるために、観光ボランティアガイドを育成していますが、今後は、ガイドの技術向上や案内メニューの充実が求められます。

○本市への外国人観光客は、年々増加しており、平成21年には約1万人だったのが、平成27年には約15万人と顕著に伸びています。その中でも台湾、韓国、香港などアジアからの観光客が9割以上を占めており、今後は、アジアからの観光客を中心とした外国人観光客の受け入れ態勢の整備が急務となっています。

○このため、日本語が理解できない外国人観光客向けに、指差しで案内ができる「柳川エンジョイマップ」や4か国語（英語、韓国語、簡体語、繁体語）に対応した観光パンフレットを作成しています。平成28年には、日本語を学んで日本語を話したいと思っている外国人観光客、特に本市を訪れる外国人観光客の半数以上を占める台湾人観光客をターゲットとして、伝わりやすい「やさしい日本語」でおもてなしすることを目的としたプロジェクトを立ち上げ、受け入れ態勢の強化を図りました。今後は、この活動を観光施設等の従事者をはじめとした市民に広く浸透させていく予定です。

施策の方向性

●郷土愛の醸成

- ①柳川“堀と道”クリーンアップ大作戦や道守活動など、市民主体の清掃活動を通じて、市民が地域を愛護し、ふるさとを大切にすることを育む取り組みを進めます。（水路課、都市計画課、生活環境課、建設課）
- ②多くの市民が日常的に柳川の歴史文化に触れることで、柳川の暮らし全般に関わり、伝統と文化を尊重し、郷土に対する誇りと愛する心を醸成します。（生涯学習課）
- ③文化財の公開展示及び普及啓発の充実を図るため、学校への出前講座や地域が行う歴史学習、野外学習などへの支援を行っていきます。（生涯学習課）
- ④郷土出身の文学者などの顕彰のため、周年、記念の年などに顕彰団体等との協働により講演会や展示会などを実施します。（生涯学習課）
- ⑤「やながわ人物伝」等を活用した授業の実践など伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度を育てます。（学校教育課）

●あいさつ運動の推進

- ①各学校において、PTA等関係団体との連携・協力を図り、あいさつ運動の定着・拡大に努めます。（学校教育課）
- ②あいさつ運動や親切運動をはじめとした「できる人が、できることから」を実践し、「おもてなしの心」が市全体に浸透するよう努めます。（観光課）

●おもてなしの心の醸成（観光課）

- ①観光客にとって心地よい受け入れ環境を整えるために、「おもてなし柳川市民会議」と「おもてなしの心日本一プロジェクトチーム」による活動の充実を図ります。
- ②観光客のニーズに合わせたボランティアガイドを育成し、受け入れメニューの充実を図っていきます。

●受け入れ態勢の整備の推進（観光課）

- ①アジアからの観光客を中心にやさしい日本語を進め、市民と触れあうきっかけをつくり、柳川のおもてなしにつなげていきます。
- ②外国人観光客が安全で安心に滞在できるように、外国語案内の充実やフリーWi-Fiの整備を進めていきます。



柳川“堀と道”クリーンアップ大作戦

3 文化芸術・スポーツに触れる機会の創造

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
新たな活動団体数	0 (団体)	5 (団体：累計)
市主催の公募展への出品数	9,400 (作品)	9,500 (作品)
文化芸術活動が盛んと思う人の割合	40 (%)	50 (%)
市内の文化施設の利用者数	219,936 (人)	250,000 (人)
旧戸島家住宅入館者数	7,504 (人)	10,000 (人)
古文書館入館者数	7,469 (人)	8,000 (人)
各スポーツ施設の利用者数	311,174 (人)	320,000 (人)
社会教育等団体登録数 (体育分野)	189 (団体)	210 (団体)

現況と課題

○近年では、生活様式や価値観の多様化などに伴い、食文化やファッションなど日本の優れた生活様式を生かした分野が国内外から注目されています。特にアニメーションや漫画などのサブカルチャーに対する需要が国内外で高まりをみせており、諸外国に輸出する新産業のひとつとして位置付けられるなど、文化芸術を取り巻く環境はここ数年で大きく変化しています。

○市内では、これまで音楽や演劇、絵画などの芸術文化や茶道、華道、書道などの古来より受け継がれてきた文化、囲碁や将棋などの娯楽性の高い文化など、多様な文化活動が取り組まれてきました。しかし、文化協会や地区公民館などで行われる自主的な文化活動は、活動者の高齢化が進んでおり、今後の文化活動を担う団体や人材の育成が急務となっています。

○本市では、白秋祭式典や全国に公募して行う短歌大会、著名なアーティスト招へいによる各種公演事業や市内小学校に通う児童に芸術鑑賞の機会を届けるアウトリーチ事業、市内外に公募して優れた作品を紹介する総合美術展などの文化芸術事業を

実施している一方で、市民会館は、建築から40年以上を経過して老朽化が著しく、補修での対応が限界にきています。また、現行の耐震基準を満たしていないなど安全面に大きな課題を抱えているため、文化芸術の活動拠点や、発表の場として、市民会館の建て替えを含めた整備を行う必要があります。

○本市には、どろつくどんや風流など、農業や漁業、都市の暮らしに息づく伝統芸能や行事が数多く受け継がれています。しかし、近年では担い手不足が深刻となり、地域文化の存続が危ぶまれています。特色ある地域文化創造の礎として伝統文化を継承するための取り組みが求められています。

○また、本市には地域の歴史や営みが刻まれた多様な文化財が遺されています。これまで実施してきた文化財の調査により、弥生時代から江戸時代までの市内遺跡の発掘調査成果から、各時代の人々の暮らしなど歴史の一端が明らかにされつつあります。

○平成28年6月現在で、市内には、国指定文化財9件、国登録有形文化財3件、県指定文化財8件、市指定文化財36件と、合わせて56件の指定・登録文化財があります。本市の特色ある文化遺産を後世に継承するためには、これまでの調査成果を踏まえ、指定文化財を拡充することが課題です。また、文化財の適切な保護のためには保存修理や災害時の適切な対応、公開活用のための方策の検討が必要です。

○柳川古文書館は、南筑後地域を中心に多くの史料を収集・保管・公開してきました。開館以来の収蔵点数は概数で15万点を超えています。近年では、古文書史料に限らず、甲冑や刀剣、美術工芸品など多岐にわたる史料を収集しているほか、市内遺跡の発掘調査により大量の遺物が出土していることから、展示や保存など、適切な管理が求められています。

○市史編さん事業は平成35（2023）年度に終了する見込みですが、現在の刊行計画に含まれていないものや、通史をより分かりやすく解説する冊子、調査の過程で新たに発見された史料集の刊行が課題として残っています。

○スポーツでは、体育施設の整備・充実について、テニスコートの砂入り人工芝への改修や市民武道場の改築、グラウンドの改修工事、ニッ河小学校グラウンドの夜

間照明の設置など整備が進んでいる施設がある一方、一部の施設は年数が経過して老朽化が進み、修繕が追いつかない状況にあります。

○利用の混み合う休日や夜間は、定期的な団体の利用が多く、新しく設立されたクラブやサークルにとっては、練習場所を確保することが困難な状況です。

○教育委員会や体育協会を中心として、スポーツ大会やスポーツ教室、おもてなし健康マラソン大会などを開催し、市民スポーツの振興と普及に努めていますが、参加者の固定化や減少が見られ、今後どのようにしてスポーツ人口の増加を図るかが課題となっています。

○また、運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力の低下傾向が依然深刻な問題となっていることから、幼い頃から身体を動かし、運動・スポーツに親しみ体力を強化していくことが、より健全な体と心をつくることにつながります。さらには、すべての市民が年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、高齢者によるグランドゴルフや女性層による健康体操など身近な運動を通して、年代に合わせた体力の向上とともに健康づくりに対する理解をしてもらう取り組みが大切です。

施策の方向性

●文化芸術活動の振興（生涯学習課）

- ①芸術制作作家誘致事業（アーティスト・イン・レジデンス）や、子どもから大人まで気軽に参加できる体験型事業など、文化芸術を活かしたまちづくりにつながる文化事業を推進していきます。
- ②市民の主体的な文化芸術活動を引き続き支援するとともに、必要な時に集まりイベントの企画立案・運営で連携するなど、興味がある内容に自由に参加できるような新たな枠組みの可能性を探ります。
- ③芸術文化に興味を持つ事業をきっかけに、様々な人材育成につながる事業への展開を通じて、市の文化活動を担う人材の育成・確保を目指します。
- ④老朽化が進む現在の市民会館に変わる新たな文化活動拠点として、市民文化会館の整備を進めます。

- ⑤地域に根ざした伝統文化を着実に次世代へ継承するため、運営補助金の交付や発表機会の確保、調査研究成果の公開を通じた普及活動を進めます。

●文化財の調査と保護の充実（生涯学習課）

- ①先人達から受け継いだ貴重な文化財を守り育て、後世に継承するために、地域資源のひとつとしての文化財の調査を継続して実施します。
- ②市史編さん等による市内の文化財調査成果及び所有者の意向等を踏まえ、文化財の指定拡充を図り、老朽化した文化財の保存修理事業や災害復旧事業に対しては、技術指導などによる支援を行っていきます。
- ③本市の歴史文化に根ざした水郷景観や伝統行事、武家住宅をはじめとする歴史的建造物など、特色ある本市の地域文化を物語る文化財の保存に努めます。

●文化財の活用と文化意識の高揚（生涯学習課）

- ①柳川古文書館や歴史民俗資料館など博物館関連施設の充実や、旧戸島家住宅や綿貫家住宅、また柳川城址などの良好な維持管理に努めると共に、積極的な活用を図ります。
- ②市史普及版や史料集を継続的に刊行し、併せて種々の広報活動を実施して、成果を市民にわかりやすくお知らせしていきます。

●スポーツ活動推進のための基盤整備の推進（生涯学習課）

- ①統廃合も含めてスポーツ施設の総合的なあり方を検討し、施設の整備・充実を図ります。
- ②インターネットで施設予約状況が確認できるようにシステム化するなど、利便性の向上を図ります。
- ③市民が、いつでも身近なところで、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、各種スポーツ団体、地域、学校関係機関とのネットワークづくりの推進を図ります。

●スポーツ活動機会の拡充（生涯学習課）

- ①地域住民のスポーツ活動の機会を身近なものにするため、体育協会加盟団体、サークル、スポーツ・レクリエーション団体の活動を促進するとともに、組織の活性化を図ります。

- ②多くの市民が参加できるスポーツ大会やイベント、郷土出身者を顕彰するスポーツ大会などを開催して、市民のスポーツ活動に対する興味や参加意欲を高め、スポーツ人口の拡大を図ります。
- ③年齢・体力に応じたニュースポーツを気軽に体験できる機会の提供と、継続した活動ができる環境整備を図ります。



柳川市ニュースポーツフェスタ



柳川市総合美術展

4 人権が尊重される社会の形成

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成31(2019)年度)
市民啓発研修会(人権を考えるつどい)の参加状況	380 (人)	420 (人)
審議会等の女性の登用状況	25.2 (%)	30.0 (%)

現況と課題

○人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの基礎的条件であり、世界共通の課題でもあります。特に近年では、高齢化や国際化、高度情報化などを背景として新たな人権問題が発生しており、人権意識の高揚は豊かな市民生活を実現する上で重要な課題となっています。

○本市では、平成17年に「柳川市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、差別のない明るく住みよいまちづくりに向けて諸施策を推進しています。

○その一つとして、「人権・同和教育研究協議会」を発足させ、すべての市職員や小・中学校の教職員が会員となり、人権尊重社会の実現を目指し、人権・同和問題に対する教育・啓発活動に努めています。また、社会人権・同和教育指導員が、公民館等における人権学習会や、事業所における人権・同和問題研修会に出向いて、啓発活動にあたっています。

○男女共同参画社会の形成のため、平成28年に「第3次柳川市男女共同参画計画」を策定し、広報紙や各種講演会などを通じて男女共同参画に関する啓発事業を実施していますが、真の男女平等社会の実現には、いまだ多くの課題が残されています。

○平成21年には「柳川市審議会等委員への女性参画推進要綱」を設置し、本市の審議会における女性委員の割合を40%以上と目標を設定しましたが、平成27年4月1日現在25.5%と、平成18年4月1日現在の15.0%よりは改善したものの、目標値を大きく下回っています。

○さらに最近では、女性の人権を著しく侵害する配偶者からの暴力、セクシャル・ハラスメントが大きな社会問題になっています。本市においても、女性問題に関する相談件数は年々増加・多様化しており、相談員の確保を含め、相談体制の充実や関係機関との連携を図る必要があります。

○雇用の場においても、男女の固定的役割分担意識の存在と女性が育児、介護等の大半を担う現実が大きな要因となって、昇給・昇格、役職への登用等に男女間の格差がいまだに見られます。仕事と家庭の両立支援策を充実させると同時に、事業主に対し、法や制度の順守を働きかける必要があります。

施策の方向性

●人権教育・啓発活動の推進（人権・同和対策室、人権・同和教育推進室）

- ①総合的かつ計画的に人権施策を推進していくための方向性を示す「人権教育・啓発基本計画」を策定します。
- ②学校・家庭・地域・職場など、あらゆる場における人権教育・啓発を推進します。
- ③市職員や教職員、医療福祉関係者など、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人たちに対して、研修を重点的に実施していきます。
- ④人権・同和教育地域リーダー研修会の開催による人権学習のリーダーの育成や、社会人権・同和教育指導員による各種研修会への支援などにより、人権教育・啓発の効果的な推進を図ります。

●男女共同参画の推進（人権・同和対策室、子育て支援課）

- ①平成28年度策定の第3次柳川市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画に関する啓発事業の実施やDV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進と相談体制の充実を図り、計画の目指すべき目標である「男女が共に輝き、支えあうまちづくり」の実現に努めます。
- ②男女共同参画推進条例の制定に取り組み、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することで、各種審議会等への女性委員の登用率の向上を図り、政策決定過程への女性の参画を進めます。



柳川市人権を考えるつどい

第2章 若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり

数値目標

合計特殊出生率 1.49人⇒1.49人

1 遊んで学べる子育て応援

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成31(2019)年度)
子育てしやすい環境だと感じる人の割合	34.4 (%)	60.0 (%)
保育所の待機児童数	0 (人)	0 (人)
学童保育所の待機児童数	22 (人)	10 (人)
全国学力テスト全国比(全国を100とする)小学生(国語・算数)	107.7	107.0
全国学力テスト全国比(全国を100とする)中学生(国語・数学)	95.7	100.0
毎日家庭学習をする小学生の割合	82.2 (%)	88.2 (%)
毎日2時間以上家庭学習をする中学生の割合	25.3 (%)	34.2 (%)
18歳以下の図書カード登録率	51.6 (%)	54.0 (%)
市内青少年の補導者数	1,601 (人)	1,500 (人)

現況と課題

○近年、未婚率の増加や晩婚化などによる少子化の進展や核家族化、女性の社会進出に伴う子育て世帯の勤労形態の多様化により、家庭の保育機能の低下を招くなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした現状の中で児童が健やかに成長していくためには、児童福祉対策の果たす役割がますます重要になっています。

○また、子育て環境が大きく変化する中で、子育てに不安をもつ親が増加しており、その不安を解消できる環境づくりが重要な課題となっています。そのためには、子育て家庭をはじめ、児童委員や保育所など地域の関係者との連携を図るとともに、子育て支援に関する情報の提供と利用のあっせん、相談機能の充実を図る必要があります。

○幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼稚園や保育所などでの集団生活を通じて、基本的な生活習慣や生活態度を身に付けるべき時期です。幼稚園と保育所では、その設置目的は異なるものの、子どもの成長の場という点では、ともに重要な施設です。

○本市では、私立認定こども園2園、私立幼稚園4園及び私立保育所19園などで就学前教育・保育が行われています。

○保育所については、10年前と比べて定員数を100人拡充していますが、定員を上回る入所状況となっており、出生数が減少しているにもかかわらず、保育需要は高まっています。この保育需要への対応にあたっては、保育士の確保が大きな課題となっています。さらには、夜間保育や休日保育についても、検討が必要です。

○本市においても、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況が変わっても通いながた園を継続して利用できる認定こども園への移行が進んでいます。市内では私立幼稚園2園が移行していますが、今後も、認定こども園の利点を踏まえ、利用者や施設の意向に沿った対応が求められています。

○こうした就学前児童の教育・保育の需要に対処する一方、核家族化などにより身近に子育ての支援者がいない子育て家庭が増加する中、地域子ども・子育て支援の充実も求められています。今後は、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業(学童保育事業)、子育て短期支援事業などによる子育て環境の充実や、子育ての不安解消につながる地域子育て支援拠点事業の充実を図っていくことが重要となってきます。特に、要望の多い学童保育所の入所枠拡充については、運営する施設の整備や支援員の確保が重要な課題となっています。

○また、スマートフォンの普及により、手軽に子育てに関する情報が入手できるようになった一方、親のスマートフォンへの依存により、子どもに関心が行き届かなくなるなど育児の質の低下につながることも懸念されます。

○なお、子育ての経済的負担軽減を図るために取り組んでいる保育料の軽減や、従来の乳幼児医療費制度の対象者を拡充した新たな子ども医療費助成制度については、今後も継続的な取り組みが求められています。

○児童の健全育成のため家庭・学校・地域が連携し、青少年育成市民会議などの活動を通じて市民の意識を高めるなど、子育てをサポートする体制の充実を図るとともに、児童が身近で伸び伸びと遊べる場所の確保に努めていく必要があります。

○特に、社会問題となっている虐待を受けた児童をはじめとする要保護児童への対応は大きな課題です。要保護児童対策地域協議会を構成する各関係機関が情報を共有し、適切な連携・協力を実施することにより、要保護児童の早期発見・早期対応をしなければなりません。

○近年、いじめや不登校などが大きな社会問題となっており、「柳川市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取り組みを強化するとともに、適応指導教室「ありあけ」と学校との連携推進を図り、不登校児童生徒の学校への早期復帰に向けた取り組みを推進しなければなりません。

○数年後には、道徳の教科化が予定されており、道徳教育を通じて、正義感や倫理観、規範意識の確立、思いやりの心など豊かな人間性や社会性を育成する教育が極めて重要になっています。

○特別支援教育では、ここ数年、特別支援学級に限らず配慮を要する児童生徒は増加傾向にあり、平成28年5月1日現在で特別支援学級を28学級設置し、合計で76人が在籍しています。今後も、地域社会や保護者などの理解と協力のもと、障害の状況に応じた就学指導に努めるとともに、専任指導主事の学校への派遣・指導、特別支援教育支援員の効果的配置など、児童生徒の自立を支援する教育環境や教育内容の充実を図る必要があります。

○学校運営面については、学校評価と情報公開を進めるとともに、文部科学省が努力事項としているコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進し、「地域とともにある学校づくり」を進めていく必要があります。

○地域・家庭と連携しながら進める取り組みとして、「早寝・早起き・朝ご飯」運動を通じた基本的生活習慣の確立や家庭学習の推進、読書習慣の確立、地域社会への参画意識の育成、土曜授業の実施、情報モラルに関する取り組みなども充実していく必要があります。

○児童生徒の学力の状況について、全国学力・学習状況調査結果では、小学校は全国平均正答率を上回っていますが、中学校は全国平均正答率に達しておらず、小学校高学年及び中学校進学後の指導の充実が求められます。

○その他、児童生徒が自ら課題を見つけ、考え、解決する「生きる力」を育むために、基礎的・基本的な知識・技能の習得・向上とともに、体験活動を取り入れた環境教育やキャリア教育、郷土学習、福祉教育などへの取り組みなど、特色ある教育を進めていかなければなりません。加えて、平成32（2020）年度から小学校において外国語（英語）が教科化の予定であり、指導体制の確保・充実が求められます。

○心の面では、夢や目標を持っている、また自分によいところがあると思っている児童生徒の数は全国平均を下回っており、自己や社会の未来に夢や希望を持ち、自尊感情を高め、自分に自信を持てるような教育が求められています。

○指導面では、学校教職員については、近年、若年教職員が多くなり、全体の年齢構成がアンバランスな状況であり、若年教職員のスキルアップと将来のリーダー育成に関する取り組みを充実させる必要があります。

○学校施設では、空調設備の設置、学校施設の耐震化を行いました。一方で施設の老朽化も進んでいることから、今後とも、計画的に施設改修を行う必要があります。同時に、教育に関する設備機器などについても時代の流れに応じて導入を進め、良好で安全な学習環境の整備を進めていかなければなりません。中でも、ICT関連機器の整備やICT支援などについては、国が求めている基準を大きく下回っており、計画的に整備を進める必要があります。

○本市には、小学校が19校（児童数3,464人）、中学校が6校（生徒数1,796人）ありますが、近年の少子化傾向を反映して、児童生徒数は毎年減少傾向にあり、平成18年と比較すれば、小学校で18.6%の減少、中学校で21.5%の減少となっています。

○このように児童生徒数及び学級数が減少する中、児童生徒の良好な教育環境を確保し、充実した学校教育の実現を推進するため、「柳川市立適正規模・適正配置化検討委員会」からの答申に基づき、平成24年5月に「柳川市立学校の小規模化に対する対応方針」を定めています。

○この対応方針では、小学校と中学校の統合・再編は時期尚早で、当分の間現状のままとし、平成33（2021）年度までには再度、統合・再編を含めた検討を行うとしていますが、全国的な学校の統合・再編の流れ、近隣自治体でも計画や実施がなされていること、本市の教育活動に一部支障が生じてきていることを考えれば、時期を待たず学校施設の統合や再配置、それに伴う通学校区の見直しに着手しなければなりません。

○一方、地域や保護者の意識として、小学校の場合、学校規模より1学級あたりの児童数を重視する傾向があり、少人数の学級の方が落ち着いた教育環境で、個人に応じたきめ細やかな教育が実施され、教育効果があるという考えがあります。また、中学校についても、現在の中学校への愛着が強いこと、小規模校の方が生徒指導上の問題も少なく、落ち着いた環境での教育が実現できていることなど統合・再編の機運が乏しい状況です。

○学校給食については、学校教育や子育てなどの場で、食育が推進されていますが、健康面において子どもたちが将来にわたって、望ましい食生活を形成することが重要となっており、学校における食に関する指導の一層の充実を図るとともに効果的に推進していくことも必要です。

○一方、学校給食の運営については、自校給食方式から共同調理場方式への集約化、随時、調理部門の民間委託を進めていますが、給食施設の調理施設・設備等の老朽化という課題も発生しています。

○近年、核家族化・少子化の進行や有害なインターネット情報や図書の氾濫などにより青少年を取り巻く環境がめまぐるしく変化しており、青少年の意識や行動に様々な影響を及ぼしています。青少年が関わる事件の多発など様々な問題が深刻さを増している中、青少年問題は、複雑多様化する傾向にあります。

○青少年期は、社会の一員としての性格の基盤の確立のため、人間形成における最も重要な時期であることから、本市では、行政・地域・学校・民間の各関係団体が一体となった「青少年育成市民会議」が結成されており、その中で組織された各地区の校区民会議とともに、その活動を通じ、市民一人ひとりの意識の高揚を図っています。

○地域で子どもを育てていく体験学習として、有明海なんでん体験隊や二ツ川ウォッチング、通学合宿などが実施されています。

○有明海なんでん体験隊の干潟遊び体験や二ツ川ウォッチングの生物観察などは、自然に触れ親しむことにより、自然環境の学習や自然愛護の心を育てることを目的としており、今後、規模の拡大や内容の充実を図っていく必要があります。

○通学合宿については、校区民会議事業の一つとして、自立心や協調性を養い、たくましく生きる子どもたちを地域で育成するために小学生を対象に実施しているものです。積極的に実施している校区がある一方で、一度も実施してない校区もあり、実施の促進を図っていくことが課題となっています。

○また、地域には、地域の教育力を担うことができる組織や団体、個人が多く存在します。学校や地域が連携し放課後学習活動支援を推進していくことで、地域の人材を活用して、小・中学生の学習習慣の定着や学習意欲の喚起を図り、地域の教育力の向上につながります。

○今後は、これらの事業を通して、学校や家庭、地域などが連携を強化して、豊かな心を育む教育の推進や地域が一体となった青少年健全育成の推進を図っていくことが重要です。

施策の方向性

●安心して子育てできる環境づくり

- ①必要な保育サービスの質及び量を確保するとともに、延長保育や一時預かりなどの多様な保育ニーズについても、内容の充実に努めます。(子育て支援課)
- ②児童一人ひとりに応じたきめ細かい対応のため、幼稚園・保育所・小学校の連携を図ります。(学校教育課、子育て支援課)
- ③すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業などの一層の充実に努めます。また、学童保育所については、待機児童が増加傾向にある現状を踏まえ、施設拡充等による充実に努めます。(子育て支援課)
- ④利用者支援専門員を配置し、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。(子育て支援課、健康づくり課)
- ⑤子育てにかかる経済的負担に配慮し、子ども医療費助成や保育料の適正化を進めます。(健康づくり課、子育て支援課)
- ⑥親が子育ての第一義的責任者としての自覚を持ち、自信を持って親となるための子育て学習の機会や子育て経験者との交流など、親が子育てを学ぶ機会を確保します。(健康づくり課、子育て支援課、生涯学習課、学校教育課)
- ⑦子どもが安心して、安全に遊べる場の充実に努めます。(子育て支援課、都市計画課)

●みんなで見守る子育て支援の推進

- ①地域子育て支援センター及びつどいの広場を子育て支援の拠点と位置付け、子育て中の親子同士の交流の場を提供するとともに、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行います。また、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。(子育て支援課)
- ②乳児のいるすべての家庭を訪問し、産後の母親や乳児についての相談や、健診、予防接種、子育て支援情報の提供を行います。また、養育支援が必要な家庭に対しては、継続して指導、助言を行います。(子育て支援課、健康づくり課)
- ③児童虐待の早期発見のため、虐待通報の啓発や児童福祉関係者との連携を図ります。また、児童虐待に対しては、児童相談所等の関係機関と連携し早期対応を行います。(子育て支援課)

●豊かな人間性と健やかな身体の育成

- ①道徳性の育成を目指し、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育の推進を図ります。(学校教育課)
- ②いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取り組みを強化し、不登校児童生徒の学校復帰への取り組みを推進します。(学校教育課)
- ③「小1プロブレム」「中1ギャップ」の解消を目指し、幼稚園・保育所・小学校・中学校が連携した教育活動を推進します。(学校教育課、子育て支援課)
- ④児童生徒の体力向上を図るために実態を把握し、家庭や地域と連携して、生涯にわたって運動に親しむ習慣や気持ちを育てます。(学校教育課、生涯学習課)
- ⑤生涯にわたって健康で安全な生活を送るために、健康教育、防災教育の充実に努めます。(学校教育課、健康づくり課、総務課)
- ⑥児童生徒が人権に関する知識や態度、実践力を身に付けるように校内推進体制を確立し、すべての教育活動の中で人権・同和教育を推進します。(学校教育課、人権・同和教育推進室、人権・同和対策室)
- ⑦障害のある児童生徒等に対して一人ひとりの教育的ニーズを把握し、特別な配慮のもとに手厚くきめ細かな教育を推進します。(学校教育課、福祉課)
- ⑧子どもの読書習慣の確立を目指し、地域や家庭と連携して、読書活動の推進を図るとともに、児童生徒の知的活動を増進し、豊かな人間形成や情操を育む活動を推進します。(学校教育課、図書館)

●地域と連携した教育の推進（学校教育課）

- ①関係団体と連携した体験学習の実施、学校の地域への情報発信等を通じ、本市全体で子どもを育てる教育を推進します。
- ②学校の「自己評価」等を実施するとともに、その改善対策等の公表を促進し、学校教育の活性化と教育の質の向上を図ります。
- ③家庭や地域と連携して「早寝・早起き・朝ご飯」等の定着、基本的な生活習慣の育成、学習習慣づくりを推進します。
- ④指導時間の充実に努め、家庭や地域との連携を進めるための土曜授業を実施します。

●確かな学力の育成

- ①学力状況を把握し、指導法の改善を図るため、計画的に標準学力調査を実施します。(学校教育課)

- ②教育課題を解決するため積極的に研究校を指定し、その研究過程や成果を他の小・中学校に広げ、指導方法の工夫改善に努めます。(学校教育課)
- ③中学校区内の小・中学校が教育課程で連携を図り、効果的な教育活動を推進するとともに小規模な小学校同士の連携による教育活動を充実させます。(学校教育課)
- ④外国語活動を小学校1年生から6年生までの教育課程に位置付け、中学校へのスムーズな移行に向けて、外国語によるコミュニケーション能力を積極的に高めます。(学校教育課)
- ⑤児童生徒の情報活用能力の育成のために、情報通信機器等を活用できる環境整備や情報通信技術を効果的に活用した授業の実現を図ります。(学校教育課)
- ⑥「掘割を生かしたまちづくり行動計画」に基づき、環境教育副読本「やながわ」を活用し、柳川の自然や歴史、文化を通して環境教育の充実に努めます。(学校教育課、水路課、生活環境課)
- ⑦子どもが科学の楽しさや自然事象への興味・関心を高めて、科学の魅力を感じ、夢と希望をもって主体的に科学を学ぶ態度を育成します。(学校教育課)
- ⑧主権者教育や租税教育、環境教育、福祉教育、安全教育などに関する今日的な課題を取り上げ、積極的に解決を図る教育を推進します。(学校教育課、税務課、生活環境課、福祉課、総務課)
- ⑨経済的理由によって就学困難な児童生徒に対する支援を行います。(学校教育課)
- ⑩学校経営の基軸及び基本構想に関する管理職の研修や、多様な学校訪問指導による活力ある学校経営・運営の実現を図ります。(学校教育課)

●計画的な小・中学校施設・設備の整備と充実 (学校教育課)

老朽化した校舎の改修やトイレの洋式化などを計画的に進め、安全で快適な学校環境づくりを進めます。また、タブレット型パソコン等 ICT 関係機器を計画的に整備します。

●児童生徒数減少への対応 (学校教育課)

対応方針に基づき、児童生徒数の減少に伴う課題解決のための取り組みを行うとともに、学校の統合・再編に向けた検討を行います。

●学校給食の円滑な実施 (学校教育課)

学校給食を通じた、子どもへの食育・食生活指導の充実を図るとともに、安全で効率的な学校給食を実施します。

●豊かな心を育む教育の推進

- ①学校や青少年関係団体と連携・協力しながら、安全安心パトロールや子ども見守り隊を推進するなど青少年の健全育成のための環境づくりを推進します。(学校教育課、生涯学習課、総務課)
- ②青少年育成市民会議による各種講演会や小・中学生の意見発表会の開催、青少年非行防止の夜間巡回などの実施による青少年健全育成の意識啓発を推進します。(学校教育課、生涯学習課)

●学校・家庭・地域が一体となった青少年健全育成の推進

- ①子どもたちの生きる力や豊かな人間性を育成するよう、学校や家庭、地域と連携して様々な体験学習を提供し、地域ぐるみの育成体制の充実に努めます。(学校教育課、生涯学習課)
- ②地域の教育力を担う人材として期待される団体や個人の地域活動への参加を促進します。(生涯学習課)
- ③子どもの学習支援に意欲のある地域住民による放課後学習活動支援事業[※]等を推進します。(生涯学習課)



皿垣小学校 芝生の校庭

※放課後学習活動支援事業とは、子どもたちが、放課後コミュニティセンターなどの施設に集まり、定年退職した方などの地域の大人が子どもたちの勉強を見ることにより学力の向上を図るもの。

2 結婚・出産応援

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
結婚サポートセンター新規会員数	134 (人)	150 (人)
結婚サポートセンター成婚数	10 (組)	15 (組)
婚姻届出数	1,048 (件)	1,200 (件)
出生数	498 (人)	477 (人)

現況と課題

○全国的に未婚化・晩婚化が進んでおり、厚生労働省「人口動態統計」によると、平成12年の男性の初婚年齢は28.8歳、女性の初婚年齢は27.0歳であるのに対し、平成22年には男性は30.8歳、女性は29.2歳とそれぞれ晩婚化が進んでいる状況です。本市においても、平成27年の国勢調査によると、25歳から39歳男性の未婚率が51.7%、女性は40.3%となっており、近年になるほど未婚率が上昇しています。特に、男性の未婚率は周辺市町村と比較して高くなっています。また、それに伴い、晩産化も進んでおり、少子化が進んでいる要因の一つと考えられます。少子化は人口減少に直結しており、少子化問題は本市にとって大きな課題の一つとなっています。

○一方、若い男女が結婚し、子どもを持ちたいという希望は強く、18歳から34歳の未婚者を対象にした意識調査※では、男女とも「いずれ結婚するつもり」という人の割合は9割に達しています。また、夫婦が予定する子ども数の平均は平成22年で2.07人、未婚者が希望する平均子ども数も男性で2.04人、女性で2.12人と2人を超えています。さらに、本市が平成27年度に実施した女性アンケートでも未婚者の6割強が「いずれ結婚するつもり」と回答し、子どもの希望数は「2人」が5割強となっています。

※社人研「出生動向基本調査」(平成22年)

○子どもを産み育てていくために効果的な対策として、支援制度の拡充に加えて、配偶者や周囲の理解や協力などを挙げる声が多くなっており、周囲の理解を促す対策も必要といえます。

○未婚化・晩婚化が出生率の低下の大きな要因となっているだけに、若い世代における結婚の希望の実現を図ることは重要です。それに対応するため、本市でも少子化対策として様々な取り組みを行っています。平成24年には柳川市・大牟田市・みやま市の3市で「結婚サポートセンター運営協議会」を設置し、結婚相談やイベントの開催を通して、独身の男女の出会いの場を提供し、未婚化・晩婚化対策の取り組みを行っています。結婚サポートセンターの会員は、平成29年3月末時点で、延べ1,000人が登録し、平成24年の設置から平成28年度までに32組が結婚成立に至っていますが、少子化への歯止めとまでは至らず、人口減少は続いている状況です。

○今後も、少子化対策及び人口減少に対応するために、出会いや結婚につながるサービスを行っていくと同時に、妊娠から出産、子育てにわたるまでの切れ目のない支援体制を整えていくことが必要です。

○不妊治療については、高額な費用負担の軽減のため、福岡県の助成対象者に対し市独自で上乗せ助成をしています。

○また、初めての出産を迎える親に対するサポートとして、妊婦健康診査費用の助成やマタニティセミナー、赤ちゃんサロン親子教室、いっぽ子育てセミナー、子育て支援センターでの相談や講演会など育児支援に関する事業を切れ目なく実施するとともに、既に子どもを持つ親や次に親になる世代が、自信を持って親になるための支援の充実も図る必要があります。

○なお、子育て支援や乳幼児健診、就学に関する支援などの子どもに関する情報を集約した「子育てハンドブック」の製作を行い広く配布したところ、出産前や子どもが小さい母親から高い評価を受けています。

施策の方向性

●結婚観・家庭観の醸成（企画課）

人生設計を考えるセミナー等を通じ、若年時から人生についての理解を深め、結婚や家族づくりの知識を広げることで、ポジティブな結婚観、家族観の醸成を図ります。

●出会いの場の提供（企画課）

出会いの場が少ない独身男女に対し、好印象のための魅力アップセミナーや講座と組み合わせたイベント、広域的な恋活イベントの実施などの新たな出会いの場の提供による支援を行っていきます。

●結婚サポートセンターの運営充実（企画課）

結婚相談支援や情報提供、結婚希望者のマッチング、婚活イベントの充実を図り、出会いから成婚までの継続した支援を行っていきます。

●結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の充実（健康づくり課、子育て支援課）

若者の結婚観の醸成と婚活を支援し、妊娠や出産、子育てに係るライフステージに応じた支援に加え、マタニティタクシーの助成など新たな支援の検討を行います。また、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して、総合的な支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括支援センターを設置するなど、誰もが安心して子どもを産み、育てられる環境の整備や積極的な情報の提供などに取り組めます。

●不妊治療の負担軽減（健康づくり課）

不妊治療の負担軽減のため、県の助成を受けている人を対象に市独自の助成を行っていきます。



3 手ごろな住まい応援

■重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
市有地の分譲件数（住宅地）	0（件）	20（件：累計）
新築住宅棟数	223（棟）	300（棟）

現況と課題

○人口減少を克服するためには、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する必要があります。その第一歩が、地方への移住の希望に応え、地方への新しいひとの流れをつくることです。東京都在住者の4割が地方へ「移住する予定」又は「今後検討したい」と考えているという調査結果[※]も出ています。移住希望は、特に若い世代や50代で高くなっています。一方、移住に対する不安・懸念として、地方の雇用や日常生活の利便性などの問題が挙げられており、こうした障害を取り除き、希望がかなうようにすることで、地方への新しいひとの流れをつくるのが可能となります。

○本市も平成24年に定住サポートセンターを設置し、移住への相談を受け付けていますが、そこでの問い合わせや相談内容については、住まいに関するものが41.9%と非常に高く、そのニーズに応える施策が必要です。

○また、本市が平成19年から行っている転出者アンケートによると、転出した理由の58%が「通勤通学に不便だから」と回答しており、本市に住み続けるためには何が必要かとの問いに対しても「鉄道やバス路線などの公共交通機関」が40.9%を占めています。不便と回答した理由として、通勤通学のラッシュ時に西鉄電車の便数が少なかったり、天神までの時間がかかったりすることが考えられます。そのため、福岡都市圏等への通勤アクセス改善のための施策を検討していく必要があります。

※内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（平成26年9月17日）

○そのためには、若い世代がゆとりをもって暮らす夢をかなえるための手ごろな住宅の取得や通勤・通学しやすい公共交通の利便性を向上させる必要があります。

○本市では、若者や子育て世代の定住促進のため、平成28年3月から市有地を住宅用地として分譲しました。転入・新婚・若者・子育て世帯への特典による影響もあり、4区画すべてを売却しました。今後も遊休市有地を調査し、住宅分譲地としての売却可能性及び売却方法などについて検討していく必要があります。

施策の方向性

●住宅取得の支援

- ①転入者や若い世代などの市内住宅の取得に対する経済的負担を軽減する支援を図ります。(企画課)
- ②優良宅地及び長期優良住宅認定制度の普及を図ります。(都市計画課)

●通勤アクセス改善（企画課）

朝の通勤通学時間帯における路線バスと電車のスムーズな接続性や電車の運行時間短縮、増便などの利便性向上の要望活動等により通勤アクセスの改善に努めます。

●市有地の住宅分譲地選定（財政課）

遊休市有地を調査し、住宅分譲地としての売却可能性及び売却方法などについて検討していきます。



定住促進住宅地

4 就業や女性の再就職応援

■重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成31(2019)年度)
就業体験（インターンシップ）への参加者数	－（人）	25（人：累計）
市内企業における就職者数(商工会議所合同入社式参加者数)	67（人）	100（人）
子育て世帯の女性の就職相談件数	2,755（件）	4,000（件）
セミナー・各種個別相談会参加者	0（人）	100（人）
労働相談件数	5（件/年）	10（件/年）

現況と課題

○本市が平成27年に実施した女性アンケートにおいては、結婚のきっかけは「結婚相手が安定した仕事に就けている」が57.4%、「結婚資金が確保できる」34.0%等経済的理由が多く、結婚への指向は強いものの経済的問題をクリアすることが前提といえます。また、国勢調査からみる15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、平成17年は46,234人だったのが、平成27年には、38,542人と減少しており、今後人口が減少する中で、「相応の収入」や「安定的な雇用形態」、「やりがいのあるしごと」といった「質」を重視した雇用の確保が大きな課題といえます。

○本市においては、市内高校等の就業状況を見ると、優良企業でありながらも認知度が低いために、求人のタイミングが合わず、市外への就職が優先され、若者の転出が進んでいます。その結果、企業の後継者・人材不足が深刻化しています。また、市内の企業に就職しても、雇用者と企業のミスマッチで離職してしまうケースもみられ、現在行っている市内企業への理解を深めてもらうための「オープンファクトリー」と併せ、雇用者と市内企業とのマッチング支援も必要です。

○地元企業が地元の人材を雇用する際の支援や産業間の連携によって新たな雇用の場を創出することも必要です。商工団体や学校、職業安定所など関係機関と連携し

ながら、新卒者の地元雇用の促進をはじめ、ＵＩＪターン希望者の受け入れ体制の整備、女性や高齢者、障害者などの就業の場の確保についての取り組みも求められています。

○また、一億総活躍の中核となる女性の活躍を促進するため、子育てと就労を両立させる多様な「働き方」を実現していかなければなりません。結婚・妊娠前に就業していた人が第１子出産後も仕事を継続した割合^{※１}は、38%となっています。また、働き続ける上で必要なことは、正社員、非正社員共に「子育てしながら働き続けられる制度や職場環境」が必要と回答（複数回答）した人の割合が約９割という報告^{※２}もあります。

○若者や育児中の女性など、働くことを希望する人のニーズに応じた就職セミナーや個別相談会、賃金未払いやセクハラなどで悩んでいる人のための施策が必要です。

施策の方向性

●仕事観の醸成とマッチング支援（商工・ブランド振興課）

インターンシップ事業等により学生の職業選択能力及び職業意識の向上、学生と企業のマッチング支援を図ります。

●雇用推進体制の確立・充実（商工・ブランド振興課）

職業安定所などの関係機関と連携しながら、就業支援事業を推進し、若者やＵＩＪターン者をはじめ、高齢者、障害者、女性の再就職を含む就業の充実を図るため、セミナーや各種個別相談会などを実施します。

●多様な働き方の支援

- ①子育てにやさしい活動を行っている企業の認定・表彰制度等の導入、広域的ＰＲによる子育てと仕事の両立支援を行います。（子育て支援課）
- ②就職希望者への各種セミナー、個別相談会による就職支援を関係団体と連携し行います。（商工・ブランド振興課）

※１社人研「出生動向基本調査」（平成22年）

※２平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書（平成24年３月三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング）

●労働相談体制の充実（商工・ブランド振興課）

賃金未払いや不当解雇、パワハラ・セクハラなどで悩んでいる人のため、県など関係機関と連携して、「労働相談会」を実施し、労働問題の解決に努めます。

●勤労者福祉の充実（商工・ブランド振興課）

国・県や関係機関と連携し、労働関連の正しい知識の普及啓発や情報提供などに努めます。



女性の再就職応援

第3章 水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり

数値目標

転入者数 1,683人⇒1,887人

1 住みたい柳川転入者支援

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成31(2019)年度)
移住に関する相談件数	93 (件)	100 (件)
空き家バンクの物件登録数	9 (件)	50 (件：累計)
もえもん家(ハウス)の稼働率	43.6 (%)	85.0 (%)

現況と課題

○全国的に、地方から都市への人口移動が進む中、本市においても福岡都市圏を中心とした他地域への人口流出が続いています。この流れを食い止め、本市の人口の維持を図るためには、「柳川市に住みたい」と思ってもらえる環境づくりを進め、定住人口を増加させる必要があります。

○本市では、平成24年4月に移住の希望を持つ人に対応するため「定住サポートセンター」を設置し、相談や情報の提供を行っています。平成27年度には93件の相談・問い合わせを受けました。

○また、移住してくる人たちの住まいの受け皿として平成24年1月から「空き家バンク」制度を設けていますが、掲載物件が少ないことや、老朽化した物件が多いこ

とから、移住者の希望に必ずしも沿っていない面もあります。このため、今後は民間事業者と連携するなど、移住者等に魅力ある物件を紹介していく制度の充実が求められています。

○さらに、移住を希望しているものの、本市での生活に不安がある、あるいはどういう場所、風土なのかを知りたい人に対して、実際に本市に住んでもらう移住体験施設「もえもん家(ハウス)」を平成26年7月に設置し、これまで21件60人(平成28年3月現在)の体験者を受け入れています。

○移住体験者のアンケートでは、市民との交流や日常生活に関する情報提供を望む声が多く、今後こうした課題への対応が求められています。加えて、こうした人たちが求めている情報を的確かつタイムリーに届けていくことが今後の課題となっています。

施策の方向性

●定住サポートセンターによる相談機能の充実(企画課)

移住の希望や関心を持っている人に対して、本市の生活環境や就職情報などの情報を提供するとともに、移住にあたっての不安材料の解消のための相談機能の充実を図ります。

●民間事業者との連携による物件情報提供体制の整備(企画課)

平成24年より運営してきた「空き家バンク」をより充実したものにするために、民間事業者と連携し、そのノウハウを活用した情報提供体制を構築します。

●移住体験施設の活用(企画課)

移住体験施設「もえもん家(ハウス)」を活用し、移住体験希望者を受け入れることによって、移住にあたっての不安感を解消し、本市の良さを実感してもらい、移住へとつなげていきます。

●市民活動団体との連携・交流(企画課)

本市への移住希望者の相談相手として、また住居や生活の情報提供者として市民活動団体と連携・交流することで移住希望者の満足度を高めていきます。

●柳川暮らし提案のための情報提供（企画課）

移住・定住を検討している人に対して情報を届けるため、ウェブサイト等の電子媒体のほか、ブロガーによる発信や雑誌などのメディアも活用し、情報発信に努めます。また、首都圏で開催される移住・定住相談会等についても積極的に参加して柳川暮らしのPRに努めます。



柳川移住体験施設「もえもん家（ハウス）」

2 水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり

■重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成31(2019)年度)
水辺の景観や掘割が保全されていると感じる市民の割合	50.0 (%)	55.0 (%)
公共下水道の面積整備率	51.5 (%)	60.6 (%)
公共下水道事業計画区域外の汚水未処理人口	18,261 (人)	17,500 (人)

現況と課題

○本市は、市内を縦横に掘割が巡り、独特の水郷景観を有しています。城堀を中心とした中心市街地エリアでは観光川下りが行われており、情緒豊かな景観が多くの観光客の人気を集めています。

○このエリアの城堀周辺や旧城下町、西鉄柳川駅周辺は市全体のイメージアップにつながる景観重要地区として選定しており、柳川市景観計画で定めた景観形成基準に基づき、建築物や工作物、屋外広告物の適正な指導を図る必要があります。また、景観づくりを推進するにあたっては、市民や事業者と連携・協働し取り組むことが求められます。

○また、平成27年3月には「水郷柳河（すいきょうやながわ）」として国の名勝指定を受けました。このため、将来にわたり水郷景観を維持するために、その指定地内における日常の管理行為の範囲や現状変更を制限することについて、明確な基本方針を定めるための保存活用計画の策定が必要です。

○本市には、都市計画法による都市計画公園はありませんが、2,000㎡以上の公園は16か所あり、住まいに近い身近な場所や遊具のある子どもの遊び場としての公園設備の充実を求める声があります。

○本市の公園は前段の16か所を含めて98か所あり、市が直接管理している公園と地元や団体に清掃などの管理をゆだねている公園があります。現在、市の限られた財源の中で、数多くの公園の維持管理を行っていくことは難しい状況にあります。快適に利用できる公園・緑地を継続的に維持していくため、これからは、市民との協働によって公園・緑地を守り育てていく管理体制を築いていく必要があります。

○また、市内に緑あふれる快適な空間をつくり出している、身近な緑を増やしていくことも大切です。そのため、古木や大木、緑地を残していく取り組みを進める必要があります。

○本市の農業・水産業・観光業の振興と、快適な生活空間の創出のためには、良質で豊富な水量（流量）の確保が不可欠ですが、その水量は、矢部川上流の日向神ダムから放流される水量に大きく影響を受けます。矢部川に水利権を持つ団体として柳川みやま土木組合、花宗太田土木組合、花宗用水組合があり、慣行により上流で集められた水は唐ノ瀬堰、花宗堰で分水されています。そのため、矢部川流域の自治体や関係機関と連携し、水量を確保していくことが本市の最重要課題となっています。

○市内への用水は、矢部川上流の花宗堰から始まる花宗川と、矢部川支流の沖端川の岩神堰から始まる塩塚川、二ツ川堰から始まる二ツ川、そして磯鳥堰から始まる太田川、さらに矢部川の松原堰下流の干出（ほしいで）堰（通称：大和堰）から供給されています。

○水の浄化では平成14年に公共下水道を供用開始し、汚水は市南西部にある柳川浄化センターで処理し、高畑公園内のせせらぎ水路などに放流しています。また、公共下水道の認可区域以外では、合併処理浄化槽による汚水処理を促進するため、設置補助により普及を図っています。

○本市の平成27年度における生活排水処理の状況は、公共下水道が12,309人、合併処理浄化槽が37,671人で、汚水処理人口普及率は73.2%となっています。今後さらなる水環境の保全を進めるため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を進めていく必要があります。

○また、水の確保や水質を浄化するためには、何よりも水に対する意識啓発を推進することが大切です。市民一人ひとりが水環境の保全を自分たちの問題として認識するとともに、行政と協働して取り組むことが求められます。

○そのためにも、子どもの頃から環境教育として、掘割や水質浄化の大切さを学ぶことによって、掘割を守り育てる心を育てていくことも大切です。

施策の方向性

●良好な水郷景観の形成と保全

- ①水郷柳川のイメージを形成している掘割を良好な環境として保全していきます。（水路課、都市計画課）
- ②本市の良好な景観を守るため、柳川市景観計画に基づく施策を推進します。（都市計画課）
- ③国指定名勝「水郷柳河（すいきょうやながわ）」については、指定の周知を図るとともに、保存活用計画の策定を進めます。その他の地域については市景観計画に基づき、本市独特の水郷景観の保全に努めていきます。（生涯学習課、都市計画課）
- ④屋外広告物に関する独自ルールについて検討していきます。（都市計画課）

●公園・緑地の有効利用（都市計画課）

市民の憩いの場としての公園・緑地の維持改善等を検討します。

●市民との協働による維持管理体制づくりの推進（都市計画課）

市民との協働によって公園・緑地を守り育てていく管理体制を築いていきます。

●緑地保全と植樹・緑化事業の推進（都市計画課）

古木、大木の保全と、身近な場所の緑化を促進します。

●水量の確保（水路課）

- ①水利団体等の関係機関と連携強化を図り、水量の確保を図ります。
- ②河川、水路の浚渫や整備を進め、流量の確保を図ります。
- ③樋管や水門などの水利施設の維持管理を行い、適切な水量調整を行います。

●水質の浄化

- ①公共下水道の整備を進め、接続率を向上させることで水路の水質浄化を図ります。(下水道課)
- ②公共下水道の事業計画区域以外では、合併処理浄化槽の設置を促進します。(生活環境課)
- ③市民の水環境に対する意識啓発を図り、不法投棄の防止等の環境保全の取り組みを促します。(生活環境課)

●掘割を守り育てる心の醸成（水路課）

- ①市民や事業者に対しては、本市における水の確保や、水質浄化の取り組みを紹介するなど、水環境の保全について理解を深めるため、意識啓発に努めます。
- ②児童及び生徒に対しては、掘割を守り育てる心を育むため、掘割や水質浄化などの必要性を理解できるよう、わかりやすい環境教育に努めます。
- ③掘割を守り育てる条例及び行動計画に基づく施策を推進し、多面的に掘割の環境をより良好な状態で次世代に引き継ぐことに努めます。



日吉神社横の遊歩道

3 誇りとこだわりのある柳川暮らしの情報発信

■重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
ロケ誘致件数	92 (件)	120 (件：累計)
地域ブランド調査認知度ランキング	384 (位)	200 (位/1047 位)
ふるさと納税の寄付額	301,498 (千円)	300,000 (千円)
海外からの花嫁舟の利用件数	0 (件)	10 (件)

現況と課題

○本市は、川下りや白秋生家、御花などの観光資源から、観光地としてのイメージは定着しているものの、柳川の地域ブランドとしては全国の認知度ランキングで384位と奮わず、生活する場や働く場としての居住環境の良さや生活利便性の良さを市外の人に認知してもらうイメージ発信が不足していると考えられます。そのため、市外在住者で移住を検討している人に対して、本市を移住先を選んでもらうため、暮らしやすさなど柳川のセールスポイントを明確化し、それをアピールする情報発信等を行っていく必要があります。

○平成22年に農業、商工業、漁業一体となった柳川市ブランド推進協議会を発足させ、地域イメージのブランド化と、地域発の産品・サービスのブランド化を結び付けて好循環を生み出すブランド推進事業を展開していますが、商品、産品によっては柳川ブランドとして認知度が低いため、今後はより一層のブランド戦略の取り組み強化が必要とされています。

○また、本市には豊かな農水産物や伝統工芸品があり、それらを使った魅力的な商品が多数あります。これらの特産品を発信するため、平成22年からふるさと納税の返礼品に地元特産物を選定し、平成26年度からはふるさと納税の専用サイトでPRしています(平成29年2月末現在、返礼品113品目。)。その効果もあって平成27年

度は3億円の寄付を受けました。今後も柳川らしい地元産品の情報発信を行い、本市のイメージアップと併せて本市へのふるさと納税が増加するような取り組みが必要です。

○本市のイメージアップの取り組みとして、市民参加によるプロモーションビデオ「SAGEMON GIRLS」やご当地映画（ショートムービー）を作成し、発信しています。また、映画やドラマ、CMなど様々な撮影支援を行い、韓国のミュージックビデオや台湾のテレビ撮影のロケ地になるなど、国内にとどまらず、国外へも柳川の魅力や情報を発信しています。こうした取り組みを支えるため、市では平成24年に柳川フィルムコミッションを立ち上げ、様々な媒体での撮影支援を行っています。撮影を支援する側の人材不足という一面もあり、組織体制の強化が課題となっています。さらに、市公式マスコットキャラクターも活用するなど、様々な対象の人たちに継続的に本市のイメージを発信していく取り組みが求められます。

○また、移住を考えている人に対して、本市の暮らしやすさを実感してもらい、移住の決断を後押しする仕組みが必要です。市民による魅力ある柳川ライフスタイルの発信や、地域おこし協力隊員による柳川の魅力発信など、多方面に情報が届くように、ターゲットに応じた情報媒体等の利用も工夫しながら取り組むことが求められています。

施策の方向性

●移住、定住に向けての情報発信

- ①柳川ブランドを確立するため、本市が持つ風情や風景、豊かな産品などが持つ地域イメージを向上させるような情報発信に努めます。(商工・ブランド振興課)
- ②移住を検討している人をターゲットに、本市の暮らしやすさや魅力を発信し、本市移住への決断を後押しするとともに、移住、定住フェアなど、直接働きかけることができる機会を利用し、本市への移住促進を図ります。(企画課)
- ③ふるさと納税については、柳川らしい地元産品による市のイメージアップを図りながら、寄付額が増加するようPRなどの取り組みを進めていきます。(財政課)
- ④プロモーションビデオ、映画やテレビのロケなど、本市のイメージアップにつながる情報を様々な媒体によって発信するよう努めます。(観光課)

- ⑤本市の魅力を、市公式マスコットキャラクター等を活用してから、市民自らや訪問者が発信することにより、本市のイメージアップにつながるよう働きかけていきます。(企画課)
- ⑥地域おこし協力隊員がSNS※等で工夫を凝らして柳川暮らしの情報や、地域活性化の取り組みなどを外部の視点で受発信することで、本市で生活することの魅力などを市内外に伝えていきます。(商工・ブランド振興課)
- ⑦本市に眠る歴史的資源を活用し、大河ドラマや朝ドラなどの招致を図ることによって、本市の魅力を市民に再発見してもらうように努めます。(観光課)



柳川ブランド認定品

※ SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）のこと。「人同士のつながり」を電子化するサービスで、日本ではmixiやTwitter、Facebook、Instagramなどが知られている。

4 掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
市民の川下り利用割合	47.0 (%)	50.0 (%)

現況と課題

○本市は、930kmに及ぶ掘割が市内を縦横に巡る独特の水郷景観を持つまちです。平成23年に実施した観光客のアンケート調査では訪問理由の1位が川下りという結果が出ており、川下りに代表される掘割は本市のイメージを形作るものとなっています。このため、柳川と言えば「掘割」、「川下り」というイメージを持つ人が多いようです。

○しかし一方で、平成26年に実施した「住みよか柳川まちづくり市民意識調査」によると、市民で過去1年間に川下りをしたことがある人は21.9%とあまり多くありません。調査年により変動はあるものの、このことから川下りは、市民が自らの体験から自信を持って市外の人に誇れるものにはなっていないことが考えられます。まずは市民が掘割の水辺環境を楽しみ、川下りをする機会を増やし、体験することで、柳川の地域資源の良さを理解してもらうことが必要です。

○掘割はこれまでもお雛様水上パレードや観月舟などのイベントのほか、結婚式などの晴れの舞台としても親しまれています。また近年では、白秋祭水上パレードの際に還暦等のお祝いを兼ねて家族、親戚一同で乗船するといった川下りの楽しみ方も見られます。市民の多くが普段の生活の中でもっと掘割を身近に感じ、人生の節目には川下りを楽しみ、柳川に住んでいて良かったという誇りや郷土愛を醸成していくことが大切です。

○また、水辺の散歩道など掘割沿いの遊歩道を散策することで、市民が普段から水辺に親しむ生活習慣を持ち、掘割のある風景が市民にとって憩いと安らぎを感じるような取り組みが必要です。

施策の方向性

掘割を活かしたイベントの実施（観光課、各課）

- ①市民による川下りの利用促進を図ります。
- ②川下り舟を利用した結婚式のほか、節句（ひな祭り、端午）、成人式、七五三、還暦祝など、生活の中にあるイベントの際の川下りの利用を促進します。
- ③掘割沿いの遊歩道を活かしたまち歩きコースの開発を進めていきます。



花嫁舟



おひな様水上パレード

5 魅力ある居住環境と道路交通網の整備

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
市内の道路を快適に通行できると 思う人の割合	48.7 (%)	50.0 (%)

現況と課題

○人や物の活発な流れを促し、広域的な地域間交流をスムーズにするためには、計画的で効率的な道路網の整備が必要です。

○有明海沿岸道路は、地域高規格道路として建設が進められており、平成29年度には暫定2車線で福岡県内4市が直結します。また国道443号バイパスは九州縦貫自動車道みやま柳川ＩＣと有明海沿岸道路徳益ＩＣを結んでおり、今後、4車線化や接続する徳益ＩＣ以西の都市計画街路の整備が予定されるなど、南筑後における交通の要衝としての整備が進んでいます。

○一般県道、都市計画道路は地域高規格道路や広域幹線道路に有機的に接続し、市民の交流を促進する幹線道路です。本市の都市計画道路の未着手区間を含めた整備率は平成27年度末で70.6%となっていて、未整備の区間について早期の整備が求められています。

○市民の生活道路である市道も、計画的に改良が進められていますが、幅員が狭く、自動車が離合できない道路も数多くあります。日常生活に支障があったり、安全面や防災面から対策が必要である箇所については、市民の協力を得ながら整備を進める必要があります。

○道路の改良、整備にあたっては、子どもや高齢者、障害者など、すべての人の通行に配慮したユニバーサルデザインによる道路空間の整備を進めていくとともに、来訪者にとって分かりやすい案内・誘導サインの仕組みも重要な課題です。

○計画的に道路整備を進めることによって、魅力ある居住環境の形成を進めていくことは本市の重要な課題です。

○西鉄柳川駅周辺では、平成29年度完了予定で柳川駅東部土地区画整理事業が進んでいます。事業地内の近隣商業地域に指定された地区には、平成26年に大型商業施設がオープンし、マンションやホテルの建設も進んでいます。

○その一方で活用方法が決まっていない区画整理地内の土地も見られることから、今後、民間が進めていく開発に対し、適切な土地利用の誘導を行っていくとともに、地区計画※というまちづくりのルールのもと、地域特性を活かしたまちづくりを進めて定住と賑わいの創出を図る必要があります。

○また、一部の地区では住宅が密集し、道路幅員も狭いことから、人口が地区外に流出して空洞化が進むなど、居住環境には改善すべき課題が少なくありません。今後は、市民・民間事業者・行政が連携した計画的なまちづくりを進め、居住環境の向上につなげていく必要があります。

○本市の市営住宅は、14団地、569戸のうち、約半数の7団地、293戸が築30年を超えており、公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全的な維持管理及び改善等の計画的な取り組みが必要です。また、少子高齢化の進展により、高齢者や子育て世帯などの幅広いニーズに対応した整備を進めることも求められています。

※地区計画とは、都市計画法、建築基準法等に基づいて土地利用、街路、公園といった都市計画に関することや、建物の敷地や建て方に関することなどのルールを住民と市町村が話し合って決定する制度。

施策の方向性

●道路交通網の体系的な整備

- ①市町村を連携する地域高規格道路（有明海沿岸道路）や広域幹線道路（国道や主要地方道など）の整備を促進します。（都市計画課）
- ②市内で地域を結ぶ地域間幹線道路（一般県道、市街地外環状道路）や都市計画道路の整備を進めます。（都市計画課、建設課）
- ③道路環境（ユニバーサルデザイン、未改良区間の道路や交差点の整備、周辺の景観への配慮、来訪者にとって分かりやすい案内・誘導サインの整備）の向上を図ります。（都市計画課、観光課）

●柳川駅周辺の有効的な土地利用（都市計画課）

柳川駅周辺については効果的な土地利用を促進し、また区画整理事業地内では地区計画（建築等のルール）に基づく良好なまちなみの創出により、定住と賑わいのあるまちづくりを誘導していきます。

●居住環境の整備（建設課）

スムーズな交通や歩行者などの安全を図るため、生活道路となる市道の整備（狭隘道路の解消）を進めます。

●市営住宅の整備（建設課）

- ①公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な維持管理や改修を進めます。
- ②高齢者や子育て世帯など、幅広いニーズに対応した市営住宅の整備を検討します。



平成29年9月16日 有明海岸道路開通式

6 健康寿命の延伸と誰もが安心して暮らせる保健福祉体制の充実

■重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成31(2019)年度)
介護認定を受けていない人の割合	87.6 (%)	90.0 (%)
認知症カフェでの認知症高齢者等と地域住民の交流状況	—	2,400 (人：累計)
認知症SOSネットワーク模擬訓練による住民参加者数	80 (人)	800 (人)
手話通訳派遣事業による派遣件数	62 (件)	93 (件)
手話奉仕員養成講座事業修了者	11 (人)	13 (人)
柳川市障害者自立支援協議会福祉ネットワーク柳川（運営協議会）の構成団体数（個人含む）	53 (団体)	63 (団体)
特定健診受診率	38.6 (%)	42.0 (%)
保健指導率	38.9 (%)	42.0 (%)
就労支援対象者就労率	40.0 (%)	45.0 (%)

現況と課題

○わが国の高齢化率は世界に類を見ない速さで上昇しており、平成19年には21%を超え、「超高齢社会※」に突入しました。さらにその後も高齢化率は上がり続け、平成37（2025）年には国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という社会が到来することが予測され、大きな社会問題となっています。本市においても平成28年に高齢化率は30.9%に達しており、国全体よりも早く高齢化が進んでいます。また、本市の一人暮らし高齢者数は昭和60年に比べると平成28年では6.6倍に増えています。

○医療の分野では、75歳以上のすべての人を「後期高齢者医療制度」により、保険者単位でなくすべての人で支える仕組みとなっていますが、高齢者の医療費は増え

※超高齢社会とは、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

続け、現役世代の加入する保険者が高齢者医療に拠出する費用の増大により収支が逼迫するなどしています。また、医療の高度化により医療費が高額になってきており、医療費の適正化は大きな課題となっています。さらに、いわゆる団塊の世代が75歳以上となっていく平成37（2025）年には高齢者医療の負担がさらに増大することが予想されています。

○本市の国民健康保険制度においては、平成27年度の加入者数が19,483人で、総人口の28.5%となっています。国民健康保険は市民の健康と医療の確保に重要な役割を果たしていますが、高齢者の割合が高いことや医療費の増大などの要因により、国保会計は平成27年度決算において約6,700万円の赤字決算となるなど極めて厳しい財政運営を強いられています。なお、平成30年度からは、財政面において、県が主体的に運用を行い、事業面においては柳川市が運営していくことになります。

○本市の医療機関は、病院が7施設、一般診療所が61施設あり（平成26年県保健統計年報）、人口10万人あたりの病院数で県全体の水準を上回るなど、充実した環境にあります。地域救急医療体制でも、在宅当番医制や病院群輪番制、歯科休日急患業務、ドクターヘリの運用など、体制の整備がなされています。小児救急医療体制では本市と隣接する大川市の高木病院による24時間受け入れ体制がとられています。

○地域医療に対するニーズも多様化する傾向にあるため、今後は広域的な連携のもとで医療体制や診療科目の維持・拡充など、将来にわたる適切な医療の確保が重要となっています。

○本市の保健事業は、市民の健康管理のため各種健診を実施するとともに、保険者に実施を義務付けられている特定健診・特定保健指導についても国民健康保険被保険者に対し実施しています。本市の原因別死亡者数は、平成25年度でがん（悪性新生物）が一番多く、次に心疾患、脳血管疾患の順となっており、死亡につながる疾患の早期発見、早期治療が重要です。

○今後は各種検診、特定健診の受診率向上を図るとともに、健康増進や生活習慣病の予防など一次予防に重点を置いた、より効果的な健康教育や健康相談、介護予防事業、訪問指導などの保健事業を展開していく必要があります。

○母子保健事業では、現在妊婦を対象にマタニティセミナーや妊婦健康診査の一部費用助成、出生児の全戸訪問、乳幼児の各種健康診査・教室、父子健康手帳の交付などを行っています。また、予防接種では「予防接種法」や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づくものについて、接種率を上げていくための取り組みが必要です。

○また、こうした保健事業の取り組みと併せ、生活習慣病予防の観点から食の重要性を認識してもらい、食育の周知を図る食生活改善事業の推進も求められています。

○このようなことから本市では、平成24年に「明日の健康 自分でつくろう元気な柳川 ～すすめよう 生活習慣病・がん・介護予防対策を～」をスローガンとして定め、市民一人ひとりが健康づくりを進めていくよう、意識啓発に取り組んでいます。

○本市の介護保険制度は、福岡県介護保険広域連合に加入しています。しかし、高齢化率が進むにしたがって、介護給付費が増加し、介護保険財政を圧迫していて、今後、保険料や介護サービス利用者の自己負担額が増えていくことが考えられます。

○特に、団塊世代が75歳以上になり、本市でも3人に1人以上が高齢者となる平成37（2025）年を視野に、これから介護予防に努めるとともに、介護、住まい、医療、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが大きな課題です。

○これからは、すべての高齢者が地域社会の中で生き生きとした生活を送ることができる仕組みづくりが必要です。そのためにシルバー人材センターや老人クラブのような生きがいつくりの機会の提供や、高齢者自らが介護予防や地域を支える新たな担い手となる介護ボランティアや介護予防サポーターリーダーの養成、ひとり暮らしや認知症になっても最後まで住み慣れた地域で生活できるような地域の助け合いの仕組みの支援などが必要となってきます。また、高齢者の日々の買い物や通院などに対し、移動手段の確保を図ることも今後ますます重要となってきます。

○本市の身体障害者数は平成27年3月末現在3,692人で、やや増加傾向にあります。部位別では肢体不自由が53.9%とほぼ半数を占めています。内部障害は26.7%で、その中でも腎臓機能障害の増加が顕著です。

○知的障害者数については平成27年3月末現在543人となっています。また精神障害者は388人となっており、10年前と比べて2倍以上に増えています。

○国は、改正「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」を施行し、障害者福祉政策の総合的、計画的な推進に向け取り組んでいます。

○これを受けて本市で策定している障害福祉計画の実現・達成に向け、地域全体で障害のある人を支える力を高めるために、障害のある人やその家族、行政、福祉関係者、保健医療関係者及び企業等が知恵を出し合い、それらを共有するためのネットワークの充実が求められています。

○さらに、地域社会におけるボランティア団体を育成して組織を強化するとともに、ユニバーサルデザインの普及による生活環境の充実や、啓発活動の推進により障害者の社会参加を促進していく必要があります。

○本市のひとり親世帯数は、平成22年度において母子が410世帯、父子が41世帯となっており、母子は年々増加傾向にあります。核家族化に加え、地域での付き合いも希薄化し、子育てに不安と孤独感を感じる親が増加する中で、ひとり親世帯では特にその傾向が強いと考えられます。

○子どもの貧困については、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されていて、相談体制の充実や経済的自立に向けた支援をはじめとする総合的な対策を進めていく必要があります。本市では、ひとり親の経済的支援や、相談体制を充実するといった施策を実施しています。

○本市の生活保護世帯の状況は、平成27年度末で703世帯976人であり、人口1,000人あたりの生活保護受給者数は13.8人となっています。現在と同じような経済・社会情勢が続くと、生活保護受給者数は横ばいかやや増加傾向で推移すると考えられます。そのため、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援の促進や、生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、生活困窮者に関する情報を把握するため、市民に対する制度の周知を行い、関係機関及び民生委員・児童委員との連携を図っていくことが重要です。

施策の方向性

●医療体制の整備（健康づくり課）

- ①市民が必要な時に適切な医療が受けられるような体制づくりを進めます。
- ②救急医療体制については、在宅当番医制度等において医療機関の協力を得ながら、さらに体制の充実を図っていきます。
- ③広域的な連携のもと高度医療施設との連携強化を図り、診療科目の充実等を図っていきます。
- ④増大している高齢者の医療費の適正化を図ります。

●健康づくりの推進（健康づくり課）

- ①健康管理システムを活用し、国が策定している「健康日本21（第2次）」等に基づく健康づくり事業を推進します。
- ②生活習慣病の早期発見、早期治療のため、各種がん検診や特定健診・特定保健指導、重症化予防事業などの充実・強化を図ります。
- ③食生活改善事業を進め、食育の周知に取り組みます。
- ④母子保健事業を充実するとともに、多様化する相談内容に対応して、切れ目ない継続的な支援を行っていきます。
- ⑤地域コミュニティと連携し、健康教室等の事業を実施することにより健康寿命の延伸に努めます。

●国民健康保険制度の充実（健康づくり課）

平成29年度までは、国民健康保険財政の健全化を図り、平成30年度以降については、福岡県との共同運営に伴い、財政や事業において連携をしながら制度運営の充実を図っていきます。

●介護保険制度の充実（福祉課）

- ①住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。
- ②認知症施策として、早期に鑑別診断が行われ速やかに適切な医療や介護などが受けられる認知症初期集中支援チームの設置を推進します。
- ③ひとり暮らしや認知症になっても住み慣れた地域で生活を送れるよう、地域サービスや認知症カフェ、認知症高齢者 SOS ネットワーク模擬訓練などによる住民交流を通して、地域全体で支えあう取り組みを支援していきます。

●高齢者が生きがいを持てる環境づくり

- ①高齢者の社会参加の仕組みづくりを進めます。(福祉課)
- ②シルバー人材センターの活動を支援します。(商工・ブランド振興課)
- ③介護支援ボランティア活動の支援と介護予防サポーターリーダーの育成を図ります。(福祉課)
- ④コミュニティバス等の利用促進に向けた啓発と運行の見直しを進めるとともに本市の実状に応じた高齢者の移動手段について検討していきます。(福祉課、総務課、企画課)

●障害者のネットワークづくりの充実（福祉課）

障害のある人を支えるための知恵を共有するネットワークの充実を推進します。

●ボランティア団体の育成・強化（福祉課）

支援を必要とする人を地域全体で支えるため、ボランティア団体の育成・強化を図ります。

●障害者の社会参加の促進（福祉課）

ユニバーサルデザインの普及を図るとともに、啓発活動を推進して障害者の社会参加を促進します。

●ひとり親世帯への支援

- ①ひとり親世帯への相談体制を充実します。(子育て支援課)
- ②生活安定、自立の促進のための支援を行います。(子育て支援課)
- ③医療費や職業訓練促進給付金の支給などにより、ひとり親世帯への経済的支援を行います。(健康づくり課、子育て支援課)

●低所得者への支援（生活支援課）

- ①生活困窮者に対する相談体制の充実を図り、生活安定・自立促進のための支援を行います。
- ②生活保護制度の適切な実施により、受給者の生活の援護を行います。
- ③民生委員やケースワーカーなどによる生活相談・指導の充実を図ります。



健康診断



健康体操

7 広域連携によるまちづくり

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
定住自立圏による連携事業数	15 (事業)	17 (事業)

現況と課題

○近年、本市を取り巻く道路網や高速交通網の整備が進み、市民の生活圏は行政区域を越えて大きく広がってきました。また、本市の周辺自治体では、共通の政策課題である少子高齢化や人口減少といった問題に関して、様々な取り組みが行われています。

○現在、本市と周辺自治体では、地域活性化や観光に関する課題解決のために「有明圏域定住自立圏」の協定を締結したり、「筑後七国活性化協議会」、「筑後田園都市推進評議会」等を設置したりして連携して地域の活性化を図っています。また、共通の政策課題に共同して取り組むための「西鉄天神大牟田線久留米－大牟田間複線化促進期成会」のような協議会や、ごみ処理・葬斎事業の共同設置のための一部事務組合の設立も行われています。

○これからも広域的にわたる課題の解決や、効率的な行政運営を行っていくためにも関係自治体との連携や交流が益々重要になっていきます。併せて、行政事務の効率化、職員交流、行政経営という視点を持って広域自治体行政を推進していく必要があります。

施策の方向性

●広域的な施策の連携（企画課、各課）

有明海や筑後川・矢部川に関する問題や交通に関する共通課題など、市域を越える広域的な取り組みや必要な国内外との自治体交流に対しては、関係する自治体と協力・連携し、課題解決にあたります。

●国・県・関係機関の連携強化（企画課、各課）

主要地方道の整備など、国や県との連携が必要となるものについては、関係機関も含めて連携強化を図り、要望活動を行うなどして事業実現を目指します。

●広域行政の推進（企画課、人事秘書課）

共通する課題解決のため、行政事務の広域化や職員交流、行政経営の視点を視野に入れた広域行政を推進していきます。



有明圏域定住自立圏推進協議会

8 快適な暮らしができる生活基盤の整備

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
上水道の水質基準値への適合	100 (%)	100 (%)
上水道の有収率の向上	88.9 (%)	93.0 (%)
特定空家等※に対する指導等の措置により対処された割合	— (%)	70 (%)
環境（大気汚染）に関する相談件数	25 (件)	20 (件)
環境（不法投棄）に関する相談件数	8 (件)	6 (件)
可燃ごみ量（クリーンセンター搬入量）	16,446 (t)	15,504 (t)

現況と課題

○本市の上水道は、自己水源として利用している磯鳥、高島及び村矢加部の地下水を滅菌した浄水と福岡県南広域水道企業団からの浄水受水により供給しています。

○上水道普及状況は、平成27年度において給水区域人口68,279人に対して給水人口65,368人で普及率95.7%となっていますが、人口の減少もあって平成18年度以降給水人口は微減傾向にあります。上水道事業の経営は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としているため、少子高齢化による人口減や節水意識の浸透などによって給水人口や給水量の減少が見込まれる中で、老朽化した施設や管路の耐震化などを進めていかなければならず、今後水道事業の経営は、より一層計画的な設備投資を行っていく必要があります。

○本市は、河川と有明海に囲まれ、自然環境に恵まれているところです。しかし、近年は、有明海で貝類の生息数が激減するなど、その自然環境が少しずつ変化しています。本市が将来にわたって発展していくために、環境をこわさずに、自然と共存できる循環型社会を目指す必要があります。

※特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等。

○本市のごみ処理については、現在稼動しているクリーンセンターで焼却処理をしていますが、現施設は平成3年から稼動していて、施設が老朽化し更新の時期を迎えているため、現在はみやま市と共同で新しいごみ焼却施設の整備を進めています。また、本市独自で新たなリサイクル施設も整備する予定です。

○ごみの排出量は年々減少傾向にありますが、今後さらに減量化や再資源化などを進め、ごみの排出量を抑制するため、市民と一体となって、使い捨ての生活の見直しやリサイクル品目の拡大、生ごみの堆肥化などの取り組みを進めていく必要があります。

○今後、環境への負荷を軽減するため、太陽光などの新エネルギーの利用やリサイクルの推進、また自然環境の保全や環境と調和した生活の改善などを総合的にまとめた「柳川市環境基本計画」と、ごみ減量化のための「柳川市一般廃棄物処理基本計画」を推進するとともに、時代に合わせて見直しを行っていく必要があります。

○本市では、ひとり暮らし高齢者世帯が多いこともあり、次第に居住者がいなくなったまま適正に管理されなくなった空き家が増えています。

○管理されない状態が長く続いた空き家は防災や衛生、景観などにおいて、周囲の地域住民の生活環境を損なっていて、こうした空き家に対する相談も多く寄せられています。

○また、居住している住宅に長く住み続けたいと考える人がいる一方で、高齢者世帯を中心に、家屋や設備の老朽化により、そこに住み続けることを断念せざるを得ない状況もあります。

○国においては平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市ではこれに基づいて、翌年度に「柳川市空家等対策計画」を策定し、空き家の所有者に対して適正な管理を依頼するとともに、空き家等の利活用を促しています。

○本市では、生活環境の実態を把握するため水質調査や自動車の騒音測定などを定期的に行っています。しかし、近年ではその他に悪臭や外来種に関するものなど、色々な苦情や相談が増えています。

○ごみの野外焼却（野焼き）は、平成13年に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正によって禁止されましたが、いまだに野外焼却や不法投棄などの行為は後を絶ちません。

○また、飼い犬の糞の放置や放し飼い、野良猫への餌付けなど、ペット等の飼い主のマナー違反も見られます。その他、畜舎や撤去後のノリ網などから発生する害虫について、管理者とともに対策を行う必要があります。

○住民の自主的な活動としては、クリーン連合会を中心に一斉清掃や害虫駆除などが行われており、引き続き団体の連携強化の促進と支援を行う必要があります。

○その他、道路や水路の清掃などを通じて環境を守るボランティア団体も多数設置されていることから、より一層活発な活動が行われるよう支援していくことが必要です。

○本市の火葬施設「有峰苑」については、本市とみやま市で構成する一部事務組合で運営していますが、施設の稼働開始が昭和55年と古く、老朽化のため、新施設の建設が必要となっています。このため、平成31（2019）年度完成を目指してみやま市と共同で新しい施設の整備を進めています。

○墓地については、管理をする人の市外転出等により管理が行き届かなくなることが懸念されるため、適正に管理されるよう墓地の管理者に働きかけることなどの対策が必要となっています。

施策の方向性

●水資源の確保と水質の保全（水道課）

- ①上水道の安定供給のため、複数の水源を確保し、安定的な供給を行います。
- ②市民の安全のため、水質の保全に努めます。

●計画的な設備投資と経営の安定（水道課）

- ①老朽化した管路や施設の計画的な更新を行います。
- ②将来の給水人口の減少もにらみながら経営の安定に努めます。

●ごみ処理の推進（廃棄物対策課）

- ①みやま市と共同で新しいごみ焼却施設の建設を進め、また本市独自でリサイクルセンターを建設します。
- ②ごみの減量化、再資源化を進め、ごみ排出量を抑制することによって循環型社会の実現を目指します。

●柳川市一般廃棄物処理基本計画の見直し（廃棄物対策課）

ごみ減量化のための「柳川市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行います。

●新エネルギーやエコライフの促進（生活環境課）

環境への負荷を減らすため、「柳川市環境基本計画」に沿って太陽光発電などの新エネルギーの利用促進や照明のLED化などのエコライフの促進を図ります。

●空き家対策の推進

- ①住宅リフォーム助成事業等により既存住宅のリフォーム等を推進することで、老朽化等で空き家になってしまうことを防ぎ、安心して住み続けられる住宅の増加を図ります。（商工・ブランド振興課）
- ②空き家の適正な管理を所有者にお願いするとともに、放置すると倒壊の恐れがある等、危険又は有害と判断された特定空家等については所有者の協力を得て除却等を含めた適正管理を促進します。（生活環境課、建設課）
- ③空き家の流通を促進し利活用を促すため、移住促進、商工業の振興、景観、障害者支援や高齢者支援といった市の各種施策と相互に連携して対策を実施します。（生活環境課）

●ごみの野外焼却及び不法投棄の防止に向けた取り組みの充実（生活環境課）

- ①市民からの通報に速やかに対応するとともに、不法投棄防止パトロールを行うなど監視体制の充実に努めます。
- ②モラル向上のための啓発活動の充実を図ります。

●ペットの適正な飼育に向けた啓発活動の充実（生活環境課）

ペットの放置・放し飼いや野良猫への餌付けなど、マナー違反に対する啓発活動に取り組みます。

●清掃活動及び害虫対策の推進（生活環境課）

クリーン連合会の活動の強化と支援の充実により地域環境の向上を図ります。

●火葬施設の建設（市民課）

本市の火葬施設については、本市とみやま市で構成する一部事務組合により、みやま市に新施設を建設します。

●墓地の適正管理（生活環境課）

墓地について、適正な管理がなされるよう相談受付や指導を行います。



新ごみ焼却施設建設予定地

9 安全、安心のまちづくり

■重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
避難行動要支援者個別計画作成率	19.1 (%)	70.0 (%)
応急手当講習受講者数	5,012 (人)	5,160 (人)
柳川市内犯罪発生率	0.935 (%)	0.850 (%)
柳川市内人身事故発生件数	526 (件)	460 (件)

現況と課題

○近年、消費者を取り巻く環境は、サービスの多様化や情報化の進展により大きく変化しており、それに伴い消費者問題も複雑化、多様化しています。特に、スマートフォンや電子マネーの普及に伴い、インターネット関連のトラブルなどの消費者被害が増加しています。また、高齢者などを狙った悪質商法の被害も後を絶ちません。

○消費者被害防止のため、消費生活相談体制の充実に努めるとともに消費者教育の推進及び消費生活の基礎知識等の普及啓発の充実を図ることが必要です。このため本市では、平成24年に「柳川・みやま消費生活センター」を大和庁舎に設置し、平成27年度では649件の相談を受け付け、助言や交渉を行うなど、問題の解決に努めています。

○本市は市域のほとんどが標高0～6mの平坦地で、周囲を河川や有明海に囲まれているため、高潮や河川の氾濫などによる水害を受けやすい地域です。平成24年九州北部豪雨で大きな被害を受けたこともあり、市民の災害に対する危機意識は強いものがあります。

○災害被害の予防のため、ハード面では海岸の高潮対策や河川の改修・整備、防災無線の整備などが求められています。また、ソフト面では自助・共助による地域の防災力を高めるための自主防災活動の強化が必要とされています。特に本市では、避難行動要支援者である高齢者や障害者などが多く、日頃から多くの住民が参加する自主防災活動を推進していく必要があります。

○発災後、復旧期についても、被災した住民が速やかに元の生活に戻れるように、効率的で効果的な復旧・復興活動が行われることが必要です。

○市民に対する災害情報の提供については、メールを活用した災害情報配信システムが稼働しています。また、同報系防災行政無線も整備し、屋外スピーカーによる情報提供体制をとっていますが、さらに、災害発生時に、来訪者も含め地域内にいる人すべてに速やかに情報が伝わるよう、伝達体制の充実を図る必要があります。

○消防では、災害時に迅速・的確に対応できる消防力を維持するために消防車両及び消防機械器具の整備が必要です。常備消防では、社会環境の変化とともに高層化する建築物災害に対応するための資機材や、水利の少ない地域における消防水利の確保が求められています。

○また、非常備消防では消防車両の更新や老朽化した詰所の計画的な整備が必要です。消防団は本部と20分団で定数723名となっていますが、平成28年4月現在の団員数は705名となっており、毎年約50名の団員が入れ替わっています。地域に密着した消防団員の役割が幅広くなっていますが、世代交代が進むことによって専門的な知識や技術を有する人材が少なくなっているため、計画的な訓練及び研修等による充実・強化の取り組みが必要です。

○本市の平成27年の救急件数は、2,827件、搬送人員は2,636人です。搬送人員の内訳は、軽症983人、中等症1,221人、重症366人、死亡66人となっていて、軽症が3分の1以上を占めていることから、救急車の適正利用について、市民に周知していくことが必要であり、小児救急電話相談（＃8000）や救急電話相談（＃7119）の活用と併せて啓発を行っていく必要があります。

○また、平成27年度より市内の24時間営業のコンビニ店舗内に自動体外式除細動器（AED）※を設置し、救護体制の充実及び救命率の向上に努めています。現在 AED は市内約180か所に設置され、応急手当講習の受講者数は平成27年で5,012人となっています。今後は多くの市民が AED を積極的に利用できるよう、応急手当講習の受講者数を増やしていくと同時に、すでに受講した人も定期的に受講してもらうようにする必要があります。

○救急は高齢化の進展とあいまって出場件数が増加しており、体制強化を図るとともに、福祉部局や関係機関と連携して地域包括ケアシステムに積極的に関与していく必要があります。

○本市では、市民と関係機関、行政、警察が連携して平成15年から毎週金曜日に「一斉街頭活動」を行う「安全で安心できるまちづくり」に取り組んだ結果、以前より犯罪発生件数は大きく減少しました。この活動は様々な団体や個人が、防犯活動に取り組む姿を見せることで、犯罪・事故の抑止を図ろうとするもので、現在、活動は広がりを見せ、曜日を問わず登下校の見守りなどに多くの市民が協力をしています。今後も地域やコミュニティの自主的な活動として、このような活動を進めていくことが必要です。特に、最近では子どもが被害者となる事件が増えており、地域で子どもを守り育てる環境整備を推進していくことが求められています。

○交通事故については、高齢社会の進行により加害者、被害者ともに高齢者である事故が増えつつあり、今後は高齢者を対象に、運転者や歩行者の安全教育やマナー向上を図ることが求められています。また、自転車通学の生徒に対する安全指導や、道路の危険箇所に対して防護柵や道路反射鏡などの交通安全施設の整備、道路の改良など、交通環境の整備を進めていく必要があります。

※自動体外式除細動器（AED）とは、心停止の際に電気ショックが必要かどうかを判断し救命の手順を音声で指示する心臓電気ショックの器械。平成16年7月1日から、医療関係者でなくても使用できるようになった。

施策の方向性

●消費者保護の充実（商工・ブランド振興課）

- ①悪質商法等消費者トラブルの実態等の情報提供やトラブルに巻き込まれないための心構え等の普及啓発に努めます。
- ②地域や職場における消費者教育推進のため、消費生活サポーターを育成し、消費者被害の未然防止、拡大防止、早期発見を図ります。
- ③柳川・みやま消費生活センターによる消費生活相談体制の充実に努めるとともに、消費者教育及び消費生活の基礎知識等の普及啓発の充実に努めます。

●防災対策の整備充実（総務課）

- ①地域防災計画、水防計画、国民保護計画、業務継続計画（BCP）の策定により災害時に速やかに行動できるよう、防災体制の整備充実を図ります。
- ②災害の発生状況や避難勧告などを、市民すべてに速やかに伝達できる情報システムの充実を図ります。
- ③相互扶助の気運醸成により、震災のような市全体にわたる災害に対し、自主的かつ地域ぐるみで救助活動ができる自主防災組織については、地区社会福祉協議会や市婦人会を母体に市内に20団体あります。洪水ハザードマップ※を提供し、自主防災組織等を対象として研修・訓練を行い、防災意識の高揚及び地域の防災力向上を図ります。

●消防救急体制の整備充実（消防本部）

- ①市民の防火意識の高揚に努めるとともに、事業所などに対する防火指導や危険物の取り扱い指導、高齢者世帯の防火診断など火災予防活動に努めます。
- ②市民に対して、消火器やAEDの講習会や訓練を受ける機会を増やし、受講を促します。
- ③建物の高層化や高度な救命行為に対応できる資機材装備の充実を図ります。

※洪水ハザードマップとは、河川等が氾濫した場合に備えて、地域住民がすばやく安全に避難でき、被害を最小限に抑えることを目的に、想定浸水・氾濫、避難場所、避難経路の位置、情報入手方法などの各種防災情報を地図上に明示したもの。

●防犯体制の充実（総務課）

- ①広報紙やホームページを通じた啓発活動を行い、市民の防犯意識の向上を図ります。また、警察や防犯協会など関係機関と連携し、地域防犯体制の充実を図ります。
- ②子どもの安全を確保するため、学校、家庭、地域、行政、警察が一体となって活動を行っていきます。また、危険箇所マップの更新や防犯ブザーの配布など、子どもたちに対しても意識啓発を行っていきます。
- ③通学路や地域の危険箇所など、必要な場所に防犯灯が設置されるように努めます。また、緊急に対応すべき事案が発生した場合に警察や行政、教育委員会、関係機関などがすぐに対応できるように緊急連絡体制の整備を促進します。

●交通安全の確保（総務課）

- ①警察や関係機関と連携して、保育所や幼稚園、学校、企業、各種団体などで実施されるあらゆる機会を捉えて交通安全意識の高揚を推進します。特に高齢者や児童など交通弱者に対しては、一層の交通安全教育と事故予防対策を実施していきます。
- ②交通事故防止と歩行者などの安全確保のため、交通量が多い道路や事故が多発している道路、通学路を中心に歩道の設置やカーブミラー、防護柵などの交通安全施設の整備、充実を図ります。



交通安全教室

第4章 柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり

数値目標

市内総生産額 1,949億円1,700万円⇒1,983億3,100万円
市内の法人登録数 1,284法人⇒1,300法人

1 柳川に適した企業誘致と地場企業のビジネスチャンスの拡大支援

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成31(2019)年度)
企業誘致件数	0 (件)	3 (件：累計)
市内企業の規模拡大支援件数	1 (件)	10 (件：累計)
工業に係る規模拡大支援件数	1 (件)	5 (件：累計)
雇用創出者数	27 (人)	100 (人：累計)
製造品の出荷額	479 (億円)	600 (億円)
商品開発件数	15 (件)	25 (件)

現況と課題

○本市の工業の状況は、平成26年度の事業所数（従業者4人以上）が160事業所、従業者数は3,138人、製造品出荷額は約479億円です。事業所を業種別にみると、水産物などの食料品製造業が38.2%、生産用機械製造業が17.6%、次いで家具・装備品製造業や金属製品製造業が7～8%台で続いています。本市の製造品出荷額は、平成21年からの5年間で40.1%減と大幅に落ち込んでいます。業種別にみると、食料品製造業は安定しているものの、ほとんどの業種で減少傾向にあります。1事業所あたりの従業者数は19.6人（県平均の約52%）、製造品出荷額は29,900万円（県平均の約20%）、従業者1人あたりの製造品出荷額は1,525万円（県平均の約38%）と生産性も低位になっています。

○本市には中小規模の事業所が多いものの集積地はなく、事業所が点在している状況です。また、地域の景気の低迷や後継者不足などの課題もあり、地場企業の経営体質を改善し、持続可能な産業を確立することが求められます。一方、テレワークやフリーランス、クラウドワーキングなどの新しい働き方を想定した取り組みも必要になっています。

○本市の人口減少は、高校卒業後の進学や就職を契機とした若年層の転出が大きな原因で、市内には、大きな雇用力を持つ大企業がほとんどなく、雇用の受け皿が十分でないという現状があり、市内の雇用の場の確保は、喫緊の課題となっています。

○安定した就労機会が地元で提供されるためには、雇用を受け入れる企業の立地促進や、自ら雇用を生み出す創業に対する支援が必要です。そのため、地元企業の事業拡大等に対する支援に加え、外部から企業が進出しやすい、市内での創業がしやすい条件整備などに積極的に取り組まなければなりません。

○本市では、観光客や地元市民にも親しまれる販売・休憩を備えた情報発信拠点として、特産品を扱うアンテナショップ「おいでメッセ柳川」を平成23年に設置していますが、市内事業者と協力して、首都圏や福岡都市圏の百貨店やイベントに出展したり、出展補助と併せて商談会の情報提供を行ったりと販売促進と販路拡大の支援をしています。

○市内事業者では異業種交流や産業間の連携により地元農産物を使用した商品開発や独自でお土産の開発を行う事業者も増えるなど商品開発の意欲が向上しています。今後は事業者のスキルを磨くため、ターゲットにあった商品コンセプトやデザイン、価格設定、表示ラベルや知的財産権の法的整備などの講座や商品開発から販路拡大までの支援の充実が必要です。

○情報発信の面では、既成商品については、商品そのものをPRするだけでなく、商品の質や生産者の思い、市民の暮らしの中で受け継がれてきた歴史や文化、まちなみなど地域性と合わせた情報発信を行うことで付加価値を付け、ブランド力の向上を図る必要があります。また、観光と連携することでマーケットが広がり、新たな需要が生まれるため、観光と併せた産業PRを進めて行く必要があります。

○特産品や地域資源を活用した集客と交流は、地域一体となることで、相乗効果が期待できます。産業間や異業種の連携だけでなく、同業者が団結することで、さらに強固なブランドを確立していかなければなりません。

○地域の所得向上と稼ぐ力を強化し、持続的な地域活性化を図るためには、産業をまたいだ組織の充実や人材の掘り起こし、企画・運営ができるコーディネーターなどの人材育成が必要不可欠です。

施策の方向性

●地場企業の発展による地域活性化（商工・ブランド振興課）

地場企業の振興を図り、経営拡大を支援することで、雇用の創出を図ります。

●地場企業に対する経営相談・支援の強化（商工・ブランド振興課）

地場企業の経営強化のため、経営相談やネットや海外などの販路拡大、商品開発など関係機関と連携しながら支援を行います。

●基盤整備の推進と事業拡大支援による工業の振興（商工・ブランド振興課）

産業の集積を図るなどの基盤整備を推進し、事業拡大や生産性の向上のための機械導入などの支援を国・県と連携しながら進めます。

●相談体制の充実（商工・ブランド振興課）

企業訪問等により、情報収集や相談体制の充実を図ります。また、企業支援のためのセンターの設置を検討します。

●企業誘致の推進（商工・ブランド振興課）

市外の企業が進出できる土地のあっせんや誘致活動を進めます。また、用途地域や農業振興地域の見直しなどにより、計画的に企業適地を検討し、進出・創業しやすい条件の整備を図ります。

●新たな働き方への対応（商工・ブランド振興課）

これまでの製造業を中心とした企業立地促進策だけではなく、テレワーク等の新しい労働形態を想定した環境整備を検討します。

●地元高校や大学との連携と交流促進（商工・ブランド振興課）

地元高校や大学、関係機関と連携しながら、インターンシップ制度を確立し、地元雇用の定着を図ります。また、柳川の良さや職場など、地元への理解と愛着を深め、将来的に帰って来てもらうための取り組みを進めます。

●異業種交流及び産業間連携の強化（商工・ブランド振興課）

異業種との交流や産業間、金融機関との連携を強化し、新たなアイデアや地域資源を活かした商品開発、ビジネスチャンスの拡大を促し、相乗効果を高めて柳川の地場企業の振興を進めます。

●産業間連携組織の充実（商工・ブランド振興課）

異業種との連携を強化し、有機的な連携を行う組織の充実や人材育成を進めます。

●販売拠点の検討（商工・ブランド振興課）

オール柳川で販売・PR できる販売拠点の整備を検討します。



機械の製造

2 起業支援や個店の商品力強化による商業の活性化

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
新規起業件数	5 (件)	60 (件：累計)
起業相談件数	21 (件)	250 (件：累計)
商業に係る規模拡大支援件数	0 (件)	5 (件：累計)
市内商店街の空き店舗活用件数	6 (件)	60 (件：累計)
やなぽカード会員数	28,000 (人)	30,000 (人)

加速化交付金による重要業績評価指標

中島朝市・商店街店舗数	－ (店)	50 (店：累計)
中島朝市への来訪者数	－ (人/日)	1,000 (人/日)
中島朝市の買い物客の単価	－ (円/人)	3,000 (円/人)
中島朝市における消費額	－ (億円)	10 (億円)

現況と課題

○本市の平成25年度の産業別市内総生産は、総額約1,949億円の内、第1次産業が約119億円（構成比6.1%）、第2次産業が約400億円（構成比20.5%）、第3次産業が約1,414億円（構成比72.6%）となっています。第3次産業の内、卸売業・小売業が約199億円（構成比14.0%）、サービス業が約369億円（構成比26.1%）を占めています。

○平成26年の市内の事業所数は3,147事業所、従業者数は24,550人で、その内最も多い業種は、卸売・小売業となっており、事業所数は全体の約30%（719所）、従業者数は約20%強（4,210人）を占めていますが、事業所数と従業員数は、年々減少傾向にあります。

○平成26年の小売業1店あたり年間販売額からみた本市商業力水準は、年間販売額8,403万円と県平均の1億5,277万円の約55.0%と低くなっています。また、市の年間販売額は10年間で約25%減少しています。

○市内には、柳川商店街と西鉄通り、沖端、中島の3つの商店会があります。全国的に商店街の空洞化が進んでいる中、本市でも経営者の高齢化や後継者不足、店舗の老朽化がみられるとともに、商店街内の空き店舗が急増しています。景気の低迷や人口減少などにより市場規模が縮小している中で、消費者のニーズも郊外的大型店舗などへ流出しています。今後、商店街や個人商店を取り巻く環境は年々厳しくなってきた、個店それぞれの魅力向上とともに、各商店街とも他所にはない独自の取り組みで集客を行っていくことが課題となっています。

○また、商店街の垣根を越えた市内商業者の取り組みである、市内統一ポイントカード「やなぽ」事業やプレミアム商品券発行事業を支援・推進するなど市内における消費の喚起を図ることも必要です。

○一方、高齢化や高度情報化、生活様式の多様化などの社会背景を受けて、様々な新しい消費者ニーズが生まれ、それに対応するために新しいサービスが生まれています。そうした新しいサービス業を育成し、支援することは本市経済の底上げには欠かせないものになっています。そうした新しいサービス業の起業や創業を促進するとともに、商店街の空き店舗活用や創業者が出店しやすい仕組みをつくり、商店街や個人商店などを活性化する取り組みも求められます。

施策の方向性

- **新規創業支援の強化による商業・サービス業の活性化（商工・ブランド振興課）**
新規創業に対する支援の強化により事業所数や販売額の増加を図り、商業・サービス業の活性化を図ります。
- **空き店舗の有効活用と個店の魅力向上による商店街の活性化（商工・ブランド振興課）**
空き店舗の有効活用を図り、各個店の魅力を向上させるサービスの充実や独自の商品開発などの取り組みを支援することで商店街の活性化を図ります。
- **個人商店の魅力向上（商工・ブランド振興課）**
関係機関等との連携による起業相談窓口等を設置し、個人商店等の経営相談や商品力強化の支援を行います。
- **市内消費喚起による地場企業の活性化（商工・ブランド振興課）**
市内統一ポイントカード「やなぼ」事業やプレミアム商品券発行事業を支援することで市内消費喚起を図り、地場企業や個人商店の活性化を図ります。



市内加盟店で使えるポイントカード「やなぼ」

3 強いブランド力に支えられた観光業による稼ぐ力の向上

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成31(2019)年度)
観光消費額	60.6 (億円)	67.5 (億円)
観光客入込客数	136 (万人)	150 (万人)
海外の観光客入込客数	14.9 (万人)	20.0 (万人)
宿泊客数	4.7 (万人)	10.0 (万人)
RESASの外国人滞在分析	－ (人)	120 (人)
ツアー造成本数	39 (本)	50 (本)
ツーリズム研修参加者数	91 (人)	200 (人:累計)
ツーリズム参加者満足度	75.9 (%)	80.0 (%)
ゆるり旅参加率	72.8 (%)	90.0 (%)
ゆるり旅満足度	95.9 (%)	98.0 (%)

現況と課題

○国では、「観光先進国」に向けたアクションプログラムが策定されるとともに、国、九州においては、観光を基幹産業とする目標が掲げられています。このように、観光は成長戦略と地方創生の柱の一つに位置付けられています。そのため、国内旅行の需要喚起に加え、平成15年に外国人旅行者を増やすための「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が始まり、インバウンド需要を増やす様々な施策が功を奏し、平成28年の訪日外国人旅行者は約2,404万人、消費額は約3兆7千億円と過去最高を記録しました。今後、平成32(2020)年には訪日外国人旅行者数を4,000万人に、消費額を8兆円とする目標が掲げられ、「明日の日本を支える観光ビジョン」に重点施策が示されたところです。

○本市の観光施策は、平成21年度を初年度とする10カ年計画「柳川市観光振興計画」に基づき、短期、中期、長期期間ごとに推進委員会で事業を振り返り、優先的に取り組むべき事業を展開しています。

○本市の観光入込客数は、平成23年から一貫して増加しており、平成27年には136万人となっています。また、外国人旅行者数も飛躍的に増加しており、平成27年には15万人と過去最高となっています。

○観光客の動向については、観光スタイルが団体旅行から個人、グループ旅行に移行し、旅の目的や旅先での過ごし方のニーズも名所旧跡を巡る「物見遊山型」から、その土地ならではの食や伝統文化などを「体験」するメニューが求められています。

○また、インターネットの普及により、旅行前の手配や旅行先の情報収集をはじめ、旅行中には世界に向けて情報発信される時代となり、情報化の進展に適應できる環境づくりが求められています。

○国内外の環境が変化する中、観光客のマーケットは確実に広がっています。まずは、九州や福岡と足並みを揃えながらマーケットを分析し、ターゲット層に情報をきちんと届け、交流人口を増やすための効果的な誘致・プロモーション事業を展開する必要があります。このため、本市の魅力や「何ができるのか」といった情報をはじめ、交通アクセスの利便性など、ターゲット層のニーズに沿ったテーマ性やストーリー性をもった企画商品造成が求められます。

○また、九州や福岡を中心とした広域連携によって事業を効果的に進めることも重要な視点です。特に、インバウンドや MICE^{※1}、クルーズ船寄港、LCC^{※2} 就航といった観光需要は増加傾向にあるため、広域連携による展開が求められる時代となっています。

○これまで本市では、有明圏域定住自立圏の構成市である県南と熊本県側との連携や筑後七国活性化協議会によるホークスファームを活用した事業展開、九州のひなまつりなどのテーマで連携を図ってきました。広域のエリアでの連携では、各自治体の温度差が出ることもありますが、回遊性や周遊性を高め、交流人口を増やしていくことが大切です。

※1 MICE とは、Meeting (会議・研修・セミナー)、Incentive tour (招待旅行)、Convention または Conference (大会・学会・国際会議)、Exhibition (展示会) の頭文字をとった造語で、ビジネストラベルの一つの形態。参加者が多くだけでなく、一般の観光旅行に比べ消費額が大きいことなどから、MICE の誘致に力を入れる国や地域が多い。日本でも、インバウンド振興策の一環として、国や自治体により誘致活動が盛んに行なわれている。

※2 LCC とは、ローコストキャリア (Low Cost Carrier) の略称で、効率的な運営により低価格の運賃で運航サービスを提供する航空会社のこと。

○市民が柳川の地域資源を活かし、観光客の満足度を高める活動を通して市民の暮らしと観光の関わりを深めるため、平成24年度から「水郷柳川ゆるり旅」を開始しました。

○平成27年に有明海や有明海沿岸の魅力ある資源を後世に引き継ぐため、保全に取り組むことを目的とした「柳川有明海ツーリズム研究会」を発足。また、平成28年に有明海や干拓地などの地域資源を活用し、観光客の滞在時間の延長、観光消費額の拡大を図るため、「柳川むつごろう会」を発足しました。くもで網漁やムツかけ、海苔すき体験などを通し、柳川ならではの魅力発信に努めています。また、事業の推進母体である「柳川むつごろう会」を地元住民により運営していくことで、地域の稼ぐ力の向上につなげて行かなければなりません。

○地域資源を活かした体験メニューを増やすことと並行して、受け入れの質を高めて滞在時間を伸ばし、市内消費を増やして経済波及効果を高めることが重要です。平成26年に実施した観光客アンケート調査によると、観光客の満足度は74.5%と高い結果でした。

○一方、訪問理由の43.2%を占める川下りや掘割、景観については10年前から改善要望事項が変わらず、案内標識が連続性に欠け、目的地まで到着できないという指摘があるため、平成27年度に策定した観光客向けの「サイン計画」を基に、まち歩きに有効な案内標識の設置を進めていく必要があります。また、川下りコース沿いのトイレ設置や動線のバリアフリー化も求められています。

○国内外のマーケットが広がる中、遠方からの観光客ほど期待度合いが高く、特に、「水郷柳川」のイメージに期待して来られているため、これを裏切らない、がっかりさせないまちづくりが大切になります。観光客の期待に応えることでリピーターを増やし、柳川ファンをつくるため、地域の総力による受け入れ態勢づくり (DMO^{*}組織など) が求められます。

※DMO とは、Destination Marketing/Management Organization の略で、地域全体の観光マネジメントを一本化する、着地型観光のプラットフォーム組織のこと。

施策の方向性

●効果的な誘致事業の展開（観光課）

ターゲット層に響く事業の企画立案ときちんと情報が届く効果的な情報発信を行い、誘致事業を促進します。

●観光客誘致等による市内観光消費額の増大（観光課）

観光客のニーズに応じたお土産品の開発や食事、体験メニューの開発を行い、消費額の拡大を図ります。

●地域資源を活用した滞在力強化（観光課）

有明海や干拓地など魅力ある地域資源を有効活用し、地域住民と観光客との交流を通して有明海ツーリズムの振興を図り、地域消費額、交流人口の増加及び滞在力強化に努めます。

●観光客の満足度を高めるための受け入れの質の向上（観光課）

改善要望事項（案内板やトイレの整備、移動手段、外国人観光客への案内、バリアフリー化、お土産品の開発）に対応し、観光客の満足度を高める受け入れ態勢の向上を図ります。

●観光まちづくりを担う組織（DMO など）づくり（観光課）

共感した市民を主軸としたワンストップで柳川の観光を案内できる組織づくりを進め、地域の稼ぐ力の向上を図ります。



伝統漁法「くもで網」

4 ブランド確立による稼ぐ農漁業への転換

■重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
農業生産額	50.0 (億円)	55.0 (億円)
漁業生産額 (平成27～28年平均)	113 (億円)	120 (億円)
漁業の協業化数	0 (ライン)	9 (ライン：累計)
経営安定のための担い手への農地の集積	716 (ha)	1,400 (ha)

現況と課題

○国内の農業・農村を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、農業所得の減少などが進行するなど厳しさを増しており、これらを克服し、未来への活力を取り戻すことが喫緊の課題です。このため、農業の構造改革を加速するとともに、輸出拡大や6次産業化など農業を産業として強化し、農業農村の所得の増大を目指すことにより、若者たちが希望を持つことができる農業・農村を創り上げることが必要です。

○このような状況を踏まえ、政府は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等において、「今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す」こととし、これに向けて、農業生産額の増大や6次産業化などを通じた農村地域の関連所得の増大に向けて、様々な施策を推進することとしています。

○本市の農業は、土地利用型農業である米・麦・大豆を中心にナス、イチゴ、アスパラガス、トマトなどの施設園芸野菜やレタス、オクラなどの露地野菜、ブドウ、イチジクなどの果樹なども生産が盛んです。また肉用牛や乳用牛、養鶏などの畜産業も行われています。

○しかし、農作物の生産は天候などの影響を受けやすく、生産額や所得額は年ごとにばらつきがあるため、経営安定のために限られた土地資源を最大限に活用した農業経営を展開し、農家所得の向上を図らなければなりません。また、塩害対策や有害鳥獣対策を引き続き実施する必要があります。

○農業の振興を図る上で、生産基盤である農地の保全是不可欠です。都市計画との整合性を図り、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域整備計画を見直しつつ、適正な土地利用や農地の保全・集約化を推進する必要があります。さらに、農地中間管理事業による農地の集約化や農業経営の法人化に取り組み、担い手への農地の集積と耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化を図ることも必要です。

○これまでの圃場整備事業により、平成27年度末で4,050haの内、整備率は71.5%となっています。今後も、優良農地の保全や農地の集積・集約化を進めるとともに、農業が有する多面的な機能を発揮するため、農地の保全管理や農業用排水路などの機能の維持・向上をはかり、農業・農村環境の保全向上活動を進める必要があります。

○近年の消費者ニーズの多様化に伴い、廉価で多売型農産物と高価で安全・安心型農産物の二極化が進む傾向にあり、生活様式や消費活動の変化に対応した売れる農作物づくりが欠かせません。また、国の経営所得安定対策の改革の動向を見据え、柳川の風土に適した、収益性の高い新規作物の導入を促進する必要があります。このため、明確な産地づくりの方針を定め、農産物の高付加価値化やブランド化、多様な流通体制の確立、販売体制の強化などが必要になります。また、国内外での地域間競争の時代の中、流通・販売体制の強化と産地PRも求められます。

○また、農業への影響が懸念される、環太平洋経済連携協定（TPP）については、関係国の動向を注視しながらも本市として適切な対応をする必要があります。

○農業は、水産業とともに本市を特徴付ける産業として市民の理解を深めるため、地域や学校と連携した地産地消運動の展開や食育の推進、食農教育、グリーンツーリズムを推進していくことが求められます。

○有明海は、これまで、筑後川や矢部川をはじめ大小の流入河川の影響を強く受けて栄養塩に富んだ、優れた生産力を持ち、沿岸水産業者の生活を支えてきました。しかし、昨今、植物性プランクトンの異常発生による赤潮の発生回数の増加や漁場環境の悪化などの異変が生じ、ノリ養殖の生産や魚介類の水揚げに影響を及ぼしています。

○この対策として、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」や「有明海再生に関する福岡県計画」により、海域の特性に応じた環境の保全や改善、漁場改善の覆砂により水産資源の回復による水産業振興が進められています。

○本市の水産業を振興するため、水は循環しているという認識のもと、わたしたちのライフスタイルを環境に負荷がかからないものに改めるとともに、沿岸自治体や有明海に流れ込む河川流域の自治体、関係団体との連携による有明海の再生に向けた取り組みが必要です。

○市内には、浜武、沖端、柳川、両開、皿垣開、山門羽瀬、有明、中島、大和の9漁業協同組合があり、平成24年6月に福岡県有明海漁連と福岡県有明海海苔共販漁連が合併し、新たに福岡有明海漁業協同組合連合会としてスタートしました。この合併により事業部門の充実強化とともに、傘下漁協への指導力の向上が図られたところですが更なる組織再編が求められています。

○ノリ養殖業は、全国の市の中では佐賀市に次いで第2位の生産量を誇っています。この10年間、枚数でみると8億枚台から11億枚台、金額でみると85億円台から135億円台を推移しているように、天候の影響や、河川からの栄養供給に大きく依存しているため、経営は不安定な状況です。また、安い外国産輸入品への対策も大きな課題です。

○そこで、本市が全国有数の美味しい海苔の産地であることの知名度を上げるために「柳川産海苔」のブランド化事業を展開し、高付加価値化や新商品の開発を展開することが必要です。さらには、共販体制の充実と併せて、新たな販路の開拓などを進め、生産・流通・販売体制を強化することが求められています。特にこれからは漁業者組織自らが販売し、産地の認知度向上に努め、また、観光を結び付けた6次産業化を進めることも必要です。

○基盤整備面では、機能的な漁業団地の整備を進めるとともに、個人経営から協業化への転換をさらに進めなければなりません。協業化を図ることで、施設整備のコスト削減や労働力の軽減、所得の向上と経営体質の強化となることで、息の長い漁業経営が期待されます。まさに、このことが後継者の育成へとつながっていきます。また、海苔製造時に発生する排水により園芸作物などへの影響や異臭問題は漁業団地を集落から離れたところへ集めることで改善されます。

○一方、魚介類の漁獲量をみると、魚類は年々減少し、貝類についても不安定な状況です。これも有明海の生産力が落ちていることが第一の理由に考えられ、また、資源管理が一部で行われてこなかったことも大きな理由と考えられます。閉鎖的内湾で狭い漁場を高度に利用するとともに、覆砂により増殖場を造成し、干潟機能を回復させて底質改善や底生生物生育基盤の整備を進めていく必要があります。特徴ある有明海区の実態や漁場の特性を踏まえ、関係機関や関係団体と連携しながら漁場資源の維持・増大、生産性の高い漁場づくりを目指す「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を促進する必要があります。

○年間の漁業就労は、ノリ養殖業を中心に秋から冬に集中しており、春から夏には貝類等の資源減少もあり出漁日数は少なくなっています。このため、年間を通して漁業就労が可能となるよう、魚介類、特にアサリ等の貝類資源の増大を図るとともに、集出荷事業等による周年漁業体制の確立に努める必要があります。

○本市には、市が管理する久間田、東宮永、両開、有明、皿垣開、中島の6漁港と、県が管理する沖端漁港の合わせて7漁港があり、平成24～28年度の漁港漁場整備長期計画に沿って、漁港施設の老朽化対策等を進めてきました。また、平成29年度以降は、施設の老朽化対策を進めていくと共に、新たな計画に沿って整備を進めていく必要があります。また、漁場環境の保全として、流出ごみ、漁業系廃棄物が出ないようにする対策も必要です。

施策の方向性

●農業生産基盤の保全と機能向上（農政課）

①農業振興のための計画見直し

優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画を見直し、適正な土地利用を進めます。

②優良農地の保全・確保と農地の集積・集約化の促進

優良農地を保全し、農事組合法人などの担い手の経営安定化のため、農地の集約化に努めます。

③農業が有する多面的な機能の向上

耕作放棄地の解消や発生を防止し、多面的な機能を有する農業の環境向上を進めます。

④塩水対策、有害鳥獣対策

農産物の塩害を防止するための塩水対策や、食害を防止するための有害鳥獣の捕獲などの対策に努め、農作物の生産安定を進めます。

●農産物の生産・流通体制の強化（農政課）

①安全・安心な農業の推進

農産物の減農薬・減化学肥料栽培や生産履歴記帳（トレーサビリティシステム※）など安全・安心な産地づくりを促進します。

②新規作物の導入と農作物の高付加価値化の促進

柳川の風土に適した、収益性の高い新規作物の導入と、柳川産農作物のブランド化や6次産業化による加工品の開発など農作物の高付加価値化を促進し、所得向上に取り組みます。

③販路の拡大と流通体制の強化

直売所の整備や軽トラ市の開催など、生産者が消費者と直接結びついた市場の開発と海外やネット販売などの新たな市場への販路開拓を支援します。また、産地としてのPRを促進します。

④園芸農業・土地利用型農業の推進

ナスやイチゴ、アスパラガス、トマトなどの産地としての支援を図りつつ、新たな特色のある農産物の定着を推進します。また、米・麦・大豆の生産効率の向上を図り、土地利用型農業の振興を促進します。

※トレーサビリティシステムとは、生産者が基準に基づいて生産活動（生産工程管理）を行った内容を記帳し、生産物を販売する際に消費者や取引先に対して生産情報を開示する取り組みの記録。生産物の安全を確保するとともに、消費者や取引先への安全・安心の提供、さらには産地の食の安全・安心に対するリスクマネジメントの機能も持つ。

⑤食育及び食農教育の推進

農産物を育て、収穫する食農教育や地産地消などの食育や市民農園、グリーンツーリズムなどを通じた農業への理解と啓発に努めます。

⑥畜産振興

生産履歴記帳など安全に配慮し、地域社会に調和した畜産の振興を図ります。

●有明海の再生（水産振興課）

①関係機関への要請と連携強化

赤潮の多発や環境悪化に関して、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」や「有明海再生に関する福岡県計画」を最大限に活用しながら原因調査や研究を行い、再生に向けた取り組みを国や県に要請し、連携強化を進めます。

②市民への意識啓発と関係自治体との連携

有明海に注ぐ河川や水路の水質浄化、山と海との交流などを進め、市民への啓発や関係自治体と連携した取り組みを進めます。

③漁港・漁場環境保全の推進

流出ごみ、漁業系廃棄物などは関係機関と一体となり適正な処理を行い、漁港や漁場の環境保全を推進します。

④漁場改善整備の促進

漁場生産基盤を復元するため、覆砂による整備事業の実施などを国や県などの関係機関に要請します。

●水産物の生産・流通体制の強化（水産振興課）

①外国産海苔の輸入対策

韓国や中国からの海苔の輸入増加に対する対策を推進します。

②販路拡大と流通体制の強化

共販体制や直販、海外などの新たな流通・販路開拓に努め、販路拡大を促進します。

③ブランド化の促進

柳川産水産物のブランド化を進め、国内外における競争力の向上を図ります。

④水産物の高付加価値化

6次産業化を推進し、高付加価値な商品開発を行い、所得向上に努めます。

⑤漁協と漁協系統組織の再編への支援

経営指導や漁業活動の支援を積極的に行える組織づくりを支援します。

⑥指導体制の強化・充実

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所等の関係機関と連携して資源管理技術や生産面・経営面の指導の充実を図ります。

●漁業団地の建設と協業化の推進（水産振興課）

①ノリ生産基盤の充実

ノリ養殖の計画的な管理を進め、作業効率が向上するよう荷揚げ場や加工施設などを一体化した漁業団地の整備を進めます。

②生産環境の向上と水質の保全

ノリ加工施設や資材置き場を集約化し、漁業者の生産環境の向上を図るとともに地域住民への生活環境の向上を図ります。また、加工処理水の適切な処理を図り水質保全を図ります。

③協業化による生産効率性の向上

協業化により生産効率の向上と作業時間の短縮や就労環境の向上を図り、経営の安定化と労働環境の改善を図ります。

●水産業の生産基盤の整備（水産振興課）

①生産性の高い漁場づくり

覆砂による底質改善や増殖場の造成などにより漁場の機能を回復させ、漁場の生産性の維持向上を図ります。

②漁港と関連施設の整備

漁港漁場整備長期計画に基づき、漁港機能を維持・向上し、漁船の出入りを容易にするための浚渫を継続して実施します。また、機能保全計画に基づいた補修等の対策工事を行うことで、施設の長寿命化を図ります。

③つくり育てる漁業の推進

限られた水産資源を有効に活用するため、資源管理型漁業を推進します。また、陸上中間育成施設等の整備に努めるとともに経営安定や漁獲量の増大のため、栽培漁業を推進します。ガザミやクルマエビ、ヨシエビ、ヒラメなどの種苗放流や放流技術の開発を関係機関や団体と協力して継続します。

④採貝漁業の振興

覆砂による底質改善や増殖場の造成などにより干潟漁場の機能を回復させ、採貝漁業（特にアサリ）の振興を図ります。

⑤周年漁業体制の確立

魚介類（特にアサリ）の資源の増大を図るとともに、集出荷事業を推進し、周年漁業体制の確立に努めます。



カントリーエレベーター



海苔加工場見学

5 産業の後継者づくり

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成31(2019)年度)
新規就農者数	11 (人)	70 (人：累計)
漁業新規就労の確保及び後継者の育成	6 (人)	20 (人：累計)

現況と課題

○商工業においては、柳川まりやさげもん、ゴザ、神棚製作など伝統産業について、技能功労者表彰を設けるなど、技能の継承を奨励していますが、手作業によるものがほとんどであり、後継者が育っていない現状があります。

○観光サービス業においては、観光入込客数も平成23年から一貫して増加しており、平成27年には136万人となっています。また、外国人旅行者数も飛躍的に増加しており、平成27年には15万人と過去最高となっています。一方、川下りの船頭をはじめとする観光従事者は、年々減少しています。このため、増加する観光客を十分に受け入れる態勢が整わないという事態が予想されます。このような状況を踏まえ、観光従事者の後継者育成を行う必要があります。

○農業においては、市内の全産業の中で一番高い平均年齢60.8歳（平成22年国勢調査）と農業従事者の高齢化が進んでおり、今後農地の適正な保全が損なわれる恐れがあります。

○新たに農業に従事したいというニーズもあるため、新規就農に関する相談や支援制度の充実を図ることも重要です。

○また、農地中間管理事業による農地の集約化に取り組み、担い手への農地の集積と耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化を図ります。

○漁業においては、平成10年と平成25年を比較すると、漁業経営体総数は、1,036戸が694戸と15年間で約33%減少し、漁業就業者数は、2,368人が1,681人と約29%の減少になっています。その内、60歳代以上の占める割合は約43%と漁業就業者の高齢化が進んでいます。

○基盤整備面では、機能的な漁業団地の整備を進めるとともに、個人経営から協業化への転換をさらに進めなければなりません。協業化を図ることで、施設整備のコスト削減や労働力の軽減、所得の向上と経営体質の強化となることで、息の長い漁業経営が期待されます。まさに、このことが後継者の育成へとつながっていきます。

施策の方向性

●伝統産業の技能の継承と後継者育成促進（商工・ブランド振興課）

柳川らしい伝統産業の担い手や高い技術を要する職人を支援し、伝統産業の継承を促す取り組みを実施します。また、伝統産業の廃業予定者と起業者のマッチングを行い、後継者を育成します。

●観光従事者の後継者育成（観光課）

セミナーや就業相談を行い、観光事業の就労の場をPRするとともに、後継者の育成を進めます。

●農業の担い手育成と経営支援、経営所得安定対策の推進（農政課）

①生産者・生産組織の経営支援と育成

後継者や新規就農者、認定農業者などの担い手を確保・育成するため、関係機関と連携して営農支援に努め、経営体質の改善を促進します。また、生産組織を強化・育成するため、農事組合法人などへの移行を促進します。

②新規就農者の確保と後継者の育成

経営支援や各種営農類型メニューの周知、就農相談を図り、新規就農者の確保や後継者の育成を促進します。

③就農者支援事業の推進

地域農業の中核となる農業者の育成や担い手の確保と育成に努めます。また、女性や高齢者が働きやすい環境をつくるため、家族経営協定の締結など条件整備に努めます。

●漁業者の育成と経営支援（水産振興課）

①新規就労者の確保と後継者の育成

若い世代が魅力を感じる施策や技術取得に対する支援に努め、新規就労の確保や後継者の育成に努めます。

②経営支援の推進と就労環境の条件整備

協業化などにより設備投資のコスト削減や就労時間の短縮など、経営体質の強化に対する支援に努め、後継者が育ちやすく、女性や高齢者が働きやすい環境整備に努めます。

③漁業法人化の検討

経営基盤強化や新規就労者の受入先として漁業法人化を検討します。



オクラの栽培講習会

6 大学・地元高校等との連携

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
産官学連携事業実施件数	3 (件)	5 (件：累計)

現況と課題

○市内には普通高等学校3校（伝習館、杉森、柳川）、専門学校が3校（ハリウッドワールド美容専門学校、柳川リハビリテーション学院、柳川山門医師会看護高等専修学校）あり、中規模市町村としては、特異な状況にあります。また、福岡県内には大学が多く存在し、県全体の自県大学進学率は64%（平成22～26年度平均）と他県と比較すれば高い状況にあります。

○本市の人口減少の要因は、進学就職を機とした若年層の流出が大きなものとなっていますが、大学や地元高校などとの連携により郷土愛を醸成する学習の充実や地元企業への就職あっせんなどを行うことにより、抑制を図る必要があります。

○また、連携協定を締結している九州産業大学をはじめ、九州大学や佐賀大学、東京都跡見学園女子大学などとの連携で商業や工業、観光、景観、技術などの分野で産学官や金融機関との連携を行い、若者・外部の者の視点でまちづくりを行うことは、今後、交流人口の増加や転入促進の面で大変重要な取り組みとなります。

○近年、高校生の進学率は高まっており、大学や専門学校を誘致することができれば、若年層人口の増加や経済波及効果が見込まれ、地域内で就業先を探すことになり、転出抑制にも効果が見込めます。

施策の方向性

●大学・地元高校等との連携によるまちづくり（観光課、商工・ブランド振興課、都市計画課、企画課）

地元企業への就職あっせんや郷土愛の醸成、若者のアイデアを活かしたまちづくりなど大学・地元高校等と連携した取り組みを行っていきます。

●産学官金連携の強化（観光課、商工・ブランド振興課、都市計画課、企画課）

市が行うあらゆる分野で企業や研究機関、金融機関との連携を強化し、新技術の研究開発や新事業の創出を図ります。

●学校（大学、専門学校）誘致（商工・ブランド振興課）

大学等の誘致を図ることで、新たな経済活動が促進され、地域貢献の場の提供や若者の定住化など地域活性化を図ります。



企業PR大会

7 柳川の特長を活かした舞台の整備

重要業績評価指標と目標値

評価指標	基準値	目標値 (平成 31 (2019) 年度)
外出に公共交通を利用しようと思う人の割合	－ (%)	50.0 (%)
コミュニティバスの認知度	－ (%)	50.0 (%)

現況と課題

○土地利用は大きく大別すると農地等の振興を図る「農業振興地域」と計画的な市街化を図る「都市計画区域」がありますが、古くから農漁業が盛んであり、土地利用は農地など自然的なものが大半を占めていましたが、社会・経済状況の変化によって次第に都市化し、徐々に宅地化が進んできています。

○本市の都市計画区域は市域全体（7,715ha）で、その内759ha が用途地域に指定されています。用途地域の内582.8ha（構成比78.1%）が住居系用途で、166.2ha（構成比21.9%）が商工業系用途となっています。

○農業振興地域については用途地域外の6,956ha で市域面積の約90%以上を占めています。昭和40年代から進められてきた農業基盤整備により、平成27年度までに農地の42.5%の2,943.8ha が整備され、機械化や省力化が可能な優良農地となっています。

○今後は本市の土地利用の現状を踏まえながら長期的視点に立ち、地域の活力が維持されるように計画的に土地利用を図る必要があります。

○国土調査事業は、土地権利関係の明確化と都市計画や施設管理などの土地行政全般の事業の効率化のため、昭和53年度から取り組んでおり、平成28年度末現在で、75.92%が完了しています。今後も平成32（2020）年度の完了に向けて、計画的に推進する必要があります。

○本市の人口集中地区※、いわゆる市街地は市域面積の3.8%で、その範囲に総人口の16.9%の市民が暮らしています。市街地人口は昭和55年以降減少し続けており、市街地の人口空洞化が進んでいると考えられます。また、計画的に市街地形成を進めるべき用途地域内の人口も減少していて、市中心部の人口減少は、公共投資の非効率による財政の圧迫等につながる恐れがあります。これからは、商業施設、医療・福祉施設を含む公共用施設などを市街地に集約する「コンパクトシティ」を目指していく必要があります。併せて市街地周辺での無秩序な開発などの規制誘導を行うことも必要となっています。

○このため、中心市街地などで拠点づくりを進めるとともに、地域交通の再編と連携により、公共交通によるネットワークの充実を図っていくことが大切です。

○今後も人口が減少することが予測されており、高齢者や子育て世代が、安心・快適な生活を営むことができるよう人口密度を高くするような効率的な土地利用を進める必要があります。そこで、居住や医療、福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能を集約させる立地適正化計画を策定する必要があります。

○本市には、福岡市と大牟田市を結ぶ西鉄天神大牟田線が通っていて、市内には蒲池駅、矢加部駅、西鉄柳川駅、徳益駅、塩塚駅、西鉄中島駅の6つの駅があります。その内、特急停車駅である西鉄柳川駅は、乗降客数が最も多く平成26年度に約411万人が利用していますが、人口減少等により利用者が減少しています。

○本市には、西鉄バス、西鉄バス久留米、堀川バスの3社が路線バスを運行していますが、利用者の減少とともに運行本数等の削減が進み、利便性が損なわれており、これ以上利便性を低下させないためにも路線バスの本数を維持していく必要があります。路線バスは、佐賀市、大川市、みやま市をつなぐ広域的な交通手段であるため、周辺自治体との広域連携による効率的な交通網の検討が必要です。

○また、本市では、路線バスが通っていない地域にコミュニティバスを運行しており、主に高齢者が買物や通院のために利用しています。運行時間が長く、便数が少ないなど利用しづらい面もあるため、より良い運行に向けて改善していく必要があります。

※人口集中地区とは、国勢調査において設定される統計上の地区で「DID」とも呼ばれる。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

○鉄道や路線バス利用者は、年々減少していますが、地域公共交通維持確保のため、今後は、利用増進に向けた取り組みが必要です。特に赤字運行の路線バスについては、市からの補助で運行維持されているため、コミュニティバスやタクシーとの連携を図りながら最適な交通ネットワークを構築していくことが重要です。

施策の方向性

●都市計画マスタープランの見直し（都市計画課）

効率的で効果的な都市基盤を整備するため、定期的な都市計画基礎調査や社会経済状況の変化を考慮し、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを実施します。

●農業振興地域整備計画の見直し（農政課）

諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図るため、農業振興地域整備計画を見直します。

●国土調査事業の推進（国土調査課）

総合的、計画的な土地利用のための基礎的な資料とするため、国土調査事業を積極的に推進します。

●都市機能の適正立地の誘導（都市計画課）

人口密度を高くするような土地利用を進めるための計画として、都市計画マスタープランを補完する立地適正化計画の策定を検討し、都市機能を適正に誘導していきます。

●市街地整備の推進（都市計画課、商工・ブランド振興課、観光課、総務課、企画課）

- ①「コンパクトシティ＋ネットワーク」に向けた都市機能の適正立地を目指します。
- ②中心市街地における賑わいとコミュニティの活性化を進めていきます。

●公共交通網形成計画の策定（企画課）

市内の公共交通（電車、バス、タクシー等）の役割に応じた交通体系の再整備を行うため、公共交通網形成計画及び再編に向けた実施計画の策定を進めます。

●西鉄天神大牟田線の活性化（企画課）

朝の通勤時間帯における運行時間短縮や増便などの利便性向上の要望活動、利用促進の啓発活動や事業者との連携強化などにより、利用者の増加につなげます。

●路線バスの維持・活性化（企画課）

路線の変更や相互連携などによる利用者の利便性を向上させる取り組みや事業者との連携強化などにより、利用者の維持を図ります。

●公共交通機関の利用促進の啓発（企画課）

バス、電車の日等の設定や事業者との連携強化などにより、公共交通機関の利用促進を図ります。



袋町のマンションから西鉄柳川駅方面を望む

4

第 編

前期基本計画を
進めるにあたって

前期基本計画を進めるにあたって

1 住民とともに進めるまちづくり

現況と課題

○本市はこれまで、市政への理解と信頼を深めるため、広報紙やホームページなどを活用した広報活動や、審議会等の会議内容などの情報公開を進めてきました。一方で、行政に対する意見や要望を把握するため、市長へのご意見箱や区長への要望、ホームページでの意見受け付けなどを進めています。

○しかし、これからの急激な社会変化に対応したまちづくりを進めていくためには、従来から行っている市内の団体との意見交換だけではなく、これまで行政に対して発言する機会が少なかった若者や学生、女性層などの市民の声を今まで以上に反映できる市民参加の条件整備を推進し、市民と行政との適切な役割分担とパートナーシップを築くことが重要になってきています。

○そのためには、市民への適切かつ積極的な情報提供と説明責任の徹底が不可欠となります。また、市政への市民参加の機会を創出し、市民の声を取り入れていくことで、市民と行政の相互理解と連携協力を深め、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

○また、ツイッターやフェイスブックをはじめとする SNS の普及は目覚ましく、これまで行政からの一方通行であった情報発信は、双方向による情報共有の場となっており、今後の行政情報発信の新たな手段と位置付け、更なる利活用を進めていく必要があります。

○また、「まちづくりは人づくりから」と言われるように、パートナーシップによる自立した市政運営を現実のものにしていくためには、市民の側にまちづくりのリーダーが育つことも必要です。

○本市では、「柳川市情報化推進計画」に基づき、市内全域への高速通信網の整備を進め、平成25年度には市内全域で光通信サービスが受けられるようになりました。これを基に、自動交付機の機能拡張や図書貸出予約などの住民サービスの向上や、議会中継、電子入札、観光・行政情報の電子化など電子自治体化を推進してきました。

○今後、さらに情報化社会が進展することが予想され、市民すべてが「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるネットワーク社会に対応できるよう学校や地域で情報活用能力を向上させる環境の整備をセキュリティ確保や個人情報保護などに十分留意しながら進める必要があります。

施策の方向性

●市民とのパートナーシップづくり（総務課）

- ①様々な市民の意見を反映した行政運営を行うため、各種行政委員会へ多様な人材の登用を推進します。
- ②良好なパートナーシップを行うため、市民の中で、子育てやまちづくりなど様々な地域リーダーの育成を行います。

●市民との情報の共有（企画課）

- ①広報や広聴手段の多様化、電子化を推進し、利用者の視点に立った情報公開の推進を進めます。
- ②計画の策定等の際し、市民から意見を求めるパブリックコメントやワークショップ、多種多様な情報交換の場づくりに努めます。
- ③「広報やながわ」やホームページなどを通して市民への情報提供を行うとともに、積極的に市民の声を把握するため、一方通行の情報提供だけでなく、市民と市が情報のやり取りができる仕組みを構築していきます。

●市民に密着した情報化の推進

- ①ICT や IoT[※]などを活用し、業務の効率化や情報化を進め、電子自治体を推進します。（企画課）

※IoT とは、「Internet of Things」の略で「モノのインターネット」の意味。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、すべての「モノ」がインターネットにつながることで、新たなサービスやビジネスが根底から変わるというもの。

- ②インターネットを活用し市民サービスの向上を図ります。(企画課)
- ③コンピュータウイルス感染による情報漏えいやデータ破壊などを防ぐために情報セキュリティの対策を推進します。(企画課)
- ④市のサイトのアクセス解析を行い、閲覧者が望む情報の充実などの対策を行っています。(企画課)
- ⑤市民向けのパソコン教室や学校での情報教育を基礎として情報リテラシーの向上を目指します。(生涯学習課、学校教育課)



市民協働の地域づくり講演会

2 持続可能な財政基盤の確立

現況と課題

○本市は、大規模な企業が少ないこと等により市税収入などが自主財源が3割と乏しいため（県下26市中19位；平成26年度）、地方交付税などの国・県から交付される依存財源に頼って財政運営を行っています。この地方交付税の中の普通交付税は、現在合併に伴う優遇措置を受けていますが、この優遇措置は段階的に削減されて平成32（2020）年度までには無くなることとなっています。

○また、本市では、現在もう一つの合併優遇措置である合併特例債を活用して事業を集中投資していますが、これに伴い市債残高が多額となっています（住民一人あたりの市債残高 県下26市中3位；平成26年度）。この合併特例債の活用は平成31（2019）年度まで続き、大型事業が実施される見込みとなっているため、今後は大型事業の実施に伴い借り入れた合併特例債の償還金が財政負担になることが予想されます。こうした合併特例債の償還金の増額に対応するため、本市では計画的に財政調整基金や減債基金への積み立てを行ってきましたが、それだけでは不足することが想定されます。

○財政状況を見ると、歳入歳出ともにここ数年は300億円を超える額で推移しています。歳入予算のうち、地方交付税は約96億円（約30%）となっており、貴重な財源となっていますが、合併に伴う優遇措置は段階的に削減されて平成32（2020）年度には無くなることとなっています。また、歳出予算では、義務的経費が約5割を占めており、財政が硬直化している状況にあります。

○そのため今後、行財政改革を今まで以上に積極的に推進し、持続可能な財政基盤の確立に向けて効率的、効果的、計画的に財政運営を進めることが重要となります。

○まず、歳入では、自主財源の確保に向けて受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等の見直しや未利用市有財産の積極的な売却、産業振興などによる税収増加施策、ふるさと納税制度の活用なども必要です。

○公金の管理運用については、国債等を活用した資金運用の範囲を拡大することにより預金利子の確保に努めるとともに、常に金融機関の経営状況等を把握しながら、確実かつ有利な運用により、公金預金の保全に努める必要があります。

○一方、歳出では、予算編成を今までの歳出対応型から歳入対応型への切り替えを本格化するとともに、経営会議による重点施策の決定と重点施策への優先的予算措置を行うことにより対処することとします。

○また、経常経費の削減を進める方策として、平成28年度に作成された公共施設等総合管理計画で示された施設全体の削減目標を基に、個別施設の再配置計画を作成し削減目標の具現化に努めることや管理方法、運用方法、PPPの導入など総合的な方針を策定し、有効活用を図っていく必要があります。

○さらに、国民健康保険や上水道、下水道などの特別会計や企業会計は、原則として独立採算制となっており、一般会計からの繰り出しを抑制していく必要があります。

○その他、市民に財政状況を十分に理解してもらうため、中長期的な財政見通しを示した中期財政計画やバランスシートなどの方法によって財政状況を公表し、市民と情報を共有化することが求められています。

施策の方向性

●持続可能な財政基盤の確立（財政課）

- ①事業実施による後年度負担や財政硬直化を防ぐため、計画的に基金の積み立てを行います。
- ②市有財産の利活用として未利用の公有財産の貸付・売却等や資産運用を検討し、歳入不足を補っていきます。
- ③普通交付税の段階的削減や税収の減少を見据えて、ふるさと寄付金制度の積極的活用などにより自主財源づくりを行います。
- ④受益者負担の原則に基づき、適正な公共施設等の料金（使用料、減免）の再設定を行います。

●メリハリのある財政運営（財政課）

- ①事業の効率化を図った上で、経営会議で重点施策を決定し、業務の優先順位付けによる予算配分を行う制度の構築を行います。
- ②今後の収入の縮小傾向を見据え、歳入対応型の枠配分方式による予算編成を推進します。
- ③財政計画や総合計画など中長期的な方針に従って、戦略的予算編成方針の作成を行います。

●公共施設の有効活用（財政課）

公共施設の管理や運用について、公共施設等総合管理計画を策定し、ランニングコストを長期的視点で検討し、統合や民間活用など再配置と有効活用を推進します。

●市民との財政状況の共有（財政課）

厳しい財政状況であるということを今まで以上に市民に分かりやすく、理解してもらえるよう情報の共有化を図ります。

●事務事業の整理統合（人事秘書課）

事務事業を振り返り、外部化も含めて効率化できる事務は改善し、優先度の低い事務などの見直しを行っていきます。

●補助金改革の実施（財政課）

補助金の交付や審査基準の適正化を図り、見直しを行っていきます。



行財政改革推進委員会

3 柔軟な組織機構改革

現況と課題

○本市ではこれまで、最少の経費で最大の効果を上げるため、様々な行財政改革を実施してきました。少子高齢社会の到来や加速化する人口減少など、社会構造が大きく変化する中で、多様化する課題すべてに行政だけで応えることには限界があり、これからは、市民との協働を推進するなど市民に理解を求めながら事業の取捨選択をしていかなければなりません。

○こういった課題に立ち向かっていくために、これまでの手法や考え方から脱却し、新たな行政運営のあり方を確立していく必要があります、考える職員集団となるような人材の育成と組織体制の整備も行い、併せて市民や企業、市民団体などの様々な活動団体と積極的に意見や知恵を出しあい、まちの総合力を高めて取り組んでいく必要があります。

○今後は、「第3次柳川市行財政改革大綱（計画期間 平成28年度～平成31（2019）年度）」に基づく具体的な取り組みを実施しながら、効率的・効果的な組織体制の強化を図るとともに、事務事業の改善を推進していく必要があります。

○また、効率的な行政運営を進めるためには、PPPの導入検討は有効な手法の一つです。これまでも養護老人ホーム柳光園の民営化や大和学校給食センター調理業務の民間委託などを進めてきましたが、今後もPFIや業務の外部委託等を推進する必要があります。

○また、地方分権の推進により、これまで県から各自治体に一律に権限を移譲していた事務が、自治体が移譲を希望する事務から優先的に移譲されるようになるなど、各自治体の主体性や自立性がより強く求められています。

○合併時に3庁舎を活用した一部分庁方式を採用し、各庁舎に機能を分担して行政組織を配置しました。このような中で、新たな行政課題や拡充強化すべき業務に対応しやすいよう、部の所管を見直したり、課や係を新設、統合したりするなど、その時々の課題に応じて機構改革を行ってきました。現在、庁舎統合を進めていますが、

統合後の組織機構や窓口のあり方について、総合窓口方式を導入するなど市民にとって、より分かりやすく効率的な組織体制になるようにしていかなければなりません。

○本市の職員数は、平成17年4月1日の602人から平成28年4月1日の488人へと合併後の11年間で114人を削減しています。職員数については、中期財政計画に掲げる目標数となるよう計画的な削減・任用に努めていかなければなりません。そのような職員減の中においても専門知識や資格を要する専門職員については、計画的に確保・育成に努めるとともに、嘱託職員で担える分野については財政負担を考慮し、嘱託職員を確保しサービスを提供していきます。

○また、これまでは必要に応じてプロジェクトチームを設置していましたが、新たに提案方式によるチーム設置も可能とするなど、よりスピーディで柔軟に対応できる仕組みをつくり職員に浸透させることによって、職員間の縦割り意識や職場風土を改革し、より効率的に事務事業が実施できるようにしていく必要があります。

○また、職員数の削減を進めていく一方で、新たな行政課題や制度改正などに対応していくためには、電算システムの活用や事務の外部化などの検討も必要ですが、もっとも重要なのは、職員一人ひとりの力量を高めて、最小の資源で最大の効果を生み出せるようにすることです。

○これまで職員の資質や能力を高めるため、人材育成基本方針をもとに計画的に職員研修を実施してきましたが、計画の見直しも行いながら、やる気を引き出す人材育成のための人事評価制度を確立し、職場が職員を育てる環境や仕組みを整えていく必要があります。

○本市では毎年、窓口サービスの向上を図るために、アンケートを実施していますが、それによると年々市民満足度は向上しています。

○平成28年4月に女性活躍推進法が施行され、本市でも法に基づき特定事業主行動計画を定めました。本市の女性管理職は52人中4人、7.7%、女性の管理職候補（課長補佐、係長）は115人中16人、13.9%（平成28年4月1日現在）となっていますが、平成32（2020）年度までに達成すべき女性職員の登用目標率を定めていますので、目標達成のために毎年度、着実に女性登用を進めていく必要があります。

施策の方向性

●行財政改革の推進（企画課）

住民福祉の向上を実現するため、継続的に実効性のある行財政改革の推進を行います。

●PPP（公民連携）手法の活用（財政課）

PFI や指定管理者制度、民間委託など行政コストの削減のため、あらゆる職場・業務について、PPP などの手法を推進します。

●権限移譲等による地方分権の推進（企画課）

地域の権限強化や市民の利便性向上、地域再生など地域の活性化のため、権限移譲や特区、地域再生計画の策定などを推進します。

●時代のニーズに合わせた組織機構への見直し（人事秘書課）

総合計画の進捗を効果的、効率的に実施し、市民ニーズや利用者の視点、庁舎統合で簡素合理化を進めます。また、複数の分野にまたがる行政課題に対しては、迅速に対応できるプロジェクトチームを編成し対応します。

●人材育成（人事秘書課）

職員として必要な意識や能力を明確化し、経営感覚やコスト意識、専門性、地域愛着などを持った職員の人材育成を図ります。

●窓口サービスの向上（人事秘書課）

利用者の立場に立った視点で、窓口環境の改善を行い、正確かつ迅速なおもてなしの接遇に努めます。



柳川市人材育成基本方針職員研修会

資料編

柳川市総合計画条例

平成29年3月22日
条例第5号

(目 的)

第1条 この条例は、本市の総合計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって将来にわたって魅力があり、かつ、持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた将来の都市像を実現するための重点施策及び重点事業の方向性を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第5条 総合計画は、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、柳川市附属機関の設置に関する条例（平成17年柳川市条例第29号）第2条に規定する柳川市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公 表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講じ、その実施状況について、適宜公表するものとする。

(委 任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。

柳川市附属機関の設置に関する条例

平成17年 3月21日
 条例第29号
 改正 平成18年 3月31日 条例第12号
 平成19年 3月13日 条例第 1 号
 平成22年 7月 2日 条例第18号
 平成26年 6月18日 条例第18号
 平成26年12月26日 条例第33号
 平成27年 3月 5日 条例第 1 号
 平成27年 3月25日 条例第 9 号
 平成28年 3月28日 条例第13号

(趣 旨)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定により柳川市が設置する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(名称及び担任意務等)

第 2 条 附属機関の名称、担任意務及びその属する執行機関は、別表のとおりとする。

(委 任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成17年 3月21日から施行する。

附 則（平成18年 3月31日 条例第12号）

この条例は、平成18年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3月13日 条例第 1 号）抄
 (施行期日)

1 この条例は、平成19年 4月 1 日から施行する。

(助役に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に助役である者で新法附則第 2 条の規定により副市長として選任されたものとみなされるもの（以下「引き続き副市長となった者」という。）の柳川市表彰条例第 3 条に規定する在職年数の計算に当たっては、副市長としての在職期間に、新法による改正前の地方自治法第 1 6 2 条の規定により選任された助役としての就任日からこの条例の施行日の前日までの期間を加えるものとする。

(収入役に係る経過措置)

3 新法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の任期中に限り、第 2 条から第 5 条までの規定は適用せず、第 2 条の規定による改正前の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第 3 条の規定による改正前の柳川市職員定数条例第 1 条、第 4 条の規定による改正前の柳川市長、助役、収入役の給与等に関する条例の題名、第 1 条、第 2 条及び附則第 2 項並びに第 5 条の規定による改正前の柳川市教育委員会教育長の給与等に関する条例第 4 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第 2 条の規定による改正前の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第 3 条の規定による改正前の柳川市職員定数条例第 1 条、第 4 条の規定による改正前の柳川市長、助役、収入役の給与等に関する条例の題名、第 1 条、第 2 条及び附則第 2 項並びに第 5 条の規定による改正前の柳川市教育委員会教育長の給与等に関する条例第 4 条の規定中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成22年 7月 2日 条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 6月18日 条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日 条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3月 5日 条例第 1 号）
 (施行期日)

1 この条例は、平成27年 4月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する柳川市就学指導委員会は、第1条の規定による改正後の柳川市附属機関の設置に関する条例別表の規定に基づく柳川市教育支援委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成27年3月25日 条例第9号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の場合においては、第2条の規定による改正後の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第3条の規定による改正後の柳川市職員倫理条例第2条、第4条の規定による改正後の柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例別表第1、第5条の規定による改正後の柳川市長及び副市長の給与等に関する条例の題名、第1条及び第2条並びに第6条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の柳川市附属機関の設置に関する条例別表、第3条の規定による改正前の柳川市職員倫理条例第2条、第4条の規定による改正前の柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例別表第1、第5条の規定による改正前の柳川市長及び副市長の給与等に関する条例の題名、第1条及び第2条並びに第6条の規定による廃止前の柳川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年3月28日 条例第13号)
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担当事務
市 長	柳川市総合計画審議会	市の総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市行政改革推進委員会	行政改革の推進に関する調査及び審議を行うこと。
	柳川市男女共同参画推進協議会	男女共同参画の推進に関する調査研究及び審議を行うこと。
	柳川市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議すること。
	柳川市補助金等審査委員会	市が交付する補助金等について審査すること。
	柳川市市有財産審議会	普通財産売払い等の適正を期するため調査及び審議を行うこと。
	柳川市高齢者保健福祉計画審議会	高齢者保健福祉計画に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム等の入所措置の適正を期するため必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市在宅介護支援センター運営協議会	在宅介護支援センターの事業計画、運営等について協議すること。
	柳川市人権・同和対策推進協議会	同和対策の推進に関する事項について調整及び協議を行うこと。
	柳川市健康づくり推進協議会	市民の健康づくりのための企画、立案等について協議すること。
	柳川市予防接種健康被害調査委員会	市が行う予防接種業務により生じた健康被害について医学的見地から必要な調査及び助言等を行うこと。
	柳川市廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の減量や再利用等について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議を行うこと。

柳川市総合計画審議会規則

平成17年 5 月25日
規則第136号

附属機関の属 する執行機関	附属機関名	担任意務
市 長	柳川市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市国土調査実施推進委員会	国土調査に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市町界町名地番整理審議会	町界、町名及び地番整理に関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市いじめ問題調査委員会	いじめの重大事態における教育委員会及び市立学校の調査結果を審議し、必要に応じて再調査を行うこと。
教育委員会	柳川市立学校通学区域審議会	市立小学校及び中学校の通学区域に関し必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会	市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置化に関し必要な調査及び検討を行うこと。
	柳川市教育支援委員会	障害のある児童生徒に対する継続した教育支援に関し必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市学校給食審議会	学校給食に関する事項について調査及び審議を行うこと。
	柳川市立学校いじめ防止対策委員会	いじめの防止等のための有効な対策の検討及び審議並びにいじめの重大事態に係る調査を行うこと。
	柳川市文化財専門委員会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査及び審議を行うこと。
	柳川古文書館協議会	館長の諮問に応じ、古文書館の運営に関し調査及び審議を行うこと。
	柳川市史編さん委員会	市史編さんに関する事項について必要な調査及び審議を行うこと。
	柳川市史編集委員会	市史の編集、執筆及びそれに必要な調査研究を行うこと。

(趣 旨)
第 1 条 この規則は、柳川市附属機関の設置に関する条例（平成17年柳川市条例第29号）第 3 条の規定に基づき柳川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)
第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、柳川市総合計画に関する事項に関し必要な調査及び審議を行う。

(組 織)
第 3 条 審議会は、委員35人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 知識経験を有する者
(2) 市内の公共的団体において推薦された者
(3) 市民代表
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任 期)
第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、第 2 条に規定する諮問に係る事項が終了したときは、解任させるものとする。

(会長及び副会長)
第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 審議会に専門の事項を調査審議するため部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶 務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。



柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会要綱

平成28年5月27日

告示第72号

(設 置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき本市が策定した柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の進捗状況等を審議するため、柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関する事項を審議する。

- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、総合戦略に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組 織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業の分野において識見を有する者
- (2) 行政の分野において識見を有する者
- (3) 教育の分野において識見を有する者
- (4) 金融の分野において識見を有する者
- (5) 労働団体の分野において識見を有する者
- (6) マスメディアの分野において識見を有する者
- (7) 公募により選定した者
- (8) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会において必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



柳川市総合計画審議会 (柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会)
委員名簿

氏 名	所属・役職	役職
馬見塚 英 典	柳川農業協同組合・営農部長	
太 田 豪	福岡有明海漁業協同組合連合会・参事	
新 谷 将 史	柳川商工会議所・総務課長	
富 安 信一郎	柳川市観光協会・副会長	
川 津 匡 宏	西日本鉄道㈱・計画課長	
太 田 達 明	柳川地区不動産協業会	
松 尾 美智代	南筑後保健福祉環境事務所・保健所長	
片 山 潔	福岡県広域地域振興課・地域企画監	
浦 里 果	(浦委員は平成29年6月6日に委嘱)	
富 田 信 雄	福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所・支所長	
江 崎 秀 博	(江崎委員は平成29年6月6日に委嘱)	
山 下 宗 利	佐賀大学芸術地域デザイン学部・教授	会長
瀬戸口 京 子	柳川市教育委員会・委員	
益 田 幸	専門学校柳川リハビリテーション学院・就職担当	
伴 和 美	柳川高校・進路指導担当者	
松 延 享 朋	柳川金融協会・理事長	
清 澄 由美子	㈱アヴァンティ・副社長	副会長
村 山 由香里	㈱アヴァンティ・取締役社長 (平成29年6月6日に委嘱)	
作 本 憲 行	㈱有明ねっとこむ・取締役	
上 田 恵 佳	柳川市地域おこし協力隊	
待 鳥 暁 子	柳川市定住促進若者会議	
生 田 裕 子	子育て支援センターピコクラブ・代表	
中 村 国 保	公募委員	
長 嶋 真 穂	公募委員	
平 川 裕 香	公募委員	

28 柳企画 第214号
平成28年 6 月30日

平成29年2月13日

柳川市総合計画審議会
会長 山下宗利 様

柳川市長 金子 健次 様

柳川市総合計画審議会
会 長 山下 宗利 

柳川市長 金 子 健 次

第2次柳川市総合計画について（答申）

第2次柳川市総合計画について（諮問）

柳川市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、第2次柳川市総合計画（基本構想、基本計画）について、貴審議会に諮問します。

平成28年6月30日付け、28柳企画第214号により諮問があった第2次柳川市総合計画案（基本構想、基本計画）については、柳川市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき審議した結果、別冊のとおり成案を得ましたので、ここに答申します。



計画策定の経緯

総合計画

年	月 日	会議名等	内 容	内外部
平成28年	4月15日	公募委員の募集	3名程度（5月13日まで） 応募者5名（男2、女3）	外部
	5月17日	市長協議	策定方針・スケジュール等	内部
	6月1日	経営会議	策定方針及び各課への基礎調査依頼	内部
	6月7日	全課長説明会	策定方針及び各課への基礎調査依頼 （7月15日まで）	内部
	6月30日	第1回柳川市総合計画審議会	正副会長の選任、第1次総合計画・ 総合戦略の概要、第2次総合計画の 方針説明	外部
	7月21日	第1回柳川市総合戦略審議会	総合戦略に掲げる具体的事業の検証	外部
	8月29日	第2回柳川市総合計画審議会	構成と現況・課題に関する協議	外部
	9月27日	各部長及び各課ヒアリング	基礎調査等に関する捕捉ヒアリング （10月13日まで）	内部
	10月25日	第3回柳川市総合計画審議会	現況と課題に対する施策の方向性に 関する協議（1回目）	外部
	11月21日	第4回柳川市総合計画審議会	現況と課題に対する施策の方向性に 関する協議（2回目）、パブリック コメントの実施について協議	外部
	12月1日	各課照会	基本計画案の確認と KPI の提出 （12月19日まで）	内部
	12月15日	総務常任委員会	経過と状況報告、計画の策定方針	議会
	12月16日	市長協議	協議状況報告⇒追加指示	内部
	12月20日	第5回柳川市総合計画審議会	現況と課題・施策の方向性の修正確認、 基本構想の協議	外部
	12月22日	柳川市総合計画調整会議	副市長・部長で構成。全体像の説明。 市長指示事項の伝達、各課照会の未 提出の督促（1月13日まで）	内部
	12月28日	パブリックコメントの実施	2人17件の提案（1月20日まで）	外部
平成29年	1月17日	第1回土地利用構想検討会議	総務部長、建設部長、産業経済部長、 まちづくり課長、建設課長、農政課 長、商工振興課長、農業委員会事務局 長、企画課で構成	内部
	1月30日	第6回柳川市総合計画審議会	パブリックコメントの結果報告、全 体像（序論、KPI）の協議	外部

年	月 日	会議名等	内 容	内外部
平成29年	2月1日	第2回土地利用構想検討会議	事務局案の提示・協議	内部
	2月7日	第3回土地利用構想検討会議	修正案の協議	内部
	2月9日	市長協議	土地利用構想、答申内容、総合計画 条例の協議	内部
	2月10日	第4回土地利用構想検討会議	市長協議の報告	内部
	2月13日	第7回柳川市総合計画審議会	最終確認、答申	外部
	2月15日	総務常任委員会	総合計画条例の説明	議会
	2月22日	議会全員協議会	総合計画条例の説明と答申の報告	議会
	3月3日	各課最終照会	総合計画基本構想、基本計画の最終 確認（3月30日まで）	内部
	3月16日	3月定例議会	柳川市総合計画条例案が定例会にお いて議決	議会
	5月9日	経営会議	6月議会へ提案する総合計画基本構 想案を最終決定	内部
	5月22日	総務常任委員会	総合計画基本構想案の説明	議会
	6月8日	議会全員協議会	総合計画基本構想案の説明	議会
	6月30日	6月定例議会	総合計画基本構想案の議決	議会

総合戦略

年	月 日	会議名等	内 容	内外部
平成28年	6月1日	経営会議	事業一覧・重要業績評価指標の調査 依頼（～15日）	内部
	7月21日	第1回柳川市総合戦略審議会	具体的事業の検証	内部
	9月28日	市長報告	アクションプラン及び KPI	内部
	9月30日	庁議	アクションプランの庁議報告及び各 課通知	内部
	11月24日	総務常任委員会	アクションプランの報告	議会
	11月17日	各課照会	総合戦略に関するアンケートの設問 （～12月11日）	内部
平成29年	6月30日	6月定例議会	総合計画へ包括	議会

第2次柳川市総合計画

平成29年 6 月発行

編集・発行 柳川市総務部企画課

〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地 1

電 話 0944－73－8111

F A X 0944－74－5520

<http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/>
